

**第3期釧路市
子ども・子育て支援事業計画
2025年度～2029年度
(令和7年度～令和11年度)**

釧路市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	3
(1) 計画の位置づけ.....	3
(2) 計画の期間.....	3
3. 計画の策定方法	4
(1) 「鉏路市子ども・子育て会議」での審議	4
(2) 関係団体等からの意見.....	4
(3) ニーズ調査の実施	6
第2章 鉏路市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状と課題.....	7
1. 鉏路市の現状.....	7
(1) 地勢と概要	7
(2) 人口の動向	8
(3) 世帯の状況	10
(4) 婚姻の状況	13
(5) 就労状況.....	16
2. 地域における子育て支援事業の利用状況.....	18
(1) 教育・保育施設等	18
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	24
(3) 子育て支援施設等の整備状況.....	36
3. 第2期計画における施策・事業の進捗状況	39
(1) 施策・事業の進捗状況.....	39
(2) 基本目標別の進捗状況.....	40
4. ニーズ調査結果.....	42
(1) こどもと家族の状況や子育て環境	42
(2) 保護者の就労状況、子育て支援サービスの現状と今後の利用希望	44
(3) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度	51
(4) 子育てと経済的環境	53
(5) 自由意見の結果.....	60
第3章 計画の基本的な考え方	61
1. 基本理念	61
2. 基本的視点	62
3. 基本目標と施策体系.....	63
第4章 施策の展開.....	66
1. 健やかに産み育てられる環境づくり	66
(1) 安全・安心な母子保健医療等の充実.....	66
(2) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進.....	68
(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実.....	71

(4) 「食育」の推進	72
2. 子育て家庭を支援するための環境づくり	73
(1) 教育・保育サービスの充実	73
(2) 地域における子育て支援の充実	74
(3) 子育て支援ネットワークの構築	76
(4) 働きながら子育てしやすい環境の充実	76
3. こどもの成長を支える環境づくり	78
(1) こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	78
(2) こどもの健全育成の推進	79
(3) こどもの権利・意見反映の取組の推進	82
(4) 家庭や地域の教育力の向上	83
4. こどもと子育て家庭にやさしい環境づくり	84
(1) 安心して子育てできる生活環境の整備	84
(2) こどもを交通事故や犯罪等の被害から守る活動の推進	85
(3) 心のケアが必要なこどもへの支援の推進	85
5. 貧困と格差の解消を図るとともに、配慮を要するこどもと家庭を支える環境づくり（こども の貧困の解消に向けた対策計画）	86
(1) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	86
(2) 障がい児支援・医療的ケア児対策の充実	92
(3) 児童虐待防止対策の充実	93
第5章 教育・保育の内容と供給体制	95
1. 子ども・子育て支援制度の全体像	95
2. 教育・保育提供区域の設定	96
(1) 教育・保育提供区域について	96
(2) 本市における教育・保育提供区域	96
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策	98
(1) 推計の考え方	98
(2) 本市における教育・保育の量の見込みと確保方策	98
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	110
(1) 地域子ども・子育て支援事業について	110
(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	112
5. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	136
(1) 地域子ども・子育て支援事業以外の教育・保育の提供及び推進	136
(2) 幼保小連携の取組の推進	137
(3) 教育・保育の受入体制の充実	137
第6章 計画の推進体制	138
1. 計画推進体制の構築	138
2. 関係機関との連携	138
3. 計画の達成状況の点検・評価・見直し	138

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担うこどもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、2012年（平成24年）8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」¹が制定され、この関連3法に基づき、就学前のこどもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、2015年度（平成27年度）から施行されました。「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

釧路市においても、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、2015年（平成27年）2月に釧路市子ども・子育て支援事業計画、2020年（令和2年）3月には第2期釧路市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、釧路市の実情に応じた質の高い幼児教育・保育の提供並びに地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

その後、少子化や児童虐待、ヤングケアラーなどのこども・子育てをめぐる課題を解決するために、国においては、「こども基本法」が2022年（令和4年）6月に成立し、2023年（令和5年）4月に施行されました。また、2023年（令和5年）12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

さらに、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が2024年（令和6年）6月に成立し、この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとされました。

2024年（令和6年）6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称を変更するとともに、こども大綱の記述を踏まえ、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化し、こどもの貧困の解消に向けた対策として、こどもの将来の貧困を防ぐことや、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまで支援が切れ目なく行われるよう推進していくこととされました。

このような背景の中、釧路市においては、2024年度（令和6年度）で第2期計画の計画期間が終了することを受け、これまでの取組を振り返るとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策も含めた総合的なこども・子育て支援における本市のあり方を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第3期釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

¹ 子ども・子育て関連3法：

「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）」

2012 年度 (平成 24 年度)	～	2015 年度 (平成 27 年度)	～	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
子ども・子育て支援法				子ども・子育て支援法 一部改正	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律					
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律					
		子ども・子育て支援新制度 開始			
			こども家庭庁 設立		
			こども基本法 施行		
			こども大綱 閣議決定		
		子どもの貧困対策の推進に関する法律			こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
	次世代育成支援対策推進法				次世代育成支援対策推進法 一部改正

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、市内の全てのこども・子育て家庭を対象とし、国が定める基本指針に即して、教育・保育その他のこども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、これまで本市が取り組んできた次世代育成に関する施策を継承した計画とします。

併せて、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」としても新たに位置づけ、こどもの貧困の解消に向けた施策を推進していきます。

計画の策定にあたっては、まちづくりの基本となる「釧路市まちづくり基本構想」を上位計画として「釧路市地域福祉計画」や「釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」「釧路市障がい福祉計画・釧路市障がい児福祉計画」など、各種関連計画との整合性を図るとともに、児童福祉法第 56 条の 4 の 2 に基づく市町村整備計画（保育計画）に関する目標についても定めるものです。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、2025 年度（令和 7 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 5 年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や社会情勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
釧路市まちづくり基本構想 2018 年度～2027 年度					次期 釧路市まちづくり 基本構想	
第 2 期 釧路市子ども・ 子育て支援事業計画 次世代育成支援対策地域行動 計画を包含		第 3 期 釧路市子ども・子育て支援事業計画 (以下の計画を包含) ・次世代育成支援対策地域行動計画 ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画				

3. 計画の策定方法

(1) 「釧路市子ども・子育て会議」での審議

本計画の策定にあたって、子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市におけるこども・子育て支援施策をこどもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子育て中の保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験のある者等で構成する「釧路市子ども・子育て会議」において計画の内容について審議を重ねました。

(2) 関係団体等からの意見

①釧路市子ども・子育て会議

【保育士の労働環境の充実について】

- ・保育士は忙しいというイメージがついてしまっており、新卒で保育士を志す人材が少ない。
- ・保育士の資格を持たない「子育て支援員」が保育現場を支えている。
- ・過去と比べ、仕事環境は改善傾向にある。
- ・保育士資格を持つ人の登録制度をつくり、潜在保育士の登用を図ってほしい。
- ・釧路出身の方が地元誇りを持てるようなまちづくりを進めるべき。

【こども・若者の居場所づくりについて】

- ・商業施設の中に、こどもをのびのびと遊ばせることができ、子育てに関する相談ができるような施設を開設してはどうか。
- ・中高生が気軽に集まれる場所として、社会人がフリースペースで仕事をするのと同じように、机・椅子とWi-Fiがあれば、こどもたちがやりたいことをその場所では実現できる。そのような場所があれば良いのではないか。

【共働き・共育世帯への支援について】

- ・児童館の閉館時間を現在の18時から、19時もしくは20時まで延ばしてほしい。その場合、18時以降は延長料金を徴収しても良いのではないか。
- ・子育て世代に対する「子育てサポートセンター・すくすく」の認知度を上げ、利用を促進していくために、ホームページをリニューアルするほか、インスタグラムなどのSNSを活用した広報活動をしていくべき。
- ・小学4年生以上の高学年になっても、留守番をさせるには不安があるため、地域の資源を活用したこどもの居場所づくりを進めるべき。
- ・共働き世帯のこどもでも遊べるような、夜まで開放している施設があることが望ましい。

②釧路市私立保育連合会

【子育て施策全般について】

- ・市の施設（「放課後児童クラブ」や「野のはな園」）の開設時間が短く、親の就労時間とマッチしていない。
- ・副食費の無償化をお願いしたい。
- ・放課後等デイサービスの利用は料金がネックとなっており、市から補助などの支援をすることで、より長く預かってもらうことができ、親の就労につながるのではないか。

【保育士等の確保について】

- ・第2子無償化で入所希望が増えることが予想されるが、現状の保育士不足の中で、希望する全てのこどもを受け入れることができるか不安。
- ・保育士の中には子育て中の方も多いため、放課後児童クラブの開設時間を延長することで、フルタイムで働ける環境が整うのではないかな。
- ・保育士に限らず、釧路市に残ってもらうためには、今のこどもや学生たちに、釧路を愛し、ふるさとを大事にできる気持ちを持ってもらうことが大切。
- ・まち自体が元気でないと働きたい気持ちになれない。駅前などを含めた活性化策の推進を。

③釧路市私立幼稚園連合会

【子育て施策全般について】

- ・保育料が高いため、退所してしまう方がおり、第1子の保育料無償化の検討をお願いしたい。
- ・給食を調理するための食材費や人件費等が高騰しており、園および保護者への負担も大きくなっている。給食費の無償化などについても検討をお願いしたい。

【幼稚園教諭等の確保について】

- ・幼稚園教諭の中には子育て家庭でパートに従事されている方が多く、夕方の時間帯の確保が難しい。
- ・募集も大変な状況。自治体が運営する人材バンクのようなものがあれば良いのではないかな。
- ・資格者は、市内で3、4年勤務した後、市外に出る方も多し。また、養成学校の卒業者の一定数が市外に行ってしまうことから、継続して勤務してもらえる仕組みを検討してほしい。

(3) ニーズ調査の実施

本計画の策定に係る基礎資料として、子育てにおける現状と課題、教育・保育ニーズ等を把握するため、就学前児童・就学児童の保護者の方を対象に「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■実施概要

調査目的	市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」及び、子育て環境や子育てに関する意識と課題などを把握し、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」や地域の実情を勘案した提供体制など、計画において盛り込むべき事項を検討するための基礎資料とする。		
対 象 者	・市内在住の就学前のこども（0歳から5歳）のいる世帯の保護者	2,400 世帯	
	・市内在住の就学児童（6歳から11歳）のいる世帯の保護者	2,600 世帯	
抽出方法	2023年（令和5年）3月31日現在の住民基本台帳による層化多段無作為抽出法（地区人口比別・年齢別・男女別）		
調査期間	2024年（令和6年）3月11日～3月29日		
調査項目	・子育て環境について ・保護者の就労状況について ・教育・保育事業の利用状況や利用希望について など		

■回収状況

	就学前児童	就学児童	合計
抽出数	2,400	2,600	5,000
有効回収数※	1,073	1,156	2,229
有効回収率（対抽出数）（％）	44.7	44.5	44.6

※有効回収数とは、回収数のうち、無記入や拒否等の無効票数を除いた数

第2章 釧路市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1. 釧路市の現状

(1) 地勢と概要

釧路市は、北海道の東部、東経 144 度 22 分 24 秒、北緯 42 度 58 分 10 秒に位置し、行政区域の総面積は、1,363.26km²となっています。

阿寒摩周、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、海、山、湿原、湖沼、河川など多彩で雄大な自然に恵まれています。

また、日本有数の漁業基地や酪農業、林業と石炭鉱業、製紙工業、観光業を基幹に、さらに商業などを含めた産業が港湾機能に支えられながら発展し、産業経済、交通、教育、文化、医療などの都市機能が集積し、近隣地域での中核都市としての機能を兼ね備えています。

2005 年（平成 17 年）10 月に釧路市、阿寒町、音別町が合併し、現在の釧路市となっています。



(2) 人口の動向

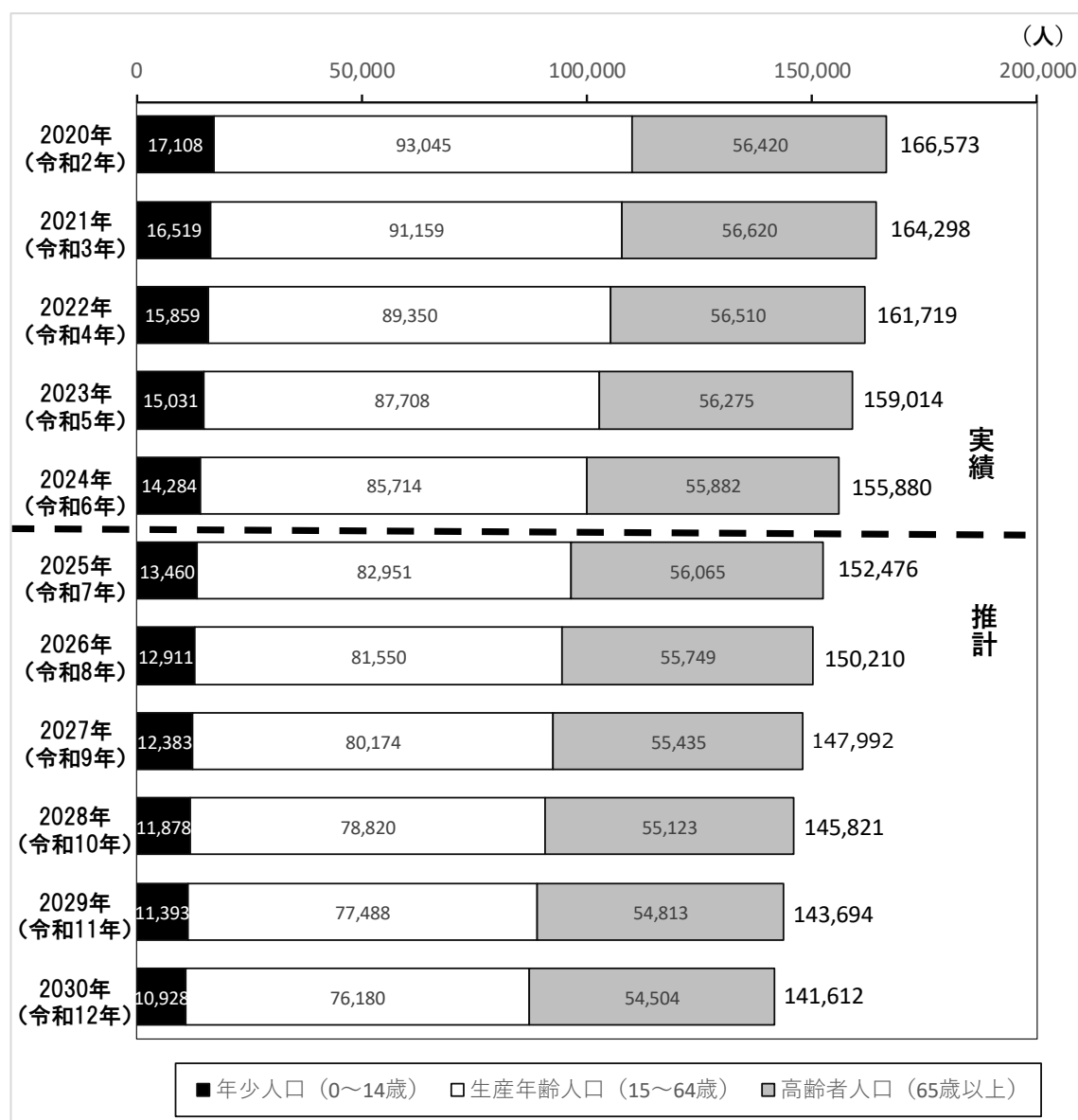
① 年齢3区分別人口の推移と今後の推計

2024 年（令和 6 年）3 月末時点の総人口は 155,880 人で、2020 年（令和 2 年）以降は減少傾向で推移しています。

年齢 3 区分別にみると、生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）は減少しており、高齢者人口（65 歳以上）は概ね横ばいとなっています。

今後の推計においては、引き続き生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）が減少し、2030 年（令和 12 年）の総人口は、141,612 人となることが見込まれています。

また、高齢者人口（65 歳以上）も減少していくことが予想されます。



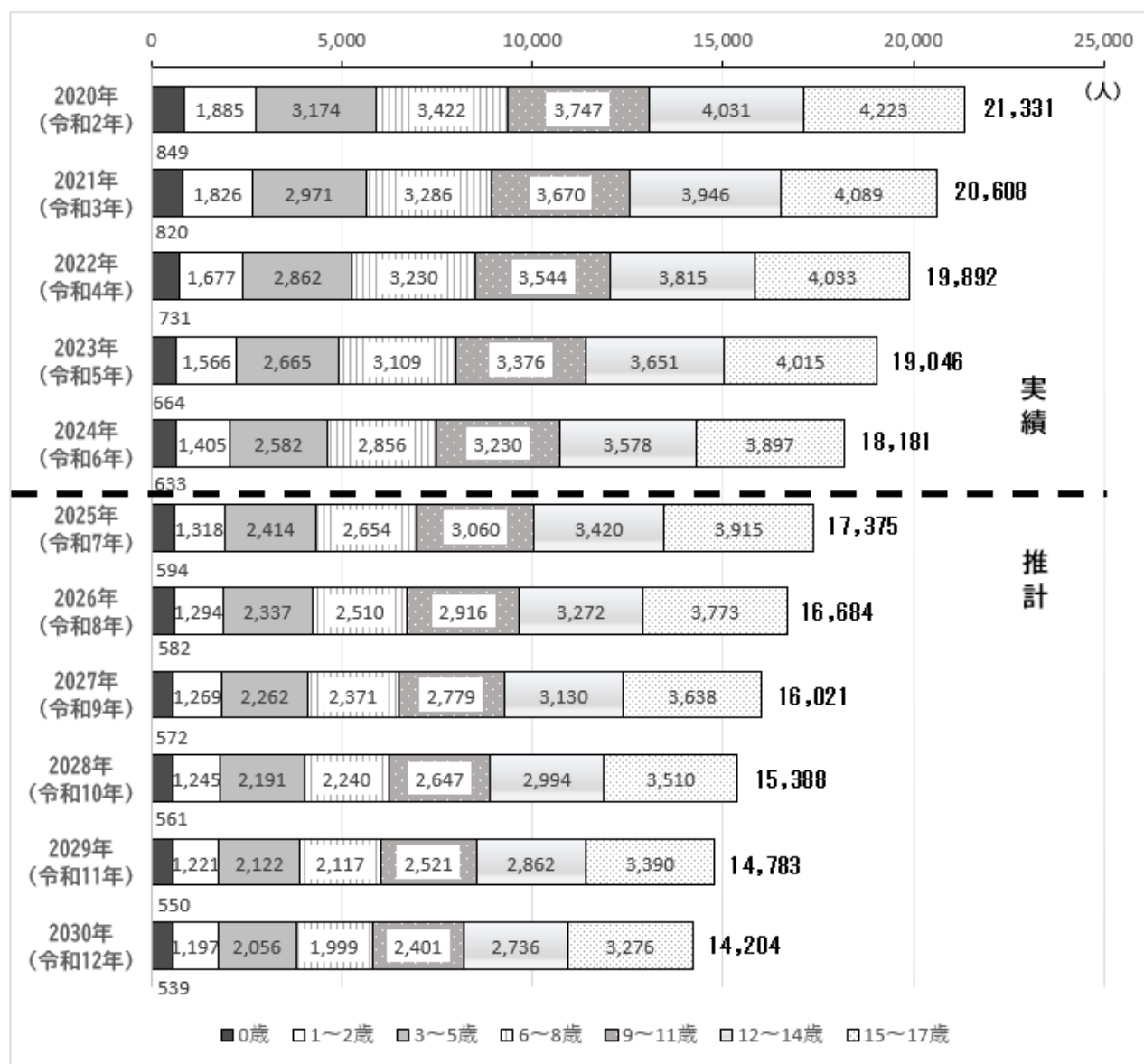
資料：2020 年（令和 2 年）～2024 年（令和 6 年）：釧路市住民基本台帳（各年 3 月末）

2025 年（令和 7 年）～2030 年（令和 12 年）：国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に釧路市で推計

②こどもの人口（18 歳未満人口）の推移と今後の推計

総人口と同様、こどもの人口（18 歳未満人口）も減少しており、2024 年（令和 6 年）3 月末時点で 18,181 人と、2020 年（令和 2 年）と比較すると 3,150 人減少しています。

今後の推計においても、引き続き減少していくことが見込まれ、2029 年（令和 11 年）以降は、1 万 5 千人を下回って推移していくことが予想されます。



資料：2020 年（令和 2 年）～2024 年（令和 6 年）：釧路市住民基本台帳（各年 3 月末）
 2025 年（令和 7 年）～2030 年（令和 12 年）：国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に釧路市で推計

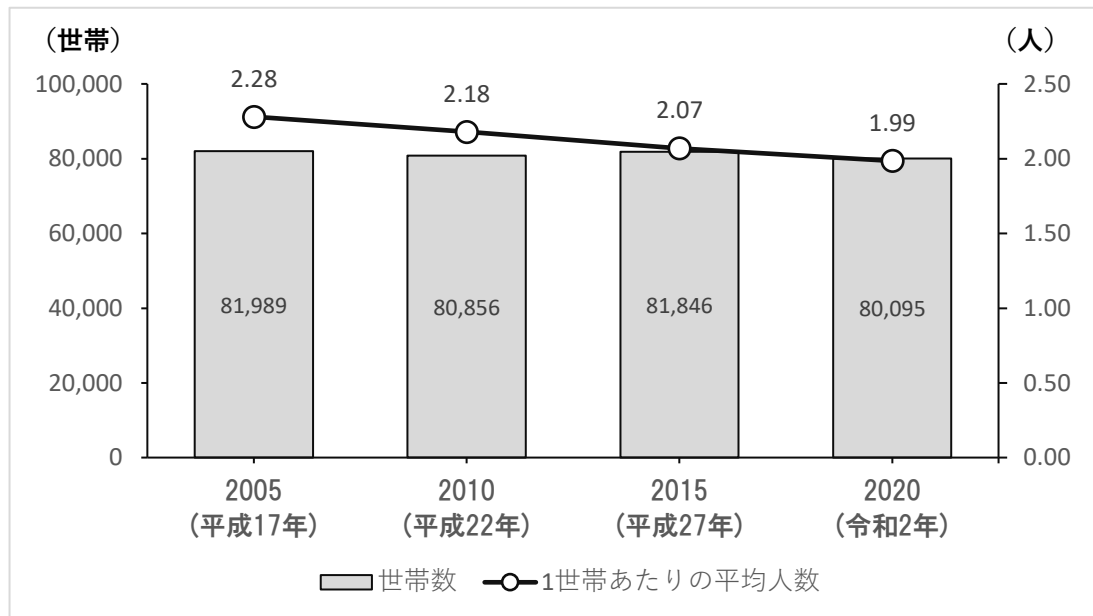
(3) 世帯の状況

①一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

一般世帯数は横ばい傾向にありますが、一般世帯の家族類型をみると、単独世帯（※）が増加しており、1世帯あたりの平均人数は減少傾向にあります。

また、6歳未満親族のいる世帯及び18歳未満親族のいる世帯の一般世帯における核家族世帯が占める割合は、いずれも約9割となっており、こどものいる世帯の大部分が核家族世帯となっています。

■一般世帯数、1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

■一般世帯の家族類型

単位：世帯、%

	2005 年 (平成 17 年)	2010 年 (平成 22 年)	2015 年 (平成 27 年)	2020 年 (令和 2 年)	2020 年 (令和 2 年)	
					6 歳未満 親族のいる世帯	18 歳未満 親族のいる世帯
一般世帯	81,989	80,856	81,846	80,095	4,483	12,557
A 親族のみの世帯	55,540	52,616	49,477	45,874	4,455	12,411
I 核家族世帯	49,476	47,429	45,098	42,053	4,084	11,124
II 核家族以外の世帯	6,064	5,187	4,379	3,821	371	1,287
B 非親族を含む世帯	496	692	671	825	28	82
C 単独世帯（※）	25,953	27,548	31,697	33,385	—	64
不詳	—	—	1	11	—	—
一般世帯に占める 核家族世帯の割合	60.3%	58.7%	55.1%	52.5%	91.1%	88.6%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

※単独世帯：

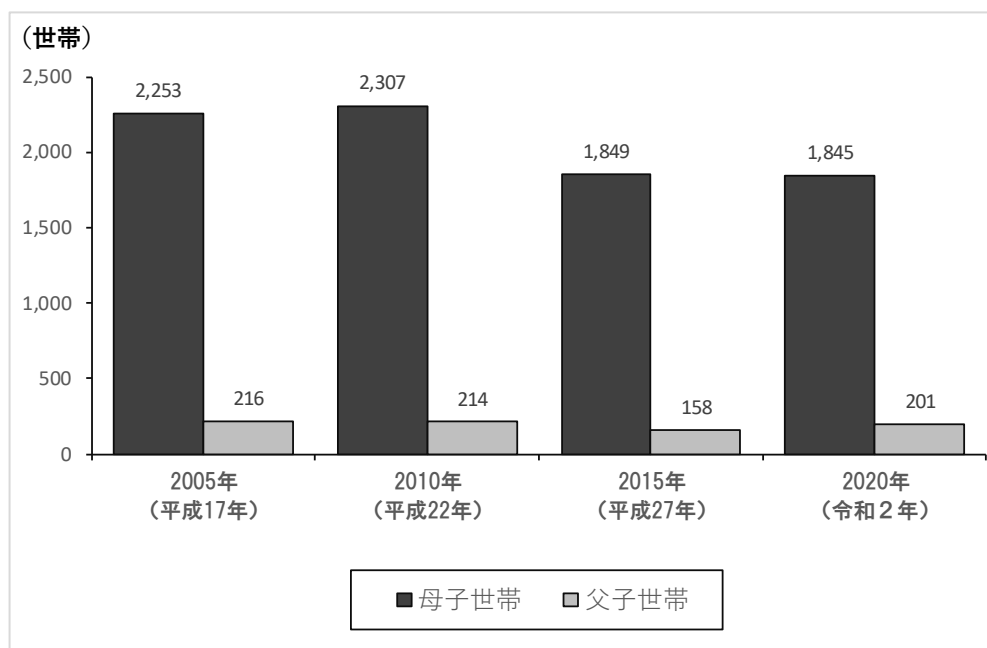
一人暮らしの世帯

②ひとり親世帯数の推移

2005年（平成17年）以降の母子世帯数は、増加して推移してきましたが、2015年（平成27年）に減少に転じ、2020年（令和4年）は、1,845世帯となっています。

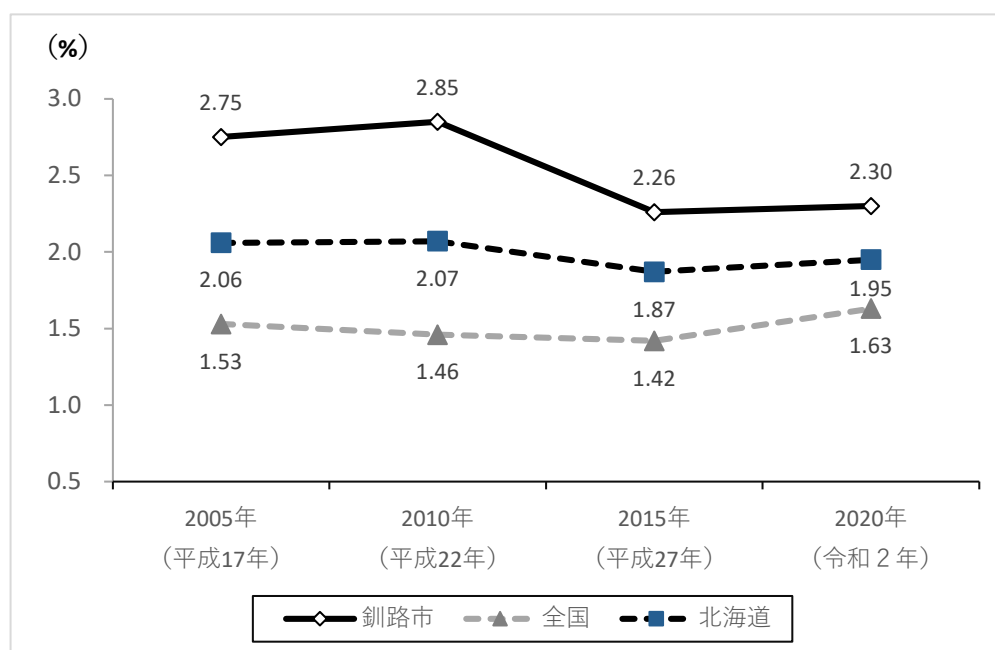
また、一般世帯に対する母子世帯の割合については、北海道及び全国の平均より高い水準で推移しています。

■母子世帯数・父子世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■一般世帯に対する母子世帯の割合の推移

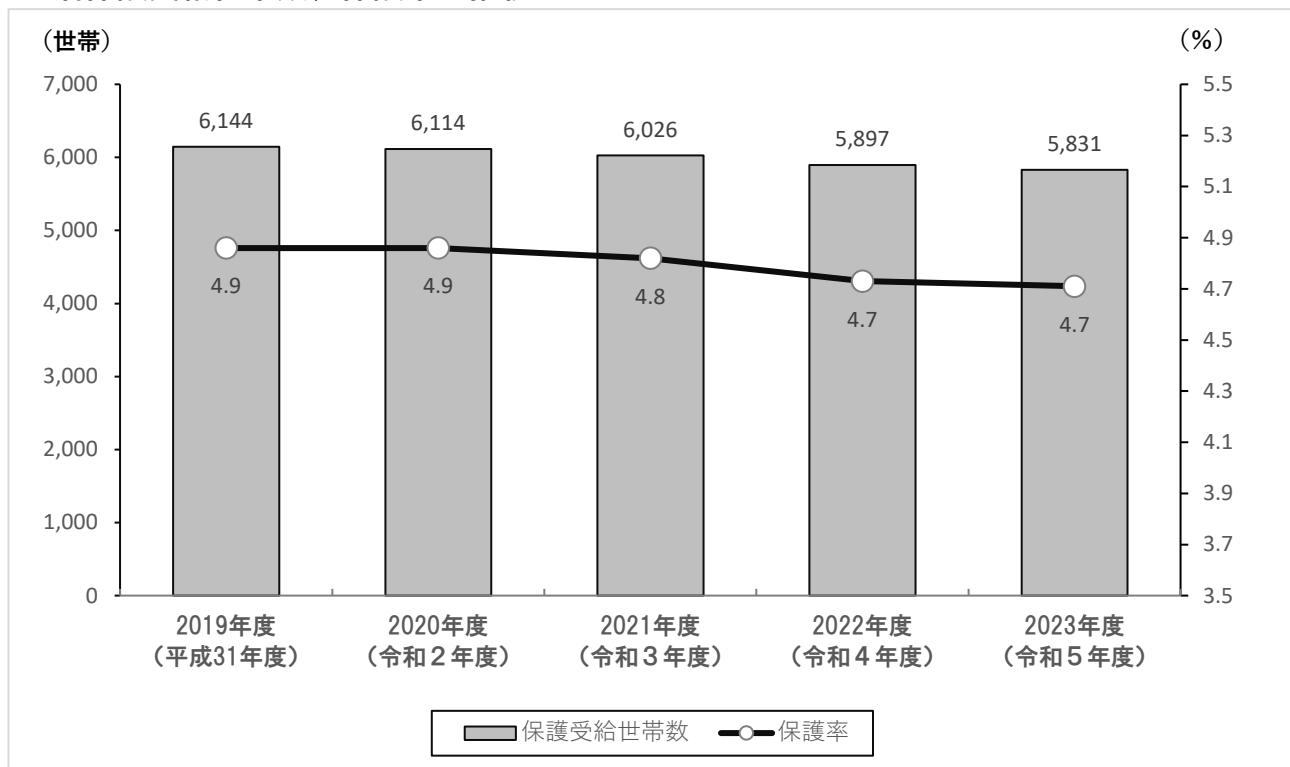


資料：国勢調査（各年10月1日）

③生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数、保護率の推移をみると、2023 年度（令和 5 年度）は 5,831 世帯、保護率は 4.7%と減少傾向にあります。

■生活保護受給世帯数、保護率の推移



資料：市政のあらまし

(4) 婚姻の状況

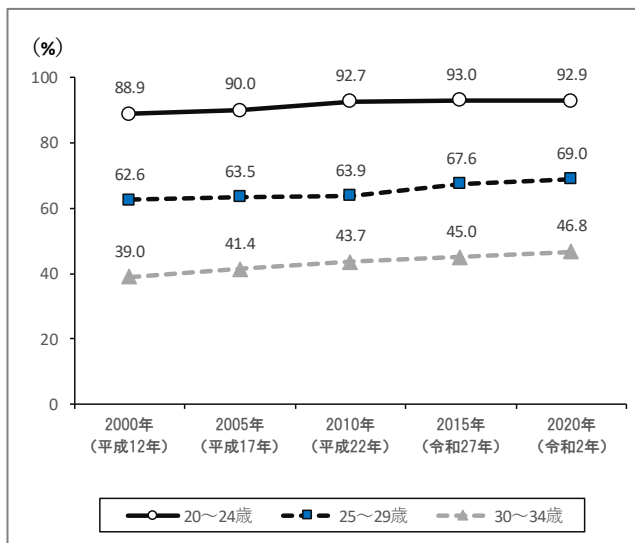
① 未婚率の推移

2000 年（平成 12 年）以降の年齢階級別未婚率、生涯未婚率は、男女とも増加傾向にあります。

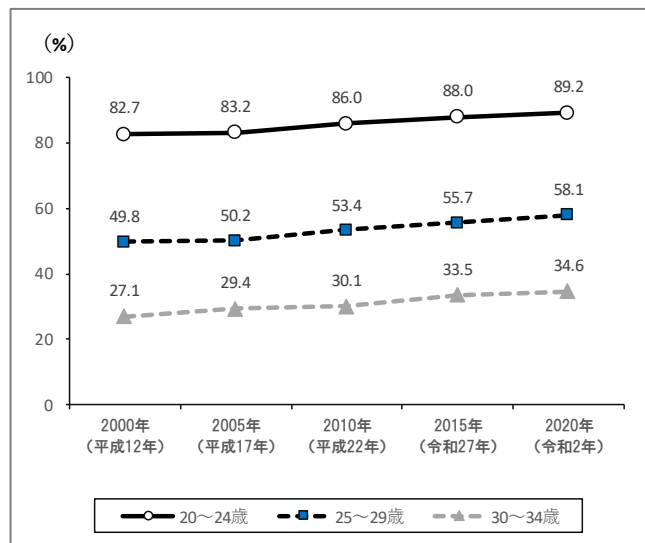
特に女性の生涯未婚率は、北海道及び全国の平均より高い水準で推移しており、2020 年（令和 2 年）には 19.3%と、2000 年（平成 12 年）と比較すると 12 ポイント以上増加しています。

■ 年齢階級別未婚率の推移

男性



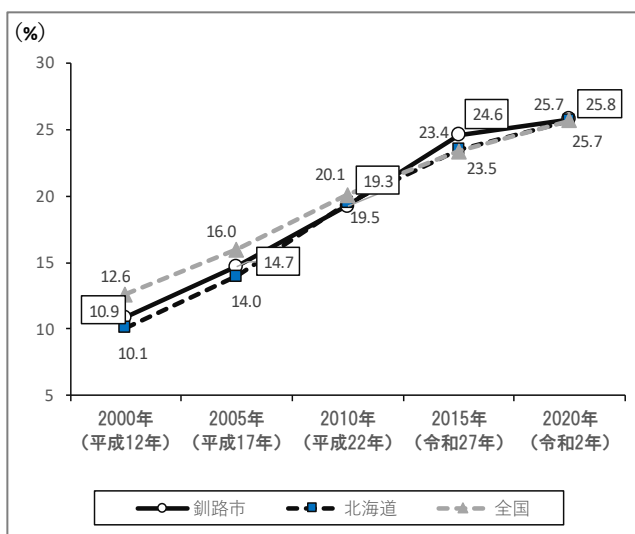
女性



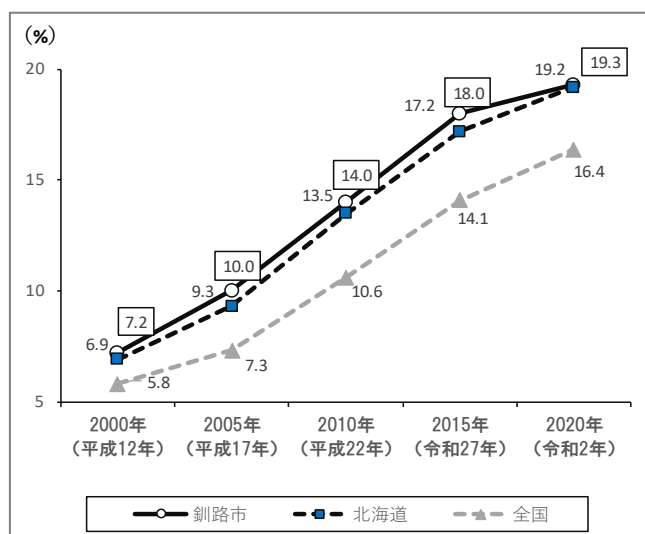
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

■ 生涯未婚率の推移

男性



女性



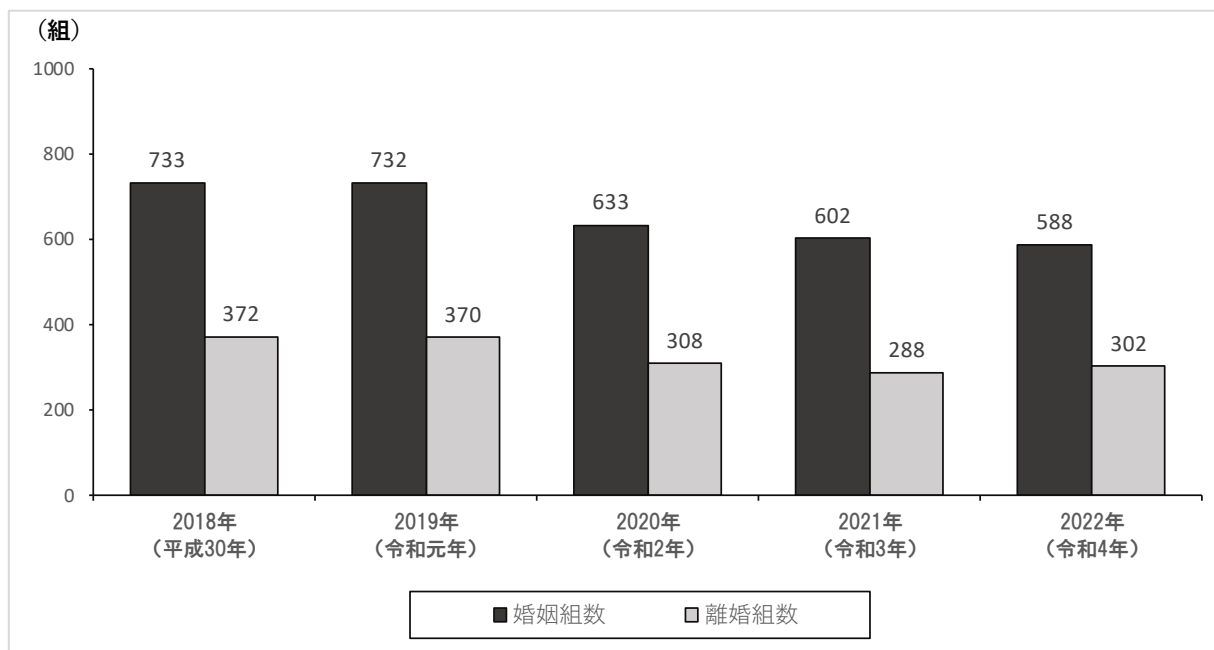
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

②婚姻組数・離婚組数、離婚率の推移

婚姻組数は、減少傾向にあり、2022年（令和4年）には600件を下回っています。

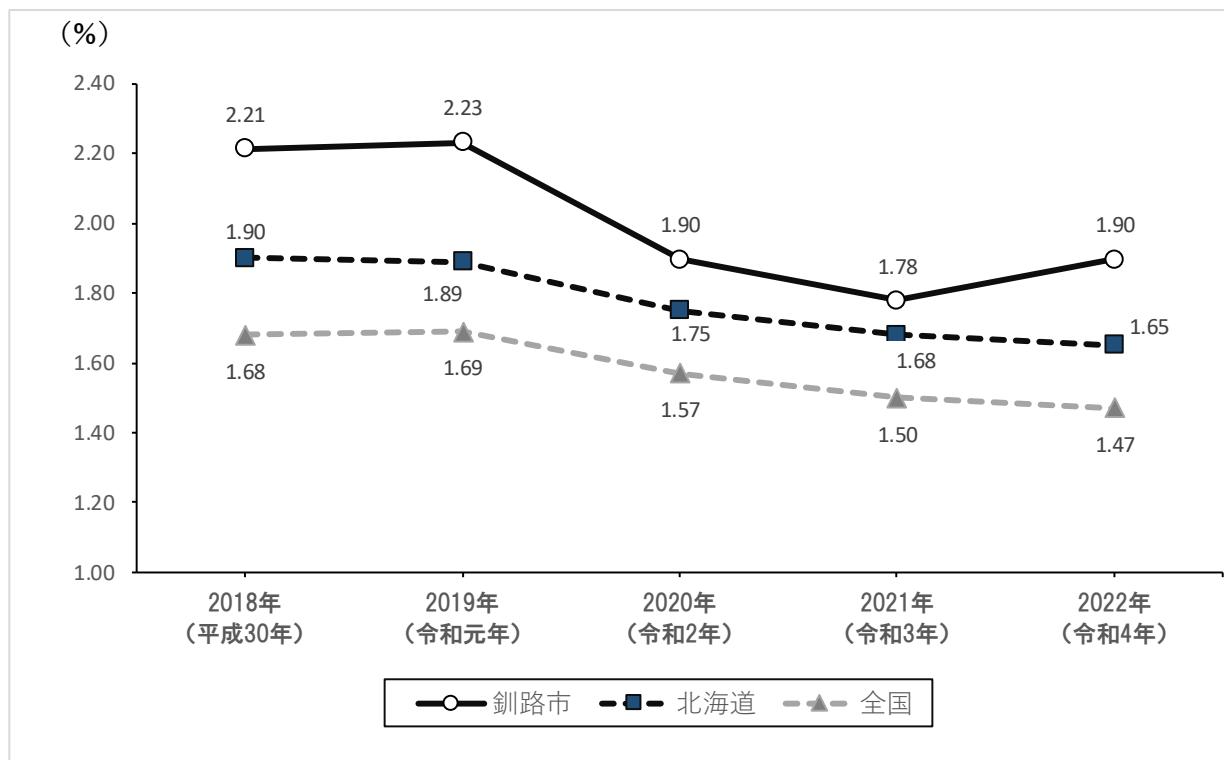
離婚組数は、減少傾向にあり、離婚率についても同様に減少傾向で推移しているものの、北海道及び全国の平均より高い水準となっています。

■婚姻組数・離婚組数の推移



資料：釧路保健所

■離婚率の推移



資料：釧路根室地域保健情報年報

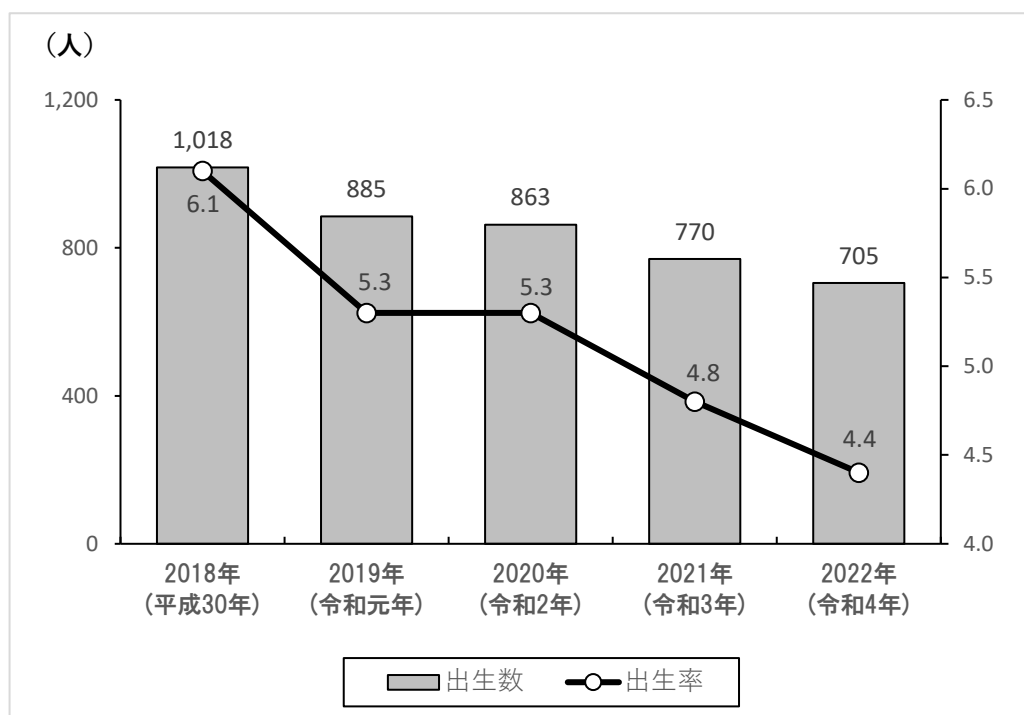
■出生数、出生率の推移

2022 年（令和 4 年）の出生数は 705 人となっており、2018 年（平成 30 年）より 300 人以上減少しています。

出生率も同様に減少傾向で推移しており、2022 年（令和 4 年）は 4.4 となっています。

また、2018 年（平成 30 年）～2022 年（令和 4 年）の合計特殊出生率（一人の女性が一生のうちに産むこどもの平均数）は、1.22 であり、2013 年（平成 25 年）～2017 年（平成 29 年）と比較すると減少しており、北海道平均は上回っているものの、全国平均より低い水準となっています。

■出生数、出生率の推移



資料：釧路保健所

※出生率算出の人口は 10 月人口で計算

■合計特殊出生率

	2013 年（平成 25 年） ～2017 年（平成 29 年）	2018 年（平成 30 年） ～2022 年（令和 4 年）
釧路市	1.31	1.22
北海道	1.30	1.21
全国	1.43	1.33

資料：厚生労働省人口動態統計特殊報告

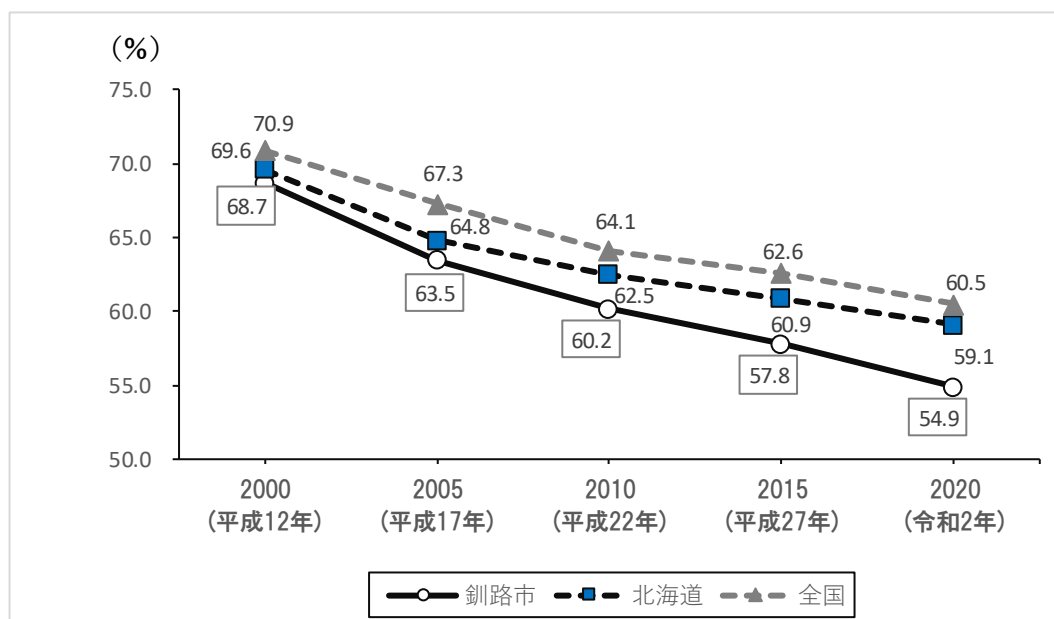
(5) 就労状況

① 就業率の推移

2000 年（平成 12 年）以降の男性の就業率は、高齢化に伴い、北海道及び全国の平均と同様に減少しており、2020 年（令和 2 年）は 54.9%と、2000 年（平成 12 年）に比べて 10 ポイント以上減少しています。

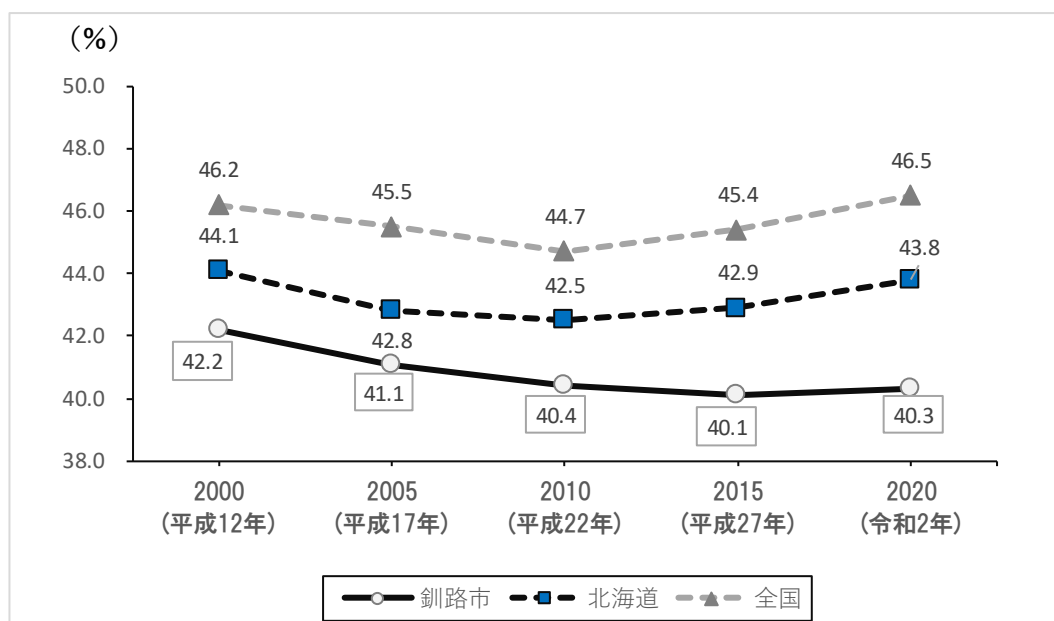
また、女性の就業率は 2000 年（平成 12 年）以降、減少傾向にあり、男女とも北海道及び全国の平均より低い水準で推移しています。

■ 男性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

■ 女性の就業率の推移

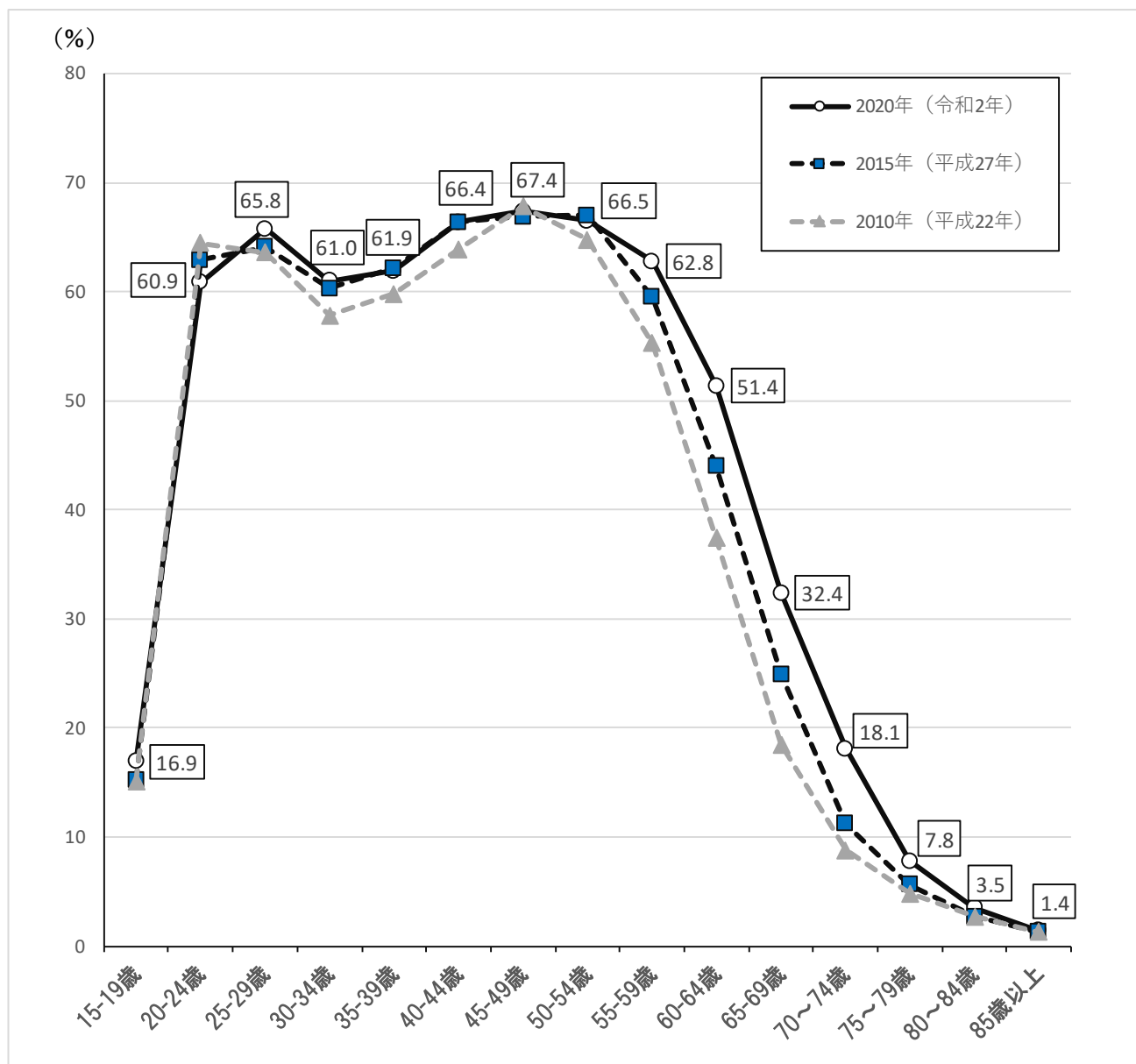


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

②女性の年齢階層別就業率

女性の年齢階層別就業率をみると、結婚・出産・子育て期に就業率は減少し、その後、子育てが終わった時期にかけて再び増加する、いわゆるM字カーブといわれる状況は、2010年（平成22年）には顕著に表れていたものの、徐々にカーブが緩やかになっています。

■女性の年齢階層別就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）
 （注）グラフ中の数値データは2020年（令和2年）のみ掲載

2. 地域における子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育施設等

① 幼稚園の設置状況、利用状況

2024 年度（令和 6 年度）において本市に設置されている幼稚園は、公立 1 箇所、私立 5 箇所の計 6 箇所となっています。

認定こども園への移行等に伴い、幼稚園数は減少しており、在籍児童数も減少しています。

■幼稚園の設置数・定員数・在籍児童数

		単位	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
設置数	公立	箇所	2	2	1	1	1
	私立	箇所	12	12	11	8	5
	計	箇所	14	14	12	9	6
定員数		人	1,214	1,214	985	570	325
在籍児童数		人	962	877	685	371	236
充足率		%	79.2	72.2	69.5	65.1	72.6

3 月 1 日時点（2024 年度（R6 年度）は 12 月 1 日時点）

② 認可保育所の設置状況、利用状況

2024 年度（令和 6 年度）において本市に設置されている認可保育所は、公立 4 箇所、私立 5 箇所の計 9 箇所となっています。

認可保育所数に変わりはないものの、在籍児童数は減少しています。

■認可保育所の設置数・定員数・在籍児童数

		単位	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
設置数	公立	箇所	4	4	4	4	4
	私立	箇所	5	5	5	5	5
	計	箇所	9	9	9	9	9
定員数		人	600	590	590	590	580
在籍児童数		人	592	594	583	562	527
充足率		%	98.7	100.7	98.8	95.3	90.9

3 月 1 日時点（2024 年度（R6 年度）は 12 月 1 日時点）

③認定こども園の設置状況、利用状況

認定こども園とは、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持つ施設で、本市では、2016 年度（平成 28 年度）に 1 箇所設置され、その後、認定こども園への移行推進に伴って設置箇所数を増やし、2024 年度（令和 6 年度）においては、公立 2 箇所、私立 32 箇所となっています。

認定こども園の増加に伴い、在籍児童数も増加しています。

■認定こども園の設置数

			単位	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
設 置 数	公 立	幼稚園型	箇所	0	0	1	1	1
		保育所型	箇所	1	1	1	1	1
		計	箇所	1	1	2	2	2
	私 立	幼保連携型	箇所	10	10	10	10	10
		幼稚園型	箇所	10	10	11	14	16
		保育所型	箇所	6	6	6	6	6
		計	箇所	26	26	27	30	32
	計		箇所	27	27	29	32	34

3 月 1 日時点（2024 年度（R 6 年度）は 12 月 1 日時点）

■認定こども園の定員数・在籍児童数

			単位	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
幼 保 連 携 型	教 育	定員数	人	105	99	109	109	109
		在籍児童数	人	114	121	115	103	77
		充足率	%	108.6	122.2	105.5	94.5	70.6
	保 育	定員数	人	720	724	719	719	719
		在籍児童数	人	802	797	788	746	696
		充足率	%	111.4	110.1	109.6	103.8	96.8
幼 稚 園 型	教 育	定員数	人	858	808	875	1,065	1,101
		在籍児童数	人	803	757	730	891	838
		充足率	%	93.6	93.7	83.4	83.7	76.1
	保 育	定員数	人	165	169	275	360	404
		在籍児童数	人	161	178	289	340	396
		充足率	%	97.6	105.3	105.1	94.4	98.0
保 育 所 型	教 育	定員数	人	70	63	61	61	61
		在籍児童数	人	57	57	58	50	40
		充足率	%	81.4	90.5	95.1	82.0	65.7
	保 育	定員数	人	435	452	444	444	444
		在籍児童数	人	458	457	451	440	446
		充足率	%	105.3	101.1	101.6	99.1	100.4
市 全 体	教 育	定員数	人	1,033	970	1,045	1,235	1,271
		在籍児童数	人	974	935	903	1,044	955
		充足率	%	94.3	96.4	86.4	84.5	75.1
	保 育	定員数	人	1,320	1,345	1,438	1,523	1,567
		在籍児童数	人	1,421	1,432	1,528	1,526	1,538
		充足率	%	107.7	106.5	106.3	100.2	98.1
	合 計	定員数	人	2,353	2,315	2,483	2,758	2,838
		在籍児童数	人	2,395	2,367	2,431	2,570	2,493
		充足率	%	101.8	102.2	97.9	93.2	87.8

3月1日時点（2024年度（R6年度）は12月1日時点）

④地域型保育施設の設置状況、利用状況

地域型保育施設とは、こどもの成長を支援するために、0歳児から2歳児までのこどもを認可保育所（原則20名以上）より少人数で預かる施設（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）です。

本市では、2015年度（平成27年度）に1箇所設置し、現在、5箇所となっています。

■地域型保育施設の設置数・定員数・在籍児童数

	単位	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
設置数	箇所	5	5	5	5	5
定員数	人	58	58	61	61	61
在籍児童数	人	66	65	59	57	63
充足率	%	113.8	112.1	96.7	93.4	103.3

3月1日時点 2024年度（R6年度）は12月1日時点

⑤教育・保育施設の利用状況（認定別）

・3号認定（保育の必要性があるもの）【0歳】

（単位：人）

実施施設：保育所、認定こども園、地域型保育施設	第2期				
	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
第2期計画上の量の見込み	215	207	201	195	189
第2期計画上の確保量…（A）	224	224	227	227	227
実利用者数…（B）	211	214	206	204	—
差（A－B）	13	10	21	23	—

■ 検証結果

実利用者数は、第2期計画上の確保量を下回り、必要な量を確保できた。

・ 3号認定（保育の必要性があるもの）【1歳】

（単位：人）

実施施設：保育所、認定こども園、地域型保育施設	第2期				
	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
第2期計画上の量の見込み	322	322	305	302	288
第2期計画上の確保量…(A)	273	289	282	296	294
実利用者数…(B)	313	333	332	318	－
差(A－B)	▲40	▲44	▲50	▲22	－

■ 検証結果

実利用者数は、第2期計画上の確保量を上回ったものの、実際の利用定員を超えて入所させるなどの対応を行い、必要とする量を確保できた。

・ 3号認定（保育の必要性があるもの）【2歳】

（単位：人）

実施施設：保育所、認定こども園、地域型保育施設	第2期				
	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
第2期計画上の量の見込み	371	334	341	322	317
第2期計画上の確保量…(A)	315	299	315	316	323
実利用者数…(B)	360	345	359	339	－
差(A－B)	▲45	▲46	▲44	▲23	－

■ 検証結果

実利用者数は、第2期計画上の確保量を上回ったものの、実際の利用定員を超えて入所させるなどの対応を行い、必要とする量を確保できた。

・ 2号認定（保育の必要性があるもの）【3～5歳】

（単位：人）

実施施設：保育所、認定こども園	第2期				
	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
第2期計画上の量の見込み	1,136	1,107	1,037	964	935
第2期計画上の確保量 … (A)	1,191	1,191	1,201	1,201	1,201
実利用者数… (B)	1,039	1,023	1,028	977	—
差 (A－B)	152	168	173	224	—

■ 検証結果

実利用者数は、第2期計画上の確保量を下回り、必要な量を確保できた。

・ 1号認定（幼稚園での教育を希望するもの）・2号認定（保育の必要性があり、教育の利用希望が強いもの）【3～5歳】

（単位：人）

実施施設：幼稚園、保育所、認定こども園		第2期				
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
第2期計画上の量の見込み	1号認定	1,093	1,065	997	946	899
	2号認定 (教育の利用希望が強い)	646	629	589	559	531
	合計	1,739	1,694	1,586	1,505	1,430
第2期計画上の確保量 … (A)	1号認定	1,191	1,191	1,201	1,201	1,201
	2号認定 (教育の利用希望が強い)	1,057	1,057	1,082	1,082	1,082
	合計 (A)	2,248	2,248	2,283	2,283	2,283
実利用者数… (B)	1号認定	1,936	1,812	1,588	1,415	—
	2号認定 (教育の利用希望が強い)	156	176	255	307	—
	合計 (B)	2,092	1,988	1,843	1,722	—
差 (A－B)		156	260	440	561	—

■ 検証結果

実利用者数は、第2期計画上の確保量を下回り、必要な量を確保できた。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業（基本型）

利用者支援事業については、現在 3 箇所を実施しています。

■利用者支援事業の実施箇所数

対象年齢：0～5歳	単位	第2期				
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
第2期計画上の量の見込み	箇所	3	3	3	3	3
第2期計画上の確保量 … (A)	箇所	3	3	3	3	3
設置箇所数 … (B)	箇所	3	3	3	3	3
差 (A－B)	箇所	0	0	0	0	0

■事業内容

＜実施場所：釧路市東部子育て支援拠点センター、釧路市中部子育て支援拠点センター、釧路市西部子育て支援拠点センター＞

・身近な地域で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

■検証結果

市内3箇所の設置により、対応できた。

②延長保育事業

延長保育事業については、現在 38 箇所を実施しています。

利用者数は 800 人台で推移しており、2023 年度（令和 5 年度）は 843 人となっています。

■延長保育事業の利用者数と実施箇所数

対象年齢：0～5 歳	単位	第 2 期				
		2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
第 2 期計画上の量の見込み	実人	1,201	1,156	1,106	1,059	1,017
第 2 期計画上の確保量 … (A)	実人	1,823	1,823	1,823	1,823	1,823
実利用者数 … (B)	実人	835	830	864	843	—
差 (A－B)	実人	988	993	959	980	—
実施箇所数	箇所	25	25	33	35	38

■ 事業内容

<実施場所：保育所 9 箇所、認定こども園 28 箇所、地域型保育 1 箇所>

・保育認定を受けたこどもが通常利用時間を超えて、保育所、認定こども園等において保育を受ける。

■ 検証結果

実利用者数は、第 2 期計画上の確保量を下回り、必要な量を確保できた。

③放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブは、現在 23 箇所で開催しています。

利用者数は 2021 年度（令和 3 年度）に 1,200 人を切りましたが、2024 年度（令和 6 年度）は低学年（1～3 年生）で 1,071 人、高学年（4～6 年生）で 202 人の計 1,273 人となっています。

■放課後児童クラブの利用者数と実施箇所数

対象年齢：小学生		単位	第 2 期				
			2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
第 2 期計画上の量の見込み	低学年	実人	807	767	741	728	709
	高学年	実人	322	311	305	292	277
	合計	実人	1,129	1,078	1,046	1,020	986
第 2 期計画上の確保量 … (A)		実人	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
実利用者数	低学年	実人	1,073	1,028	1,074	1,100	1,071
	高学年	実人	227	143	149	167	202
	合計 (B)	実人	1,300	1,171	1,223	1,267	1,273
差 (A - B)		実人	▲89	40	▲12	▲56	▲62
実施箇所		箇所	23	23	23	23	23

■ 事業内容

<実施場所：児童センター、児童館>

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。

■ 検証結果

実利用者数は、第 2 期計画上の確保量を上回ったものの、全員が利用することができた。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、現在1箇所を実施しており、利用者数は増加傾向で推移しています。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用者数

対象年齢：0～17歳	単位	第2期				
		2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
第2期計画上の量の見込み	延人／年	87	83	80	76	73
第2期計画上の確保量 … (A)	延人／年	90	90	90	90	90
年間延べ利用者数 … (B)	延人／年	55	48	53	127	－
差 (A-B)	延人／年	35	42	37	▲37	－

■事業内容

<実施場所：釧路まりも学園>

- ・保護者の都合(病気や出張など)により、家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を預かる事業。

■検証結果

年間延べ利用者は、2023年度において、第2期計画の確保量を上回ったものの、利用希望者全員が利用することができた。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、2023 年度（令和 5 年度）の年間実施世帯数は 470 世帯となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業の実施件数

対象年齢：0 歳	単位	第 2 期				
		2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
第 2 期計画上の量の見込み	実世帯	890	863	838	815	793
第 2 期計画上の確保量 … (A)	実世帯	890	863	838	815	793
年間実施世帯数 … (B)	実世帯	674	609	522	470	－
差 (A－B)	実世帯	216	254	316	345	－

■ 事業内容

- ・生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意した適切な指導を行う。また、母親の心身の状況や養育環境を把握し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭には、適切なサービスに結びつける。

■ 検証結果

年間実施世帯数は、第 2 期計画上の確保量を下回り、必要な量を確保できた。

⑥養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、2023 年度（令和 5 年度）の年間実施世帯数は 363 世帯となっています。

■養育支援訪問事業の実施件数

対象年齢：0～17 歳	単位	第 2 期				
		2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
第 2 期計画上の量の見込み	実世帯	466	466	466	466	466
第 2 期計画上の確保量 … (A)	実世帯	466	466	466	466	466
年間実施世帯数… (B)	実世帯	351	319	342	363	—
差 (A-B)	実世帯	115	147	124	103	—

■ 事業内容

・ 育児や家庭生活に支援が特に必要な世帯に対し、専門的見地による相談や助言などを行う。
（育児・家事援助等については新設される「子育て世帯訪問支援事業」に移行）

■ 検証結果

年間実施世帯数は、第 2 期計画上の確保量を下回り、必要な量を確保できた。

⑦地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、現在 6 箇所で開催しており、2023 年度（令和 5 年度）の月間延べ利用者数は 2,479 人となっています。

■地域子育て支援拠点事業の利用者数と実施箇所数

対象年齢：0～5 歳	単位	第 2 期				
		2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
第 2 期計画上の量の見込み	延人／月	5,939	5,645	5,534	5,352	5,198
第 2 期計画上の確保量 … (A)	延人／月	5,939	5,645	5,534	5,352	5,198
月間延べ利用者数 … (B)	延人／月	2,035	2,169	2,204	2,479	—
差 (A－B)	延人／月	3,904	3,476	3,330	2,873	—
実施箇所	箇所	7	6	6	6	6

■ 事業内容

＜実施場所：釧路市東部子育て支援拠点センター、釧路市中部子育て支援センター、釧路市西部子育て支援センター、はるとり保育園子育て支援センター、釧路風の子認定こども園子育て支援センター、親子つどいの広場昭和＞

・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

■ 検証結果

月間延べ利用者数は、第 2 期計画上の確保量を下回り、必要な量を確保できた。

⑧一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、現在 36 箇所で保護者の状況や地域の実情に応じて、預かり保育を行っています。

■一時預かり事業（幼稚園型）の利用者数と実施箇所数

対象年齢：3～5 歳		単位	第 2 期				
			2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
第 2 期計画上の 量の見込み	1 号認定	延人／年	10,379	10,108	9,469	8,986	8,541
	2 号認定	延人／年	164,234	159,945	149,837	142,195	135,145
	合計	延人／年	174,613	170,053	159,306	151,181	143,686
第 2 期計画上の確保量 … (A)		延人／年	387,400	387,400	387,400	387,400	387,400
年間延べ利用者数 … (B)		延人／年	80,679	71,643	75,870	76,229	—
差 (A—B)		延人／年	306,721	315,757	311,530	311,171	—
実施箇所数		箇所	33	34	36	36	36

■ 事業内容

<実施場所：幼稚園および認定こども園>

- ・幼稚園や認定こども園において、幼稚園の教育時間の前後の時間に、在園している児童を預かる事業。

■ 検証結果

年間延べ利用者数は、第 2 期計画上の確保量を下回り、必要な量を確保できた。

⑨一時預かり事業（幼稚園型を除く）

幼稚園型を除く一時預かり事業は、2023 年度（令和 5 年度）において、保育所等で実施している「一時預かり」を 8 箇所、「トワイライトステイ」を 1 箇所で実施しています。

このほか、「子育ての援助を受けたい方」（依頼会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）が会員となって地域で助け合う有償の相互援助活動である「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しています。

利用者数は、増加傾向で推移しており、2023 年度（令和 5 年度）の年間延べ利用者数は、2,738 人となっています。

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）の利用者数と実施箇所数

対象年齢： 一時預かり：0～5歳 ファミリー・サポート・センター：0～5歳 トワイライトステイ：0～17歳		単位	第2期				
			2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
第2期計画上の量の見込み		延人／年	9,684	9,209	9,007	8,698	8,437
第2期計画上の 確保量	一時預かり	延人／年	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500
	ファミリー・サポート・センター	延人／年	67,435	67,435	67,435	67,435	67,435
	トワイライトステイ	延人／年	40	40	40	40	40
	合計 … (A)	延人／年	98,975	98,975	98,975	98,975	98,975
年間延べ利用者数	一時預かり	延人／年	870	1,179	1,004	1,983	—
	ファミリー・サポート・センター	延人／年	834	966	781	733	—
	トワイライトステイ	延人／年	19	16	12	22	—
	合計 … (B)	延人／年	1,723	2,161	1,797	2,738	—
差 (A－B)		延人／年	97,252	96,814	97,178	96,237	—
実施箇所数	一時預かり	箇所	7	7	8	8	8
	ファミリー・サポート・センター	箇所	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	箇所	1	1	1	1	1

■ 事業内容

【一時預かり】＜実施場所：保育所、認定こども園＞

- ・保護者の就労や、保護者の傷病など緊急的な事由、保護者が心身のリフレッシュ等の用事などで一時的に保育を必要とする児童を保育施設で預かる事業。

【ファミリー・サポート・センター】＜実施場所：子育てサポートセンター・すくすく＞

- ・乳幼児等の送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が地域で相互援助を行う事業。

【トワイライトステイ】＜実施場所：釧路まりも学園＞

- ・保護者の都合(帰宅が夜間に渡る場合や休日に不在となる場合)により、家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を預かる事業。

■ 検証結果

年間延べ利用者数は、第2期計画上の確保量を下回り、必要な量を確保できた。

⑩病児・病後児保育事業

2016 年度（平成 28 年度）から病後児保育、2022 年度（令和 4 年度）から病児保育を実施しており、2023（令和 5 年度）の年間延べ利用者数は、110 人となっています。

■病児・病後児保育事業の利用者数と実施箇所数

対象年齢：0～5 歳、小学生		単位	第 2 期				
			2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
第 2 期計画上の量の見込み		延人／年	8,422	8,111	7,760	7,430	7,135
第 2 期計画上の確保量	病児保育	延人／年	－	－	－	7,500	7,500
	病後児保育	延人／年	900	900	900	900	900
	合計 … (A)	延人／年	900	900	900	8,400	8,400
年間延べ利用者数	病児保育	延人／年	－	－	30	92	－
	病後児保育	延人／年	4	30	2	18	－
	合計 … (B)	延人／年	4	30	32	110	－
差 (A－B)		延人／年	896	870	868	8,290	－
実施箇所	病児保育	箇所	－	－	1	1	1
	病後児保育	箇所	1	1	1	1	1

■ 事業内容

【病児保育】＜実施場所：病児保育施設スクラム＞

- ・ 児童が病気の回復期に至らない場合であって、また当面の症状の急変が認められない場合、看護師や保育士のいる施設で、一時的に児童を預かる事業。

【病後児保育】＜実施場所：共栄保育園＞

- ・ 満 1 歳以上の児童が病気やケガの症状が落ち着き、登園できる状態まで回復しているが、体力などが回復していない場合、看護師や保育士のいる施設で、一時的に児童を預かる事業。

■ 検証結果

年間延べ利用者数は、第 2 期計画上の確保量を下回り、必要な量を確保できた。

⑪ファミリー・サポート・センター事業

就学児を対象としたファミリー・サポート・センターの2023年度（令和5年度）の年間延べ利用者数は564人となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）の利用者数

対象年齢：小学生		単位	第2期				
			2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
第2期計画上の量の見込み	低学年	延人／年	5,053	4,802	4,643	4,561	4,441
	高学年	延人／年	1,920	1,853	1,818	1,738	1,652
	合計	延人／年	6,973	6,655	6,461	6,299	6,093
第2期計画上の確保量	低学年	延人／年	35,090	35,090	35,090	35,090	35,090
	高学年	延人／年	16,830	16,830	16,830	16,830	16,830
	合計 … (A)	延人／年	51,920	51,920	51,920	51,920	51,920
年間延べ利用者数	低学年	延人／年	434	503	406	381	—
	高学年	延人／年	208	241	195	183	—
	合計 … (B)	延人／年	642	744	601	564	—
差 (A－B)	低学年	延人／年	34,656	34,587	34,684	34,709	—
	高学年	延人／年	16,622	16,589	16,635	16,647	—
	合計	延人／年	51,278	51,176	51,319	51,356	—

■ 事業内容

<実施場所：子育てサポートセンター・すくすく>

- ・小学生等の送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が地域で相互援助を行う事業。

■ 検証結果

年間延べ利用者数は、第2期計画上の確保量を下回り、必要な量を確保できた。

⑫妊婦健康診査

妊婦健康診査では、医療機関等への委託により健診体制の確保に努めています。

2023 年度（令和 5 年度）の年間妊婦健康診査受診回数は 7,921 回となっています。

■妊婦健康診査の年間妊婦健診受診回数

	単位	第 2 期				
		2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
第 2 期計画上の量の見込み	延回／年	10,796	10,418	10,095	9,790	9,485
第 2 期計画上の確保量 … (A)	延回／年	10,796	10,418	10,095	9,790	9,485
年間妊婦健診受診回数 … (B)	延回／年	9,719	8,795	8,035	7,921	－
差 (A－B)	延回／年	1,077	1,623	2,060	1,869	－

■ 事業内容

・定期的な健診において、心身の健康状態の把握、身体計測、保健指導を実施するとともに、妊娠週数に応じた医学的検査を実施する。

■ 検証結果

年間妊婦健診受診回数は、第 2 期計画上の確保量を下回り、必要な量を確保できた。

(3) 子育て支援施設等の整備状況

① 地域子育て支援拠点事業

保育士などの専任の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等について相談や助言、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成・支援を行うことにより、地域全体で子育て支援を行っています。

2025 年度（令和 7 年度）から、釧路市東部子育て支援拠点センターの機能を、交流プラザさいわい内に移転し、「子育て支援総合センター」として新設する予定です。

実施施設
釧路市東部子育て支援拠点センター （令和 7 年度より「釧路市子育て支援総合センター」として開設予定）
釧路市中部子育て支援拠点センター （令和 7 年度より「釧路市中部子育て支援センター」に名称変更予定）
釧路市西部子育て支援拠点センター （令和 7 年度より「釧路市西部子育て支援センター」に名称変更予定）
認定こども園釧路はるとり保育園子育て支援センター （運営：社会福祉法人釧路若草会）
釧路風の子認定こども園子育て支援センター （運営：社会福祉法人釧路まりも学園）
親子つどいの広場昭和（昭和中央児童センター内）

事業内容
・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・ 育児不安などの子育てに関する相談、援助の実施 ・ 地域の子育て関連情報の提供 ・ 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援 ・ 子育て及び子育て支援に関する講習会の実施

②利用者支援事業（基本型）

保育士などの専任の職員を配置し、子育て家庭が、教育・保育・保健等の子育て支援の多様な制度や事業を円滑に活用できるよう情報提供・相談・助言を実施し、関係機関との連携体制を築くことにより、地域全体で子育て支援を行っています。

実施施設
釧路市東部子育て支援拠点センター （令和 7 年度より「釧路市子育て支援総合センター」として開設予定）
釧路市中部子育て支援拠点センター （令和 7 年度より「釧路市中部子育て支援センター」に名称変更予定）
釧路市西部子育て支援拠点センター （令和 7 年度より「釧路市西部子育て支援センター」に名称変更予定）

事業内容
・子育て家庭の個別のニーズに応じた相談・助言の実施 ・教育・保育・保健等の子育て支援の制度や事業にかかわる情報提供 ・関係機関との連絡調整等の実施

③児童発達支援センター

専門職員を配置し、就学前のこどもの心身に関する相談に応じたり、発達の遅れや障がいのあるこどもへの療育と支援を行っています。

■児童発達支援センターの概要

名称	事業概要
地域支援相談係	運動やことば、コミュニケーション等の発達相談、個別支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援等の地域支援を行っています。
野のはな園	障がいのあるこどもに対し、日常生活における基本動作の支援や集団生活への適応のための支援など、通園による児童発達支援を行っています。

④児童館・児童センター、放課後児童クラブ

地域の児童が「遊び」を通じて社会性や協調性を培い、情操を豊かにし、心身の健康増進を図るため、児童館・児童センターを市内 21 箇所に設置しています。

また、保護者が勤務などにより家庭にいない小学 1 年生から 6 年生までの児童を対象として、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブを児童館・児童センター内又は小学校内で開設しています。

■児童館の設置状況、利用状況

	単位	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
児童館・児童センター	箇所	21	21	21	21	21
放課後児童クラブ	箇所	23	23	23	23	23
年間延べ利用者数	延人／年	151,974	174,444	201,474	234,226	—

⑤阿寒湖温泉子供交流館

児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成助長に資するため、子供交流館をマリモ幼稚園に併設しています。

⑥音別町放課後子ども広場

放課後のこどもたちを健やかに育てることができるよう遊びの場を提供するとともに、日中留守家庭となる児童も安全に過ごせる適切な場を確保することを目的として、小学校 1 年生から 6 年生までの身辺自立ができ集団活動が可能な児童を対象に、音別町放課後子ども広場を音別認定こども園隣に開設しています。

⑦放課後チャレンジ教室（放課後子ども教室）

児童の安全・安心な居場所づくりを目的とし、近隣に児童館がない興津小学校において放課後チャレンジ教室を開設しています。

単なる居場所づくりにとどまらず、文化学習やスポーツなど高い水準の活動内容となっており、地域の方々の参画を得ながら、小学校 1 年生から 6 年生の異学年交流を促す環境づくりを実施しています。

3. 第2期計画における施策・事業の進捗状況

「次世代育成支援対策地域行動計画」については、2015年度（平成27年度）より、「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、こども・子育て支援施策を推進しています。

施策・事業の進捗状況については、毎年度、担当課による個別施策・事業の点検・評価を行い、その結果を公表しています。

（1）施策・事業の進捗状況

2023年度（令和5年度）の取組結果は、計画で掲げた全164施策・事業のうち（再掲施策を除く。）、「実績と目標値を比較し、おおむね又はそれ以上に達成・進捗したもの（進捗状況「A評価」又は「B評価」）」が計158件で9割以上を占めており、施策・事業の進捗状況の面からみると、おおむね計画どおりの状況にあります。

■施策・事業の進捗状況

評価区分	2023年度（令和5年度） 取組結果
	件数
A評価	112
B評価	46
C評価	3
D評価	2
事業終了	1
総数	164

（注）基本目標間で重複する施策・事業を除く

■評価区分について

- | |
|--|
| A評価：実績と目標を比較し、計画通り又は、それ以上に達成・進捗しているもの |
| B評価：実績と目標を比較し、おおむね（8割程度）計画通りに達成・進捗しているもの |
| C評価：実績と目標を比較し、計画よりやや遅れて（6～7割程度）進捗しているもの |
| D評価：実績と目標を比較し、計画より大幅に遅れて（5割以下）進捗している、又は未実施・進捗しなかったもの |

(2) 基本目標別の進捗状況

次世代育成支援対策推進法に係る子育て支援施策は、5つの「基本目標」と、その実現に向けた「施策の方向性」を定めるとともに、「施策の方向性」に応じた具体的な「施策・事業」を展開することで、基本理念の実現を図る体系となっています。

5つの基本目標に紐づく施策（再掲を含めた計 225 施策）の進捗状況は以下のとおりです。全ての基本目標において「A 評価」又は「B 評価」が9割以上を占めており、目標の達成に向けて計画どおり取り組んでいる状況です。

「2. 健やかに産み育てられる環境づくり」について事業終了が1つありますが、これは計画期間内に国の制度が変更されたことに伴うものです。また、5つの基本目標のうち、3つの基本目標において「C 評価」、「D 評価」がみられますが、計画期間中の新型コロナウイルス感染症流行による影響や制度変更によるものも含まれることから、各施策・事業内容およびその目標について改めて見直していくとともに、引き続き全般的に施策・事業の充実を推進していきます。

■施策・事業の進捗状況

基本目標―施策の方向性	評価区分	2023 年度（令和 5 年度）評価	
		総数	評価
1. 子育て家庭を支援するための環境づくり (1) 教育・保育サービスの充実 (2) 地域における子育て支援の充実 (3) 子育て支援ネットワークの構築 (4) 働きながら子育てしやすい環境の充実	A 評価	41	32
	B 評価		9
	C 評価		0
	D 評価		0
2. 健やかに産み育てられる環境づくり (1) 安全・安心な母子保健医療等の充実 (2) 「食育」の推進 (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (4) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	A 評価	71	41
	B 評価		27
	C 評価		2
	D 評価		0
	事業終了		1
3. 子どもの成長を支える環境づくり (1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 (2) 子どもの健全育成の推進 (3) 家庭や地域の教育力の向上	A 評価	60	44
	B 評価		13
	C 評価		1
	D 評価		2
4. 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり (1) 安心して子育てできる生活環境の整備 (2) 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守る活動の推進 (3) 被害に遭った子どもへの支援の推進	A 評価	15	7
	B 評価		8
	C 評価		0
	D 評価		0
5. 配慮を要する子どもと家庭を支える環境づくり (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 生活困窮世帯、ひとり親家庭の自立支援対策の充実 (3) 障がい児支援対策の充実	A 評価	38	32
	B 評価		5
	C 評価		1
	D 評価		0
計画全体	A 評価	225	156
	B 評価		62
	C 評価		4
	D 評価		2
	事業終了		1

(注) 基本目標間で重複する施策・事業を含む

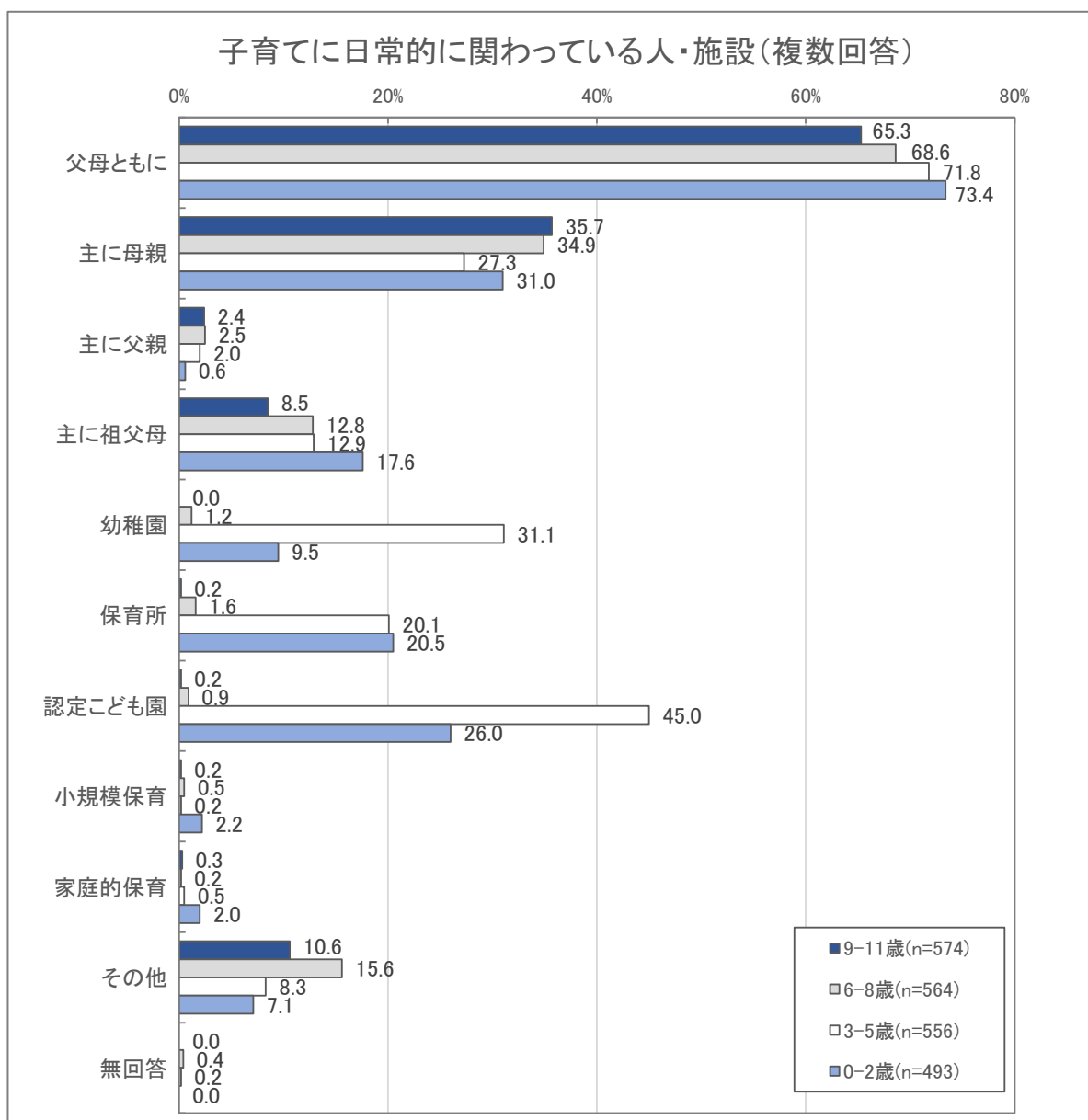
4. ニーズ調査結果

本計画の策定に係る基礎資料として、子育てにおける現状と課題、教育・保育ニーズ等を把握するため、就学前児童・就学児童の保護者の方を対象に「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

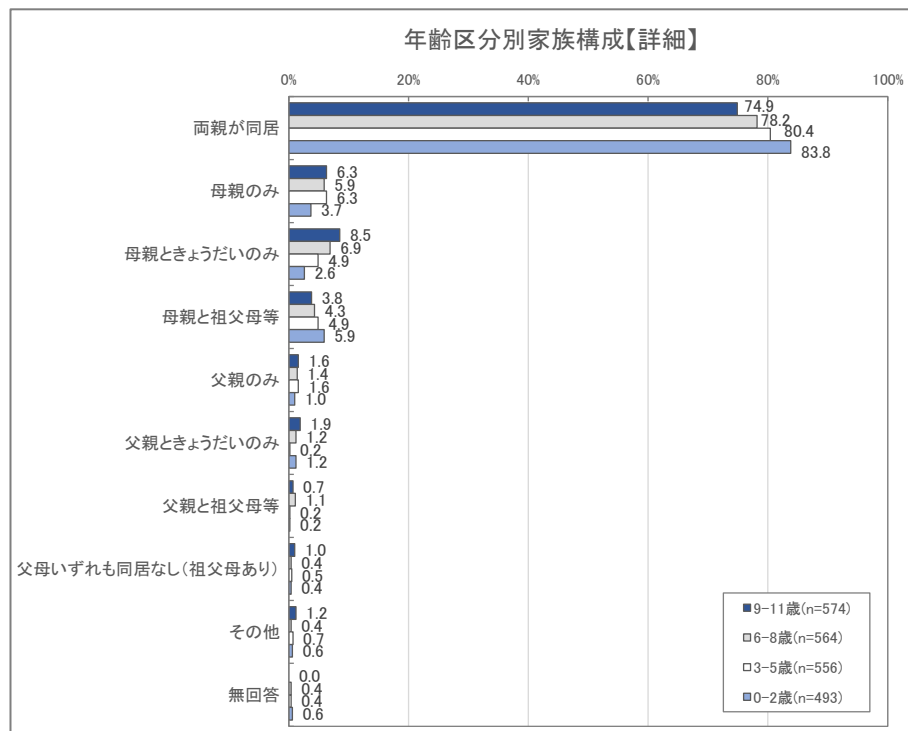
(1) こどもと家族の状況や子育て環境

【現状】

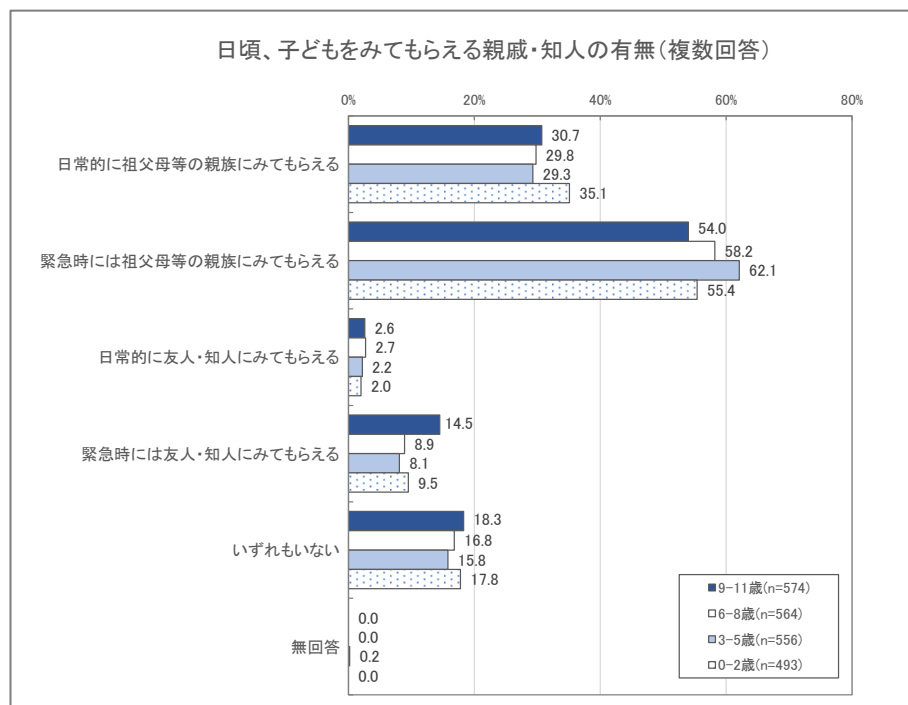
○子育てに日常的に関わっている人・施設では「父母ともに」の割合が6割台半ば～7割台半ばとなっており、次いで「主に母親」が3割弱～3割台半ばとなっています。



○ひとり親家庭は2割弱となっています。



○日頃子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」という回答は1割台半ば～2割弱となっています。

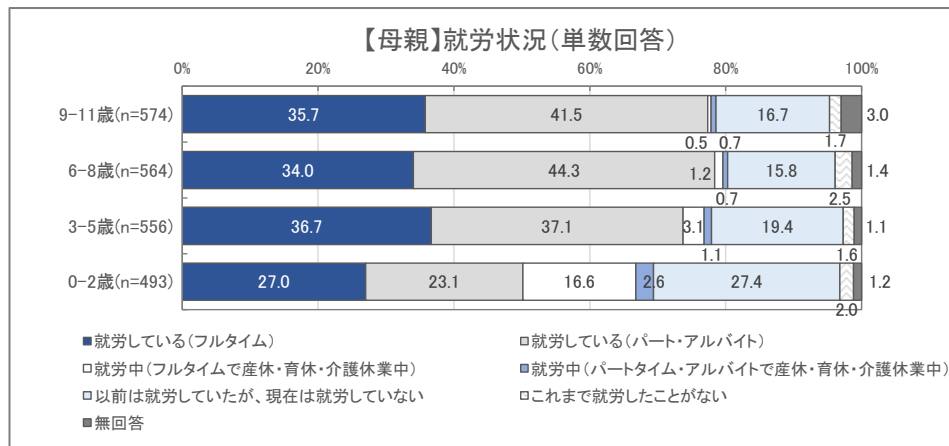


○子育てに関わっているのは、父母以外では、日常的に祖父母等の親族にみてもらえる保護者が多くなっています。

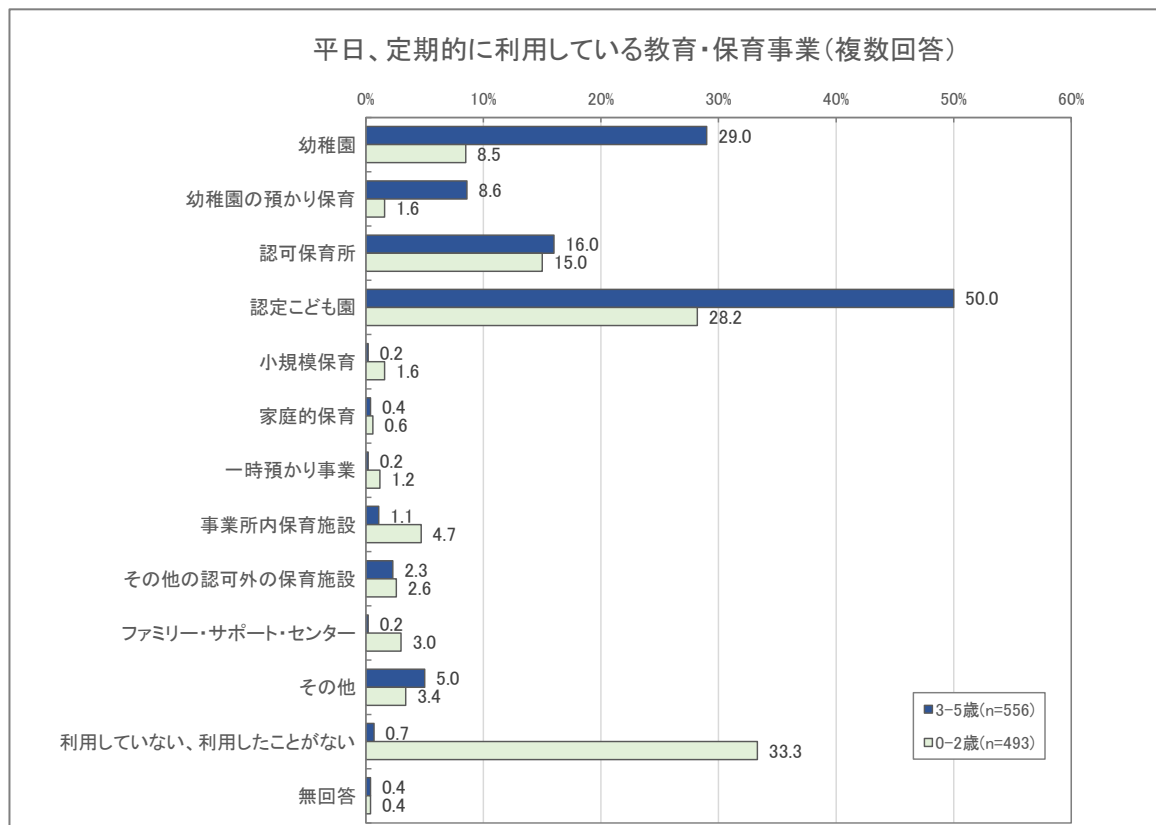
(2) 保護者の就労状況、子育て支援サービスの現状と今後の利用希望

【現状】

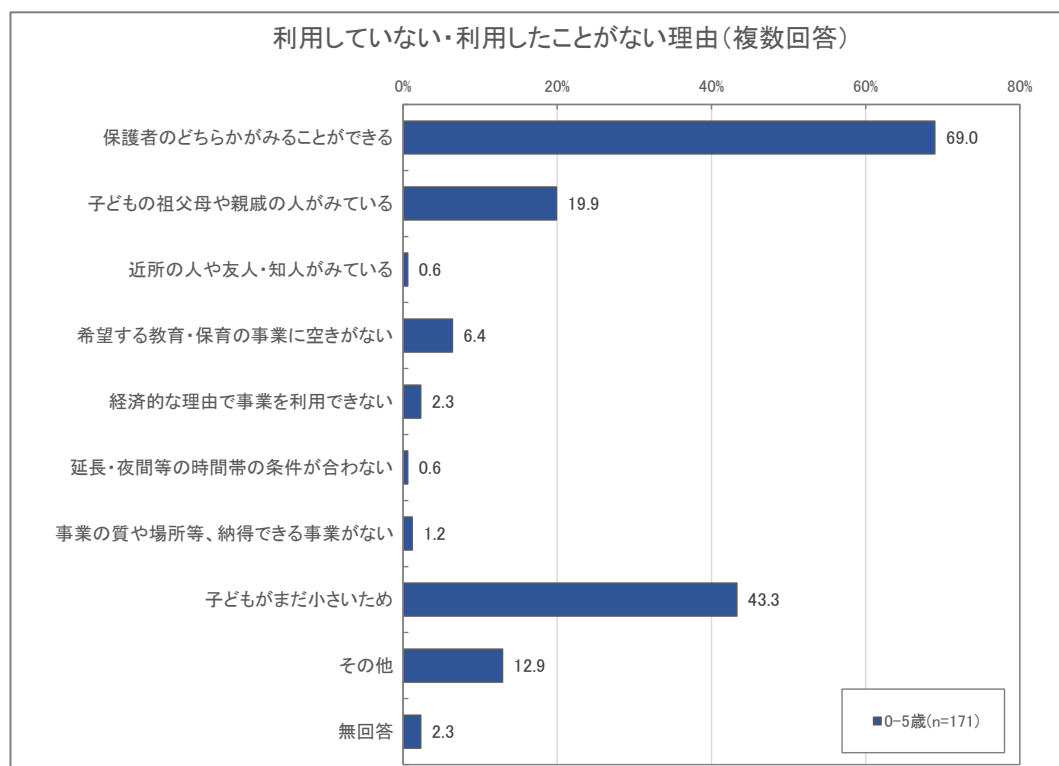
○母親の就労状況について、0～2歳では「就労している（フルタイム）」と「就労している（パート・アルバイト）」を合わせると約5割となっています。



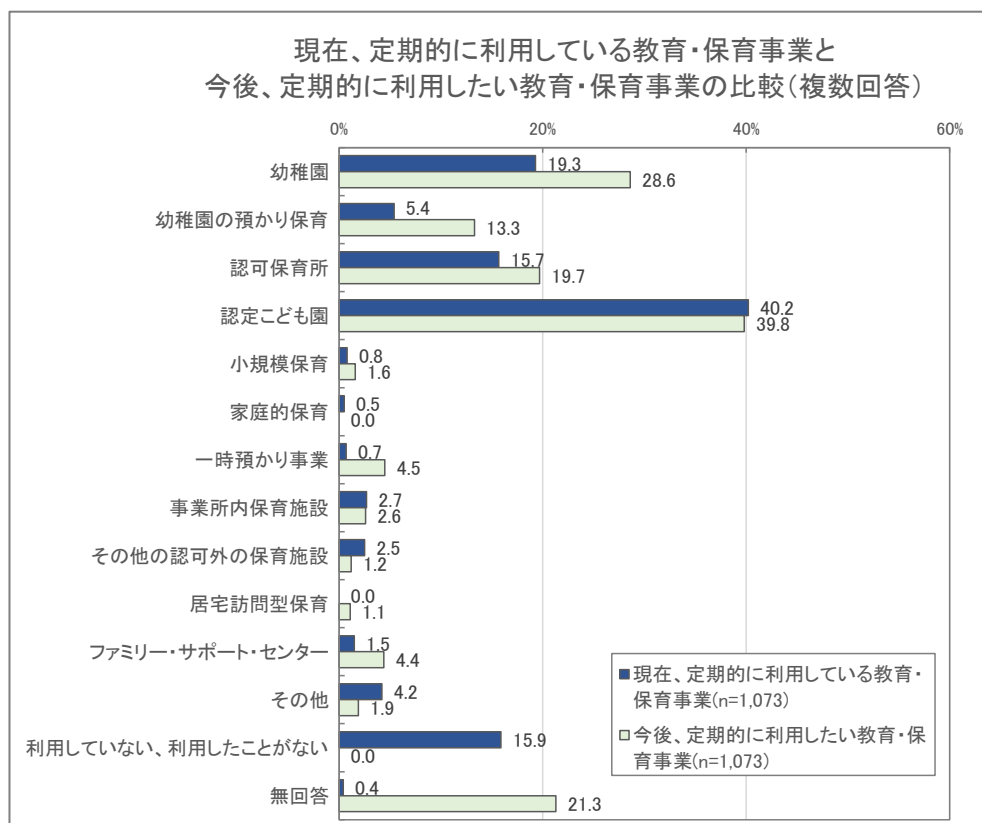
○平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、3～5歳では、「認定こども園」が5割で最も多く、次いで「幼稚園」が約3割、「認可保育所」が1割台半ばとなっています。0～2歳では「利用していない、利用したことがない」が3割強で最も多くなっており、次いで「認定こども園」が3割弱、「認可保育所」が1割台半ばとなっています。



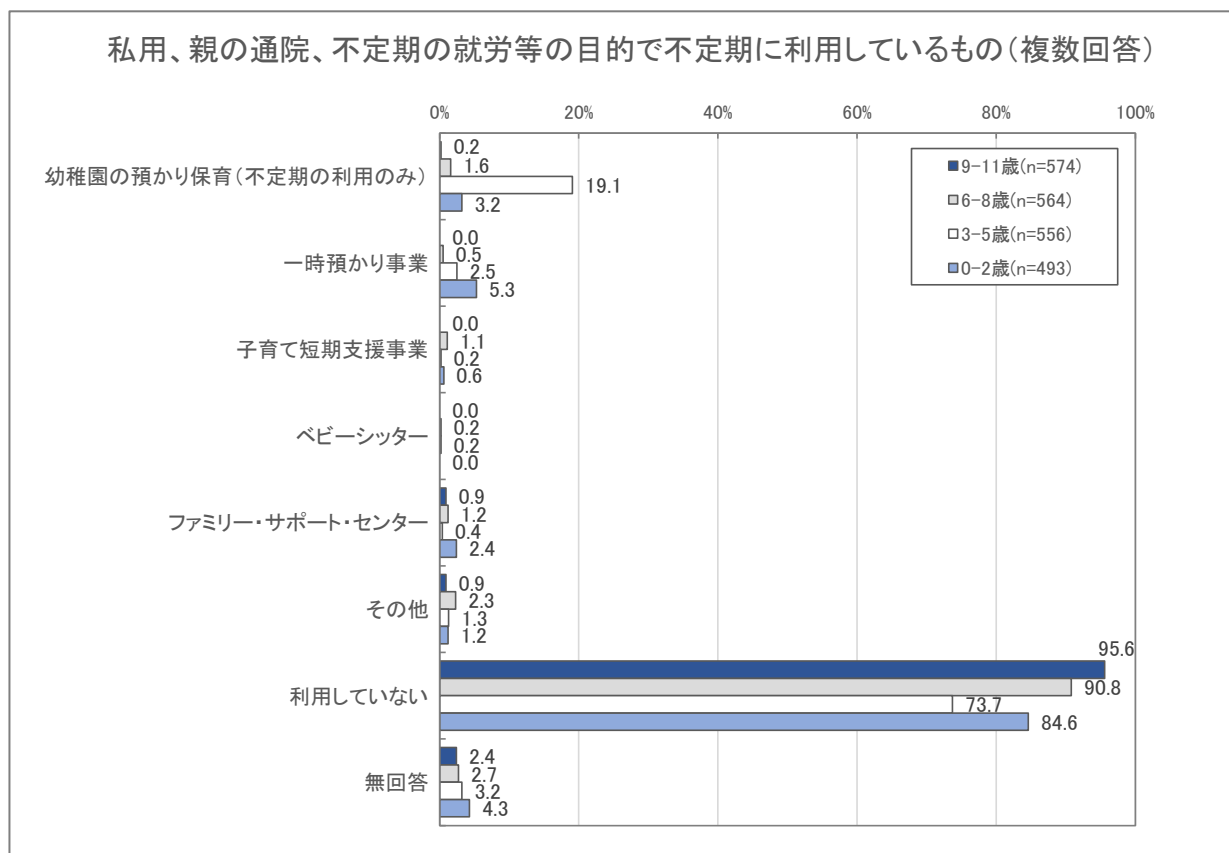
○利用していない・利用したことがない理由については、「保護者のどちらかがみることができる」、次いで、「子どもがまだ小さいため」となっています。



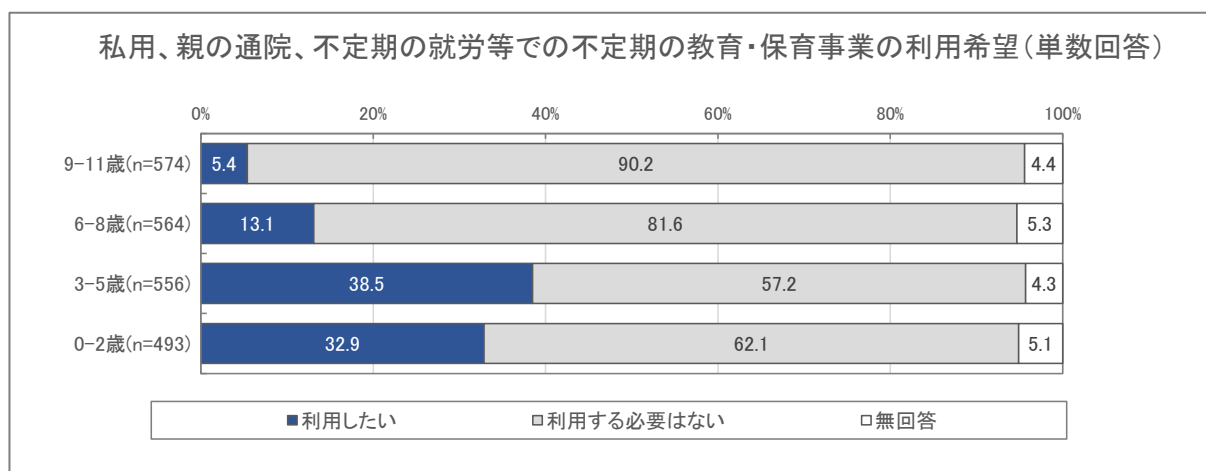
○定期的に利用している教育・保育の事業と今後利用したい教育・保育の事業を比較すると、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「一時預かり事業」「ファミリー・サポート・センター」で利用したい割合が増加しています。

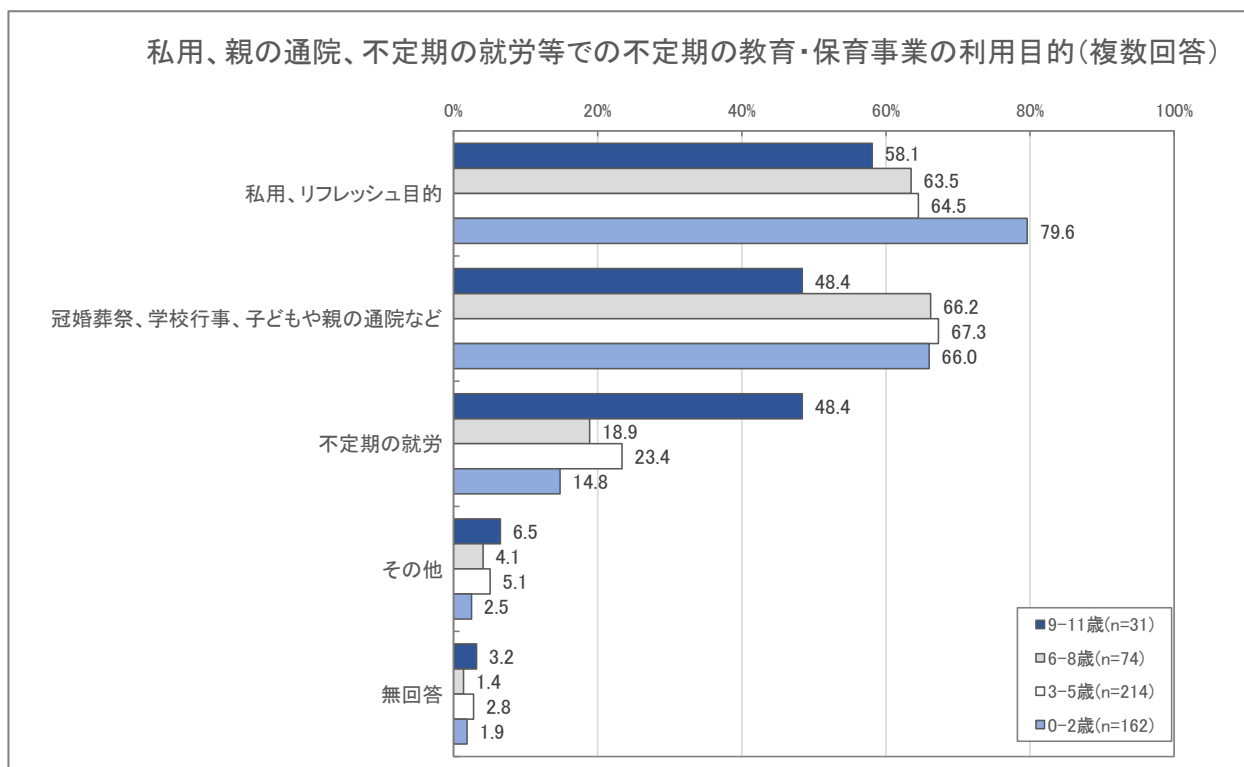


○不定期の教育・保育事業の利用については、「利用していない」が7割台半ば～9割台半ばで最も多くなっていますが、3～5歳については、「幼稚園の預かり保育（不定期の利用のみ）」について約2割の利用があります。

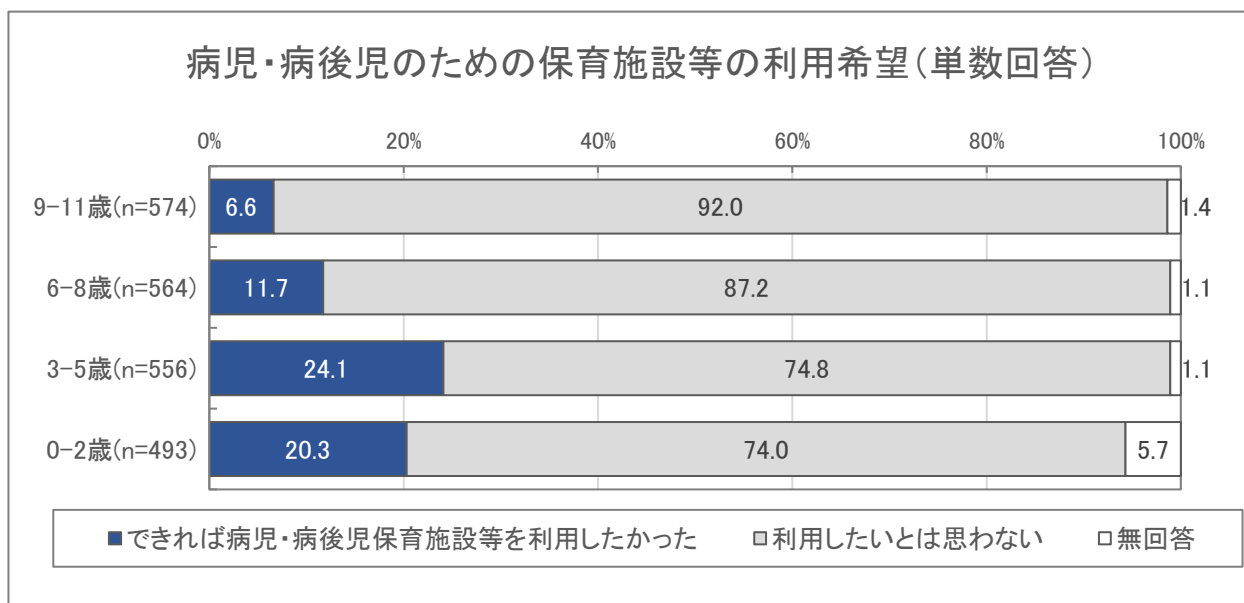


○私用・通院・不定期就労等での不定期の教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が多くなっていますが、3～5歳は4割弱、0～2歳は3割強が「利用したい」と回答しています。「利用したい」と回答した人の利用目的については、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」が5割弱～7割弱、「私用、リフレッシュ目的」が6割弱～約8割で多くなっています。

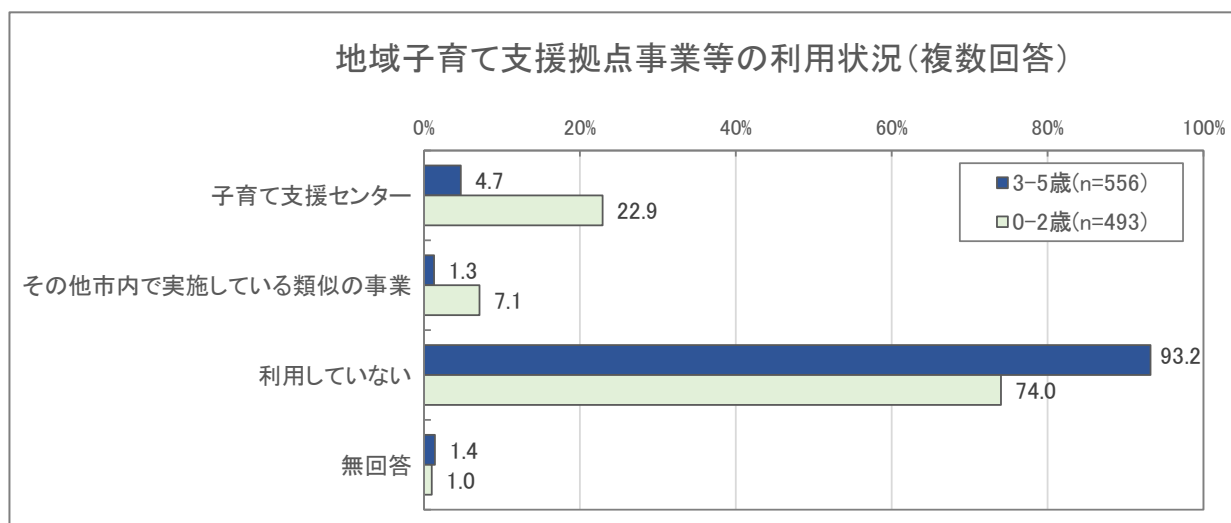




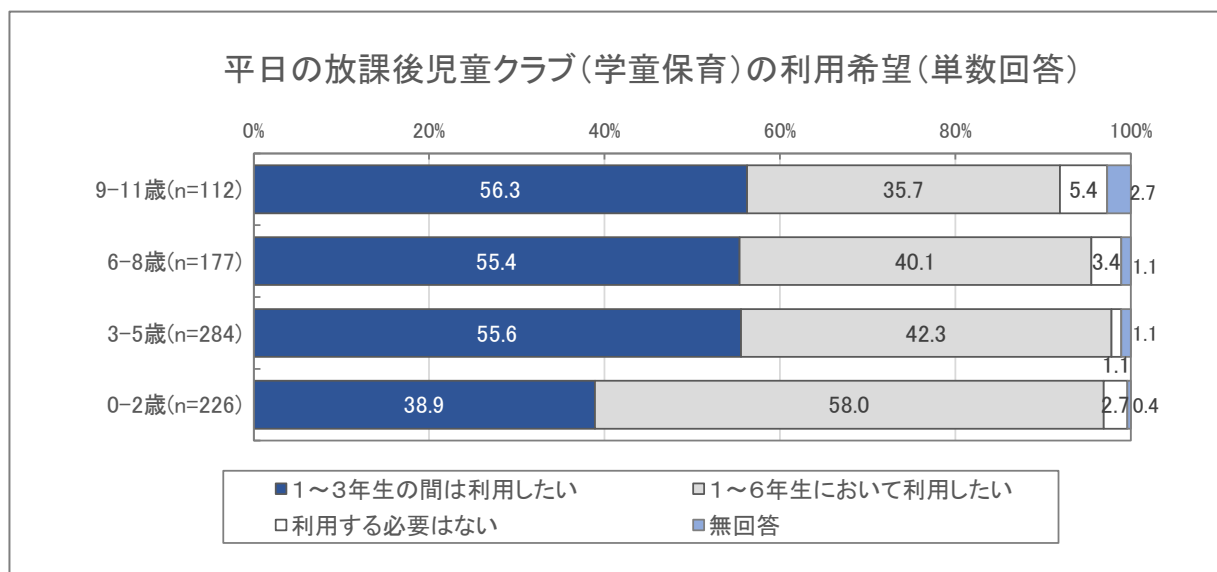
○病児・病後児のための保育施設等の利用希望は、「利用したいとは思わない」が7割台半ば～9割強と多くになっているものの、5歳以下では「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」が2割台となっているなど、一定数の利用希望がみられます。



- 「地域子育て支援拠点事業」（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）の利用状況は、「利用していない」が7割台半ば～9割強で最も多くなっていますが、0～2歳では、「子育て支援センター」が2割強、「その他市内で実施している類似の事業」が1割弱となっています。



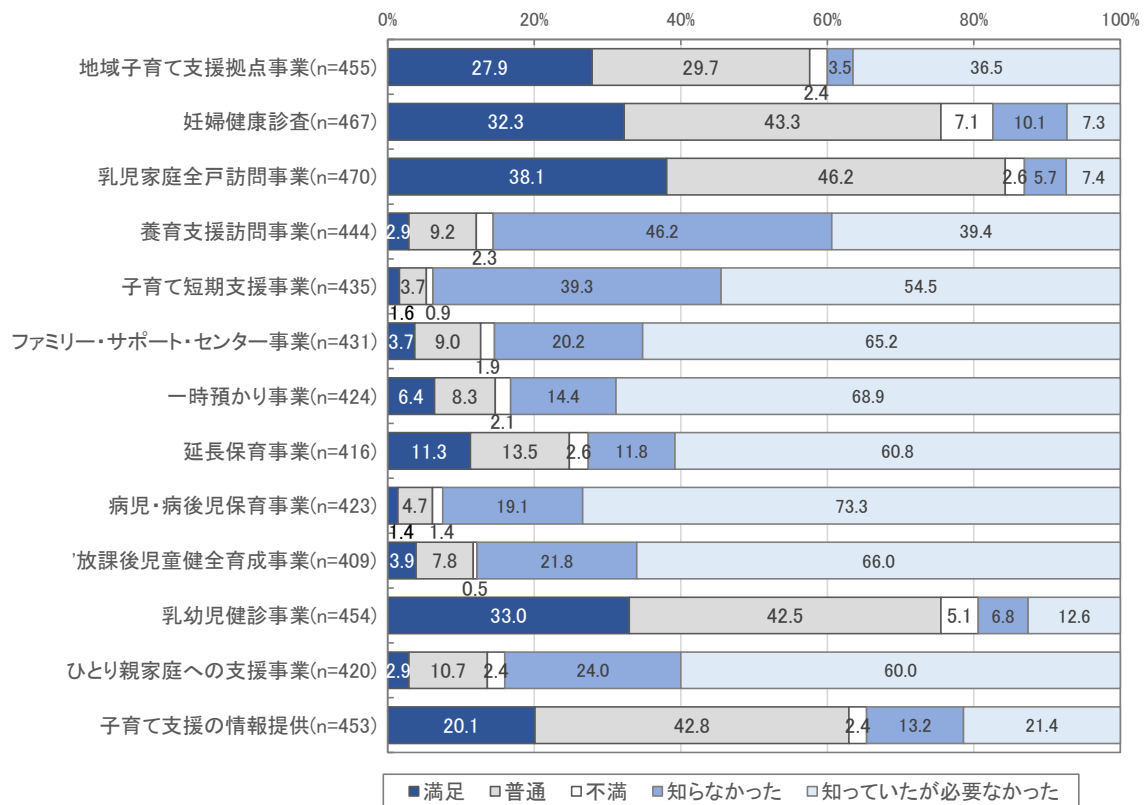
- 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望をみると、0～2歳以外では「1～3年生の間は利用したい」が5割台半ばと多くなっています。0～2歳では「1～6年生において利用したい」が6割弱で多く、他の年代と比較して6年間利用したいと検討している傾向がみられます。



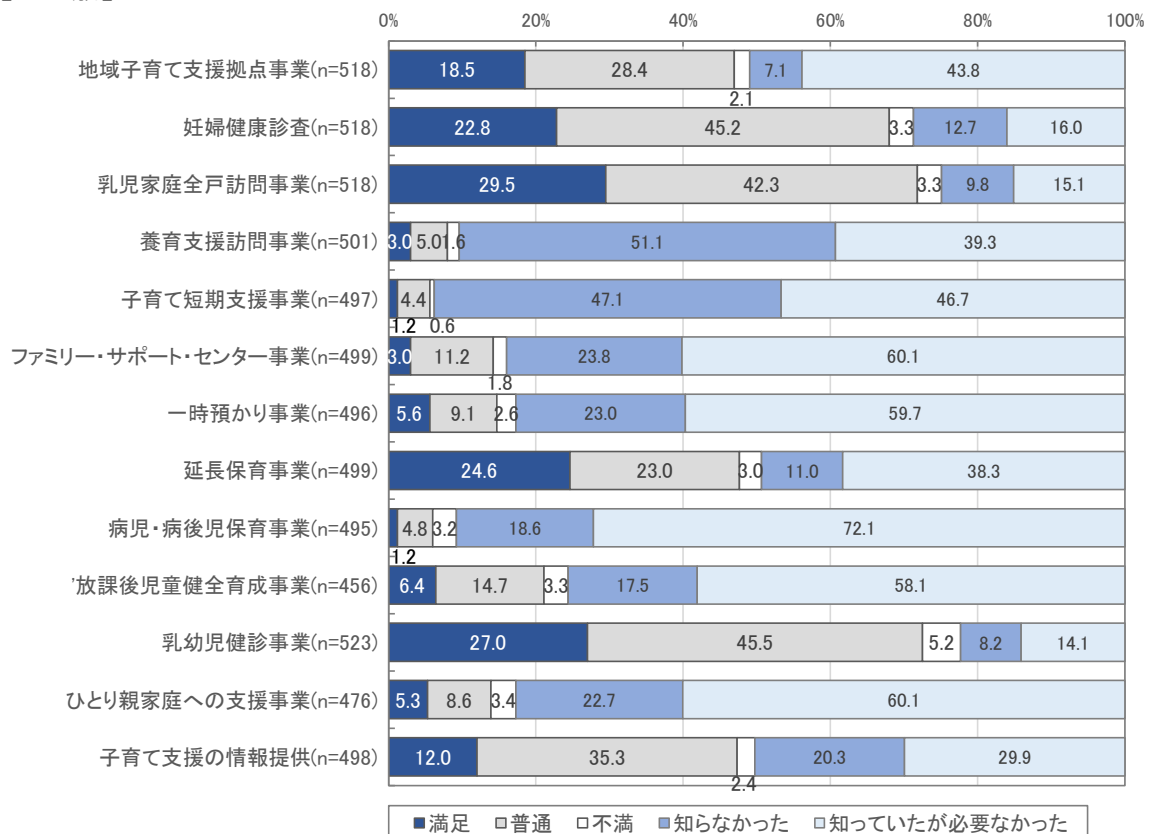
- 釧路市の子育て支援に関する事業の満足度と認知度については、「満足」との回答は、6～11歳では「乳児家庭全戸訪問事業」「妊婦健康診査」「乳幼児健診事業」が2割台半ば、3～5歳児では「乳児家庭全戸訪問事業」が約3割と多くなっています。
- 各事業の認知度については、「養育支援訪問事業」「子育て短期支援事業」で「知らなかった」の割合が特に多くなっています。

【釧路市の子育て支援に関する事業の満足度と認知度】

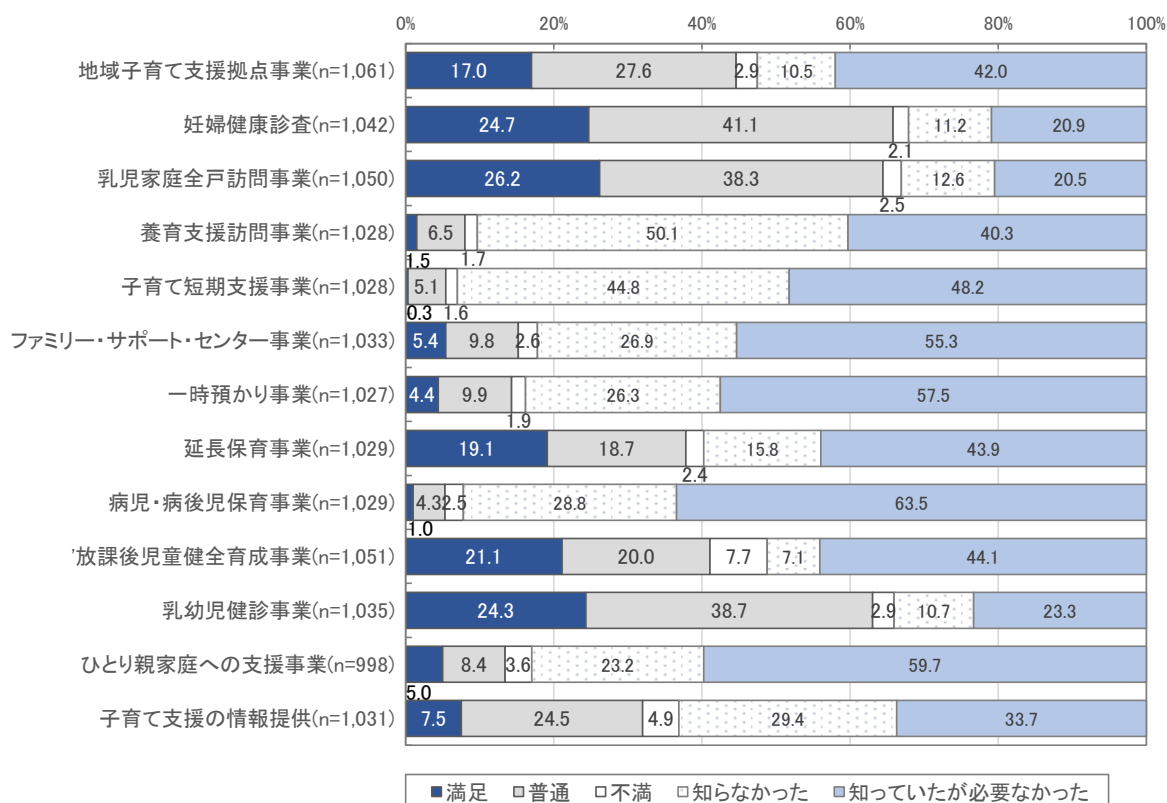
【0-2歳】



【3-5歳】



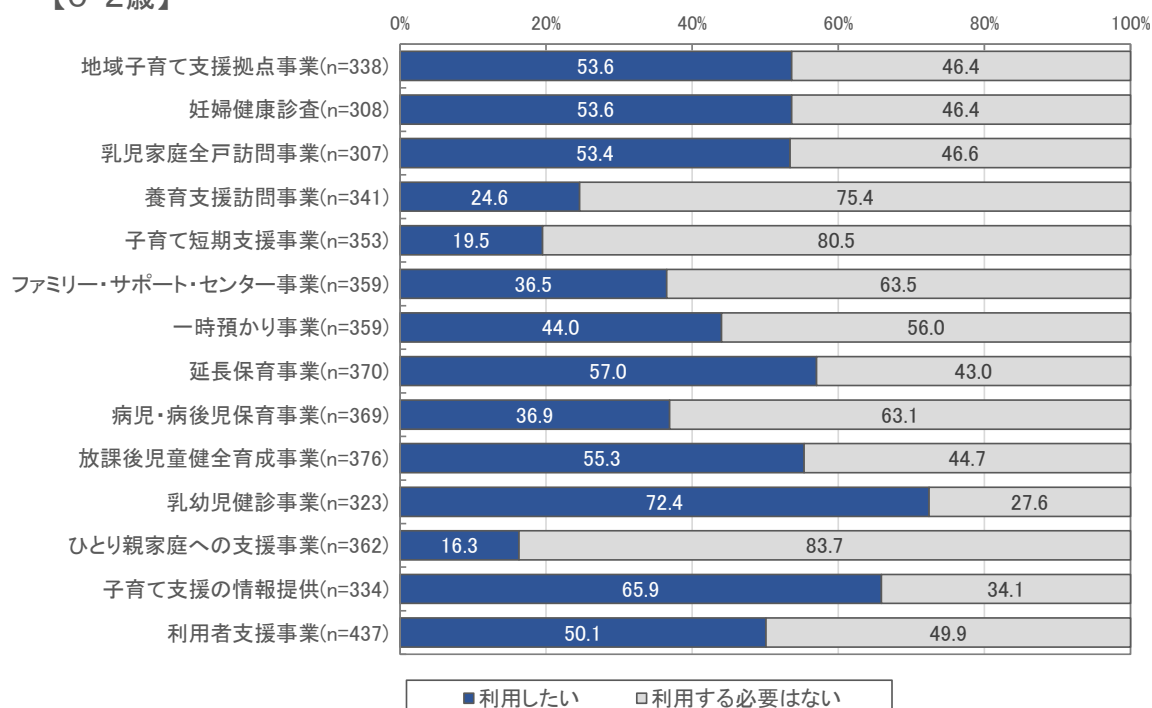
【6-11歳】

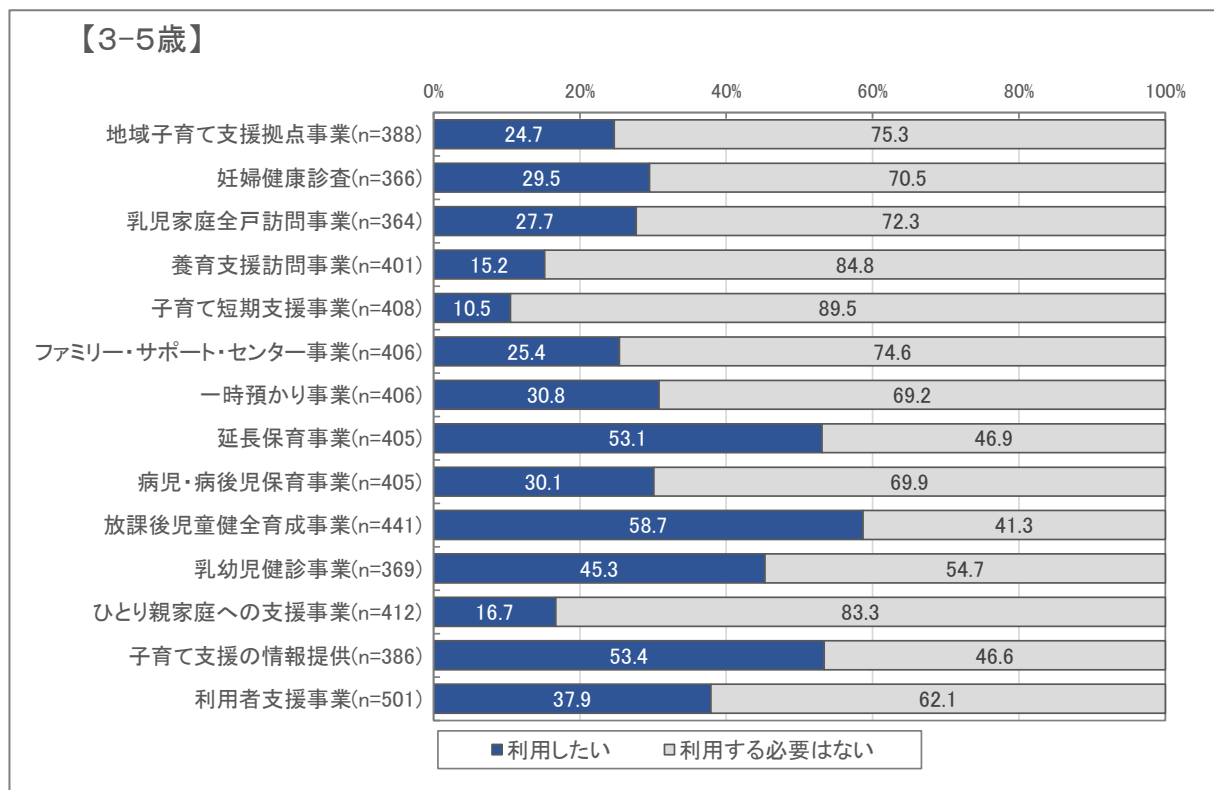


○今後の利用希望については、0～2歳で「地域子育て支援拠点事業」「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」等、14項目中8項目で「利用したい」が5割を超えています。

【今後利用したい事業】

【0-2歳】





【課題等】

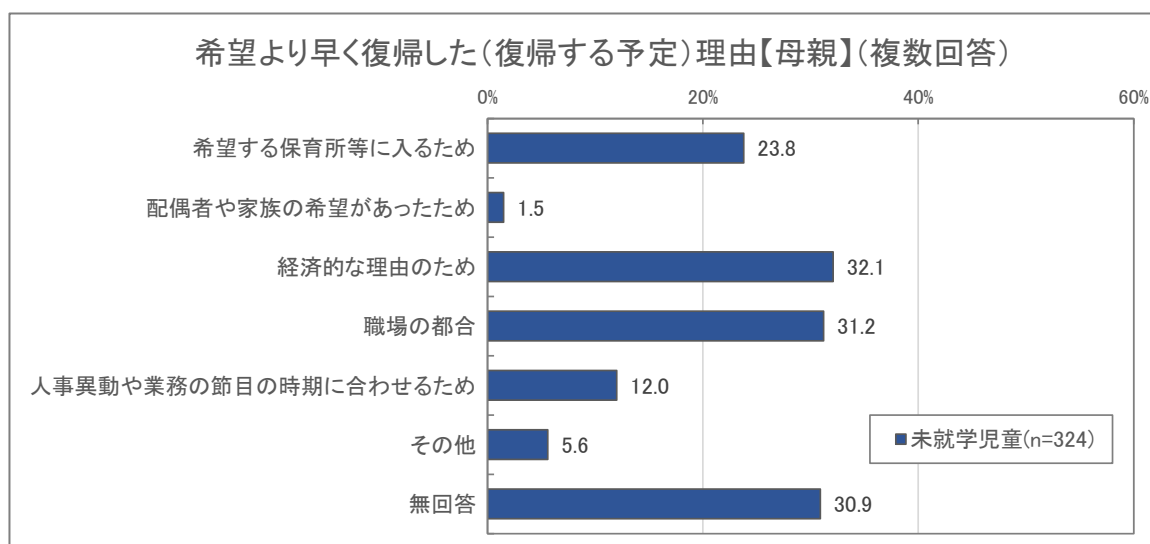
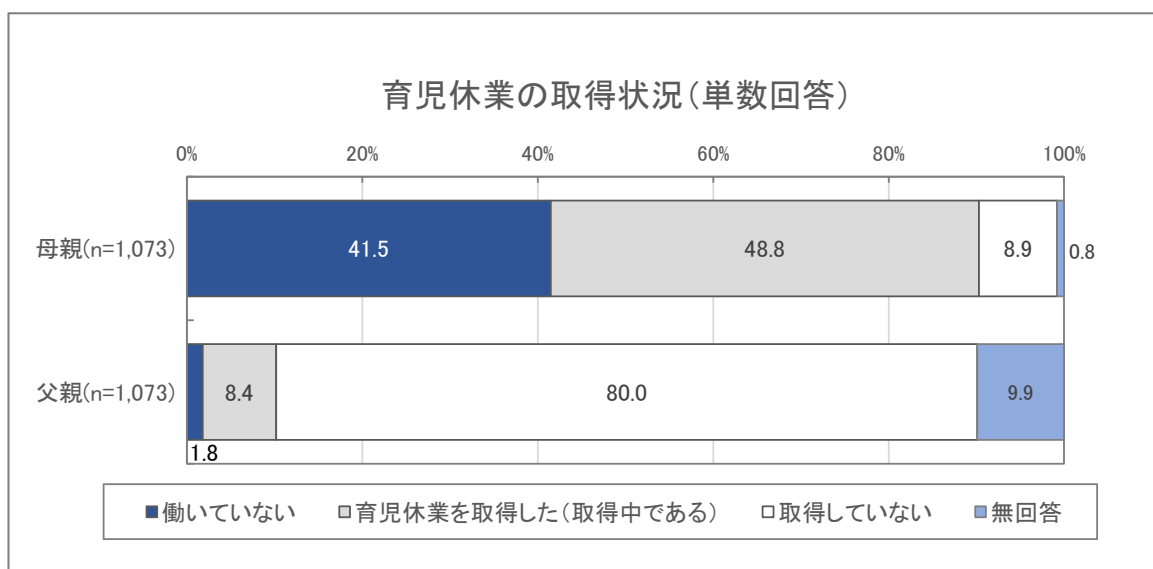
釧路市の子育て支援に関する事業の一部について、認知度が低い傾向がみられることから、事業内容や利用方法についての周知を図る必要性がうかがえます。

（３）育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

【現状】

○育児休業の取得状況をみると、母親では「取得した（取得中である）」が５割弱であるのに対し、父親では「取得していない」が８割を占め、父親のほとんどは育児休業を取得していない結果となっています。

○育児休業から希望より早く職場復帰した（復帰する予定）理由については「経済的な理由のため」「職場の都合」が３割強となっています。



【課題等】

母親においては育児休業を取得している方が多いものの、育児休業の期間においては、希望より早く復帰した(復帰する予定)理由として、「経済的な理由」や「職場の都合」が多くなっています。

また、父親については、「育児休業を取得した(取得している)」が1割未満にとどまっており、就業している親にとって、育児と仕事を両立できる環境の整備が必要です。

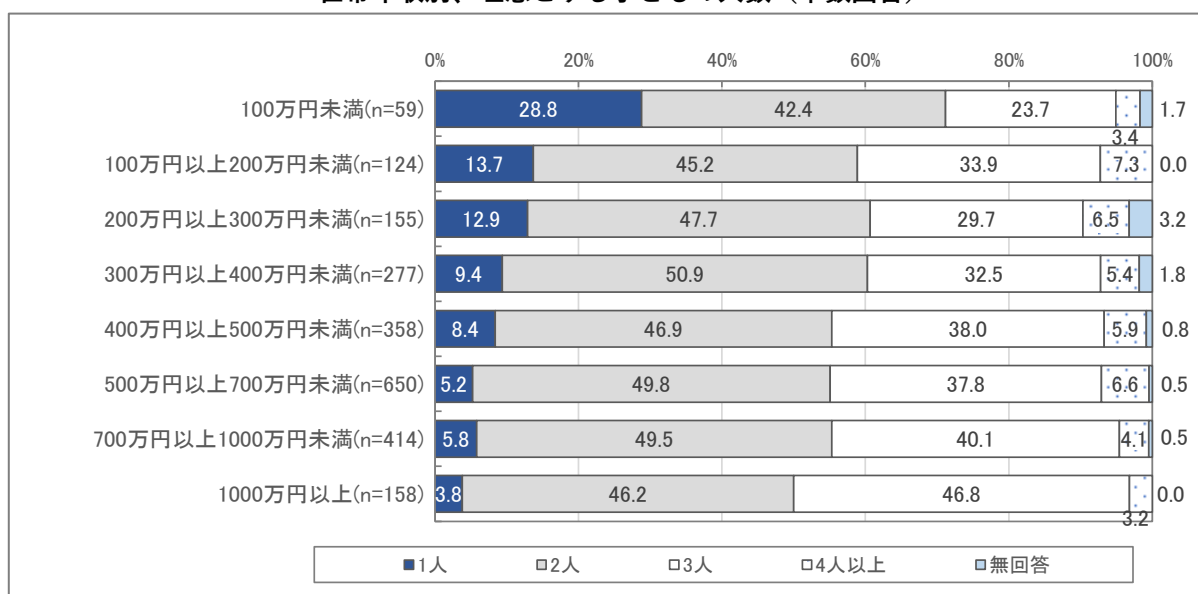
(4) 子育てと経済的環境

【現状】

①理想とする子どもの人数とその実現の見込み

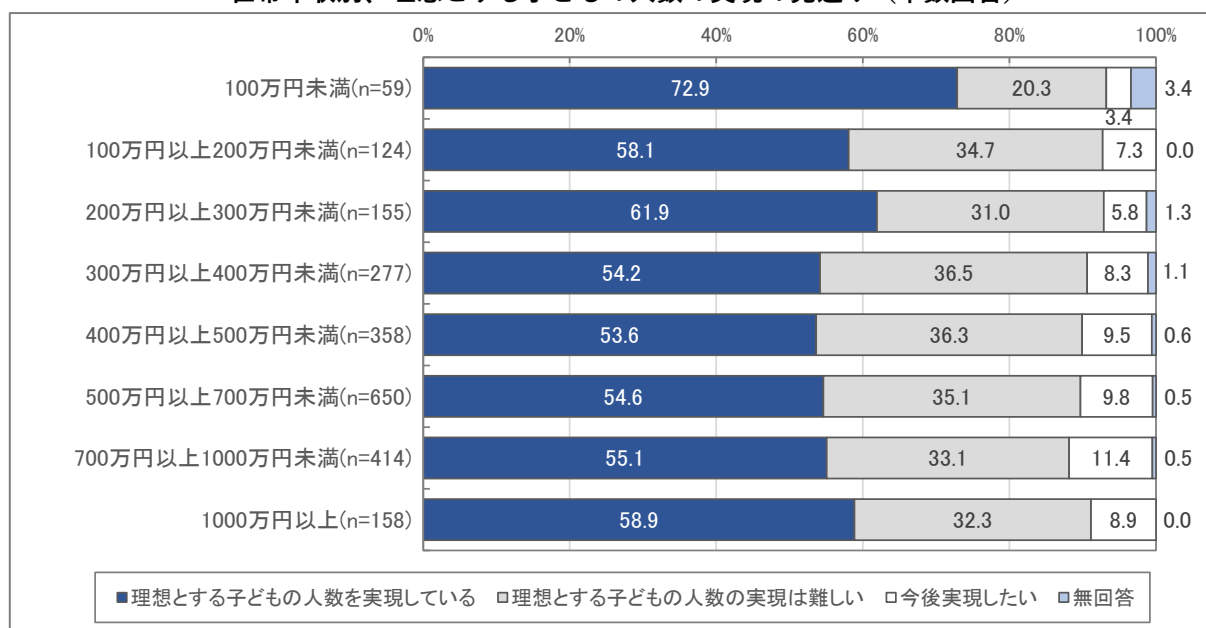
○世帯年収別に理想とする子どもの人数をみると、世帯年収の高い区分になるにつれて、「3人」という回答の割合が多くなるとともに、世帯年収の低い区分になるにつれて「1人」という回答の割合が多くなっています。

世帯年収別、理想とする子どもの人数（単数回答）



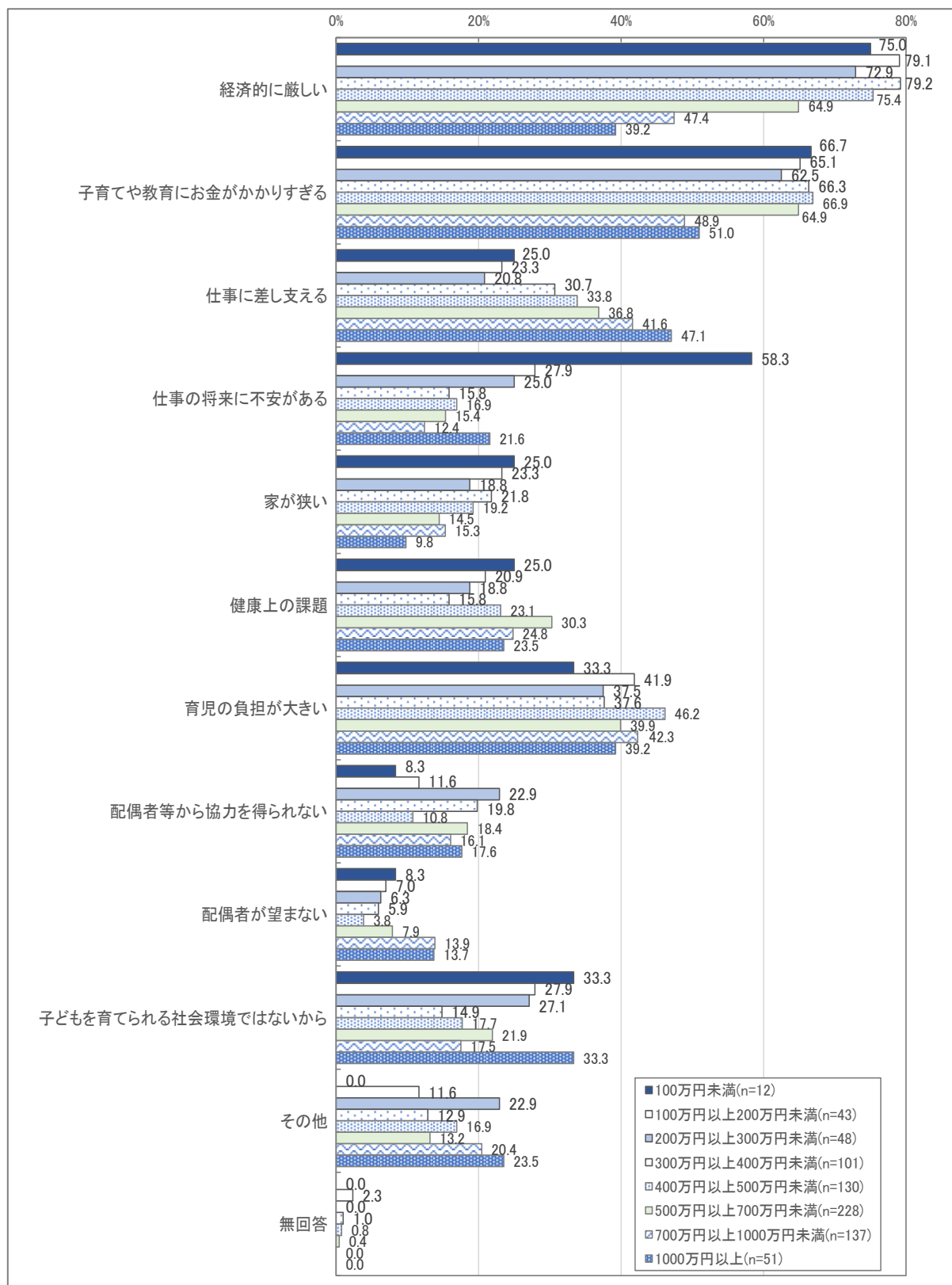
○理想とする子どもの人数の実現の見込みについては、「理想とする子どもの人数を実現している」が5割台半ば～7割強で最も多くっており、100万円未満が一番高く7割強となっています。

世帯年収別、理想とする子どもの人数の実現の見込み（単数回答）



○理想とする子どもの人数の実現が難しい理由については、700万円未満の世帯で「経済的に厳しい」「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が多くなっています。

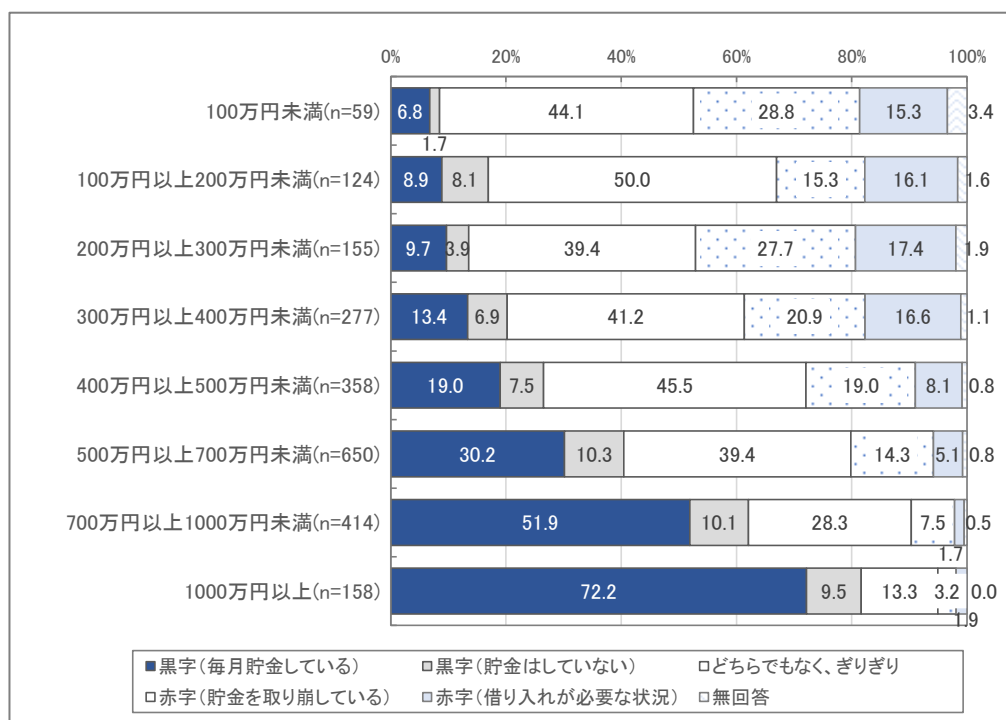
世帯年収別、理想とする子どもの人数の実現が難しい理由（複数回答）



② 普段の家計の状況

- “黒字”（「黒字（毎月貯金をしている）」と「黒字（貯金はしていない）」の合計）は年収が低いほど少ない傾向にあり、300 万円未満では 2 割以下となっています。

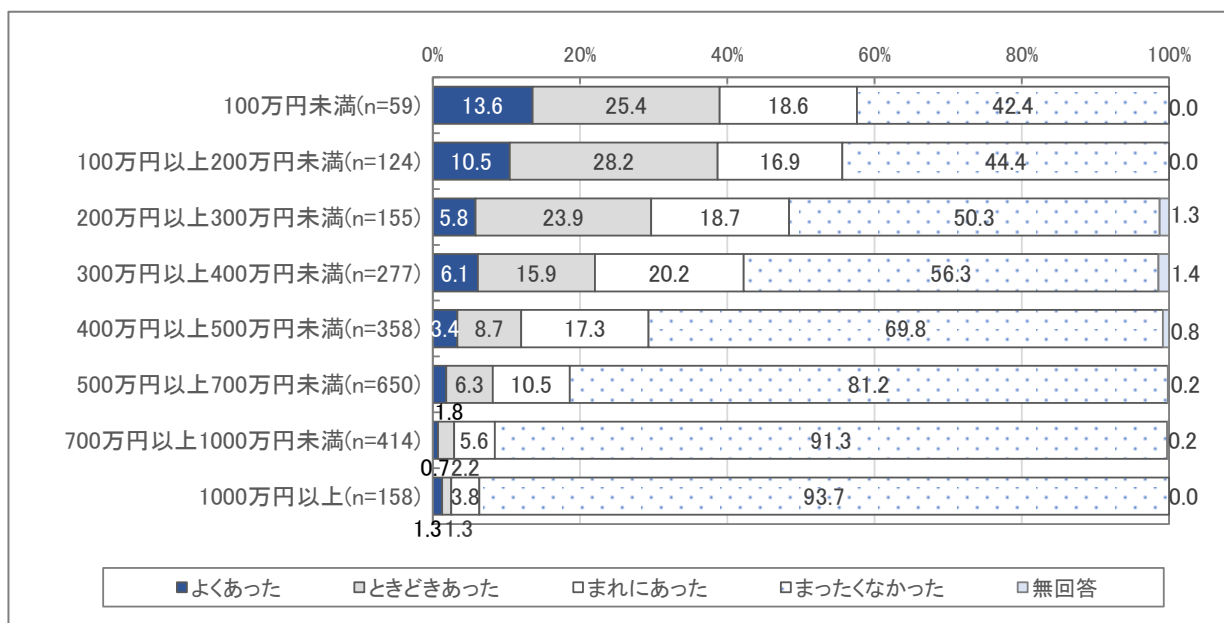
世帯年収別、普段の家計の状況（単数回答）



③ 経済的な理由で食料を買えなかった経験等の有無

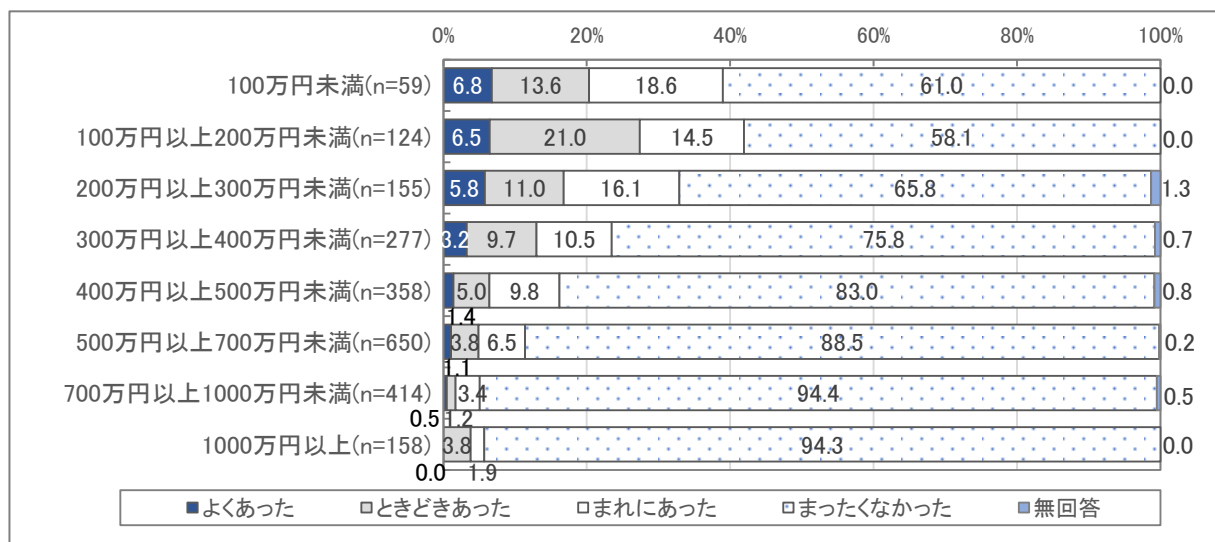
- 経済的な理由で食料を買えなかった経験の有無については、全体的に「まったくなかった」が多くなっていますが、年収区分が低くなるに従い、“あった”（「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」「まれににあった」の合計）という回答の割合が多くなり、100 万円未満では 6 割弱、100 万円以上 200 万円未満では 5 割台半ばとなっています。

世帯年収別、経済的な理由で食料を買えなかった経験の有無（単数回答）



○経済的な理由で暖房が使えなかった経験の有無についても同様に、全体的に「まったくなかった」が多くなっていますが、年収が低くなるに従い、“あった”（「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の合計）という回答の割合が多くなり、100万円未満では約4割、100万円以上200万円未満では4割台となっています。

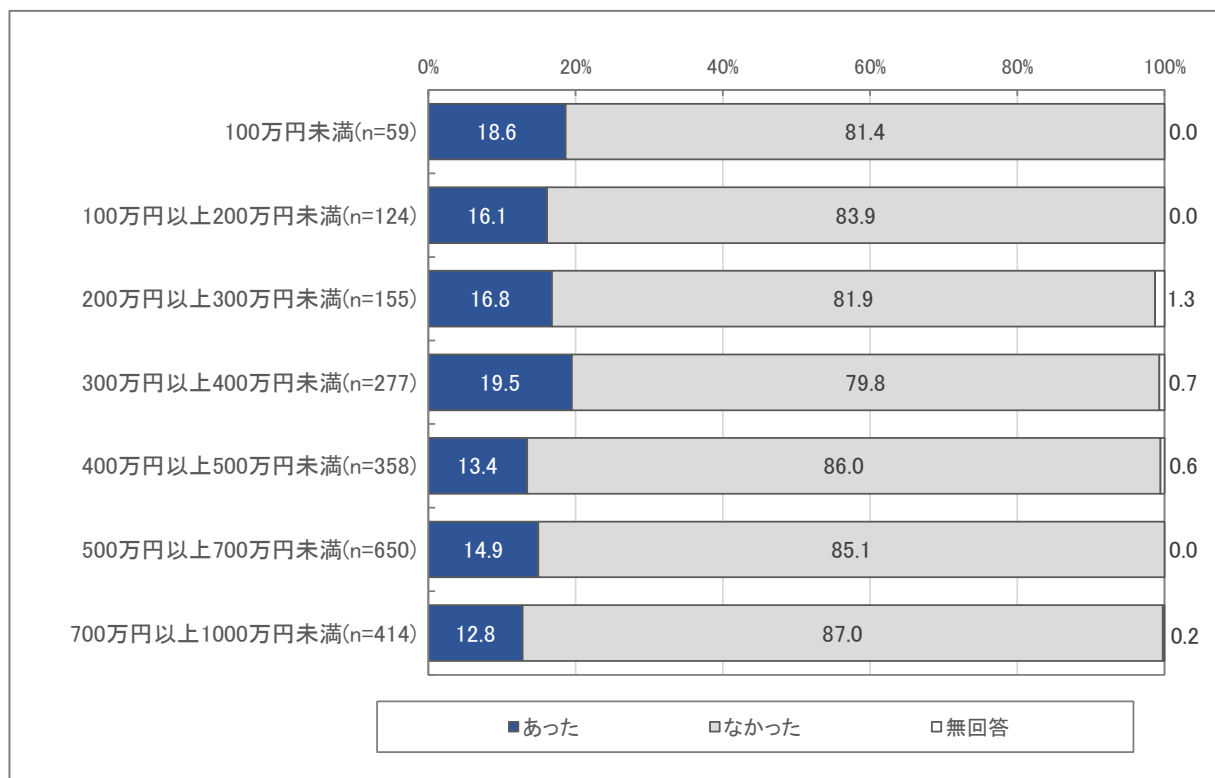
世帯年収別、経済的な理由で暖房が使えなかった経験の有無（単数回答）



④子どもを病院等で受診させられなかった経験の有無及びその理由

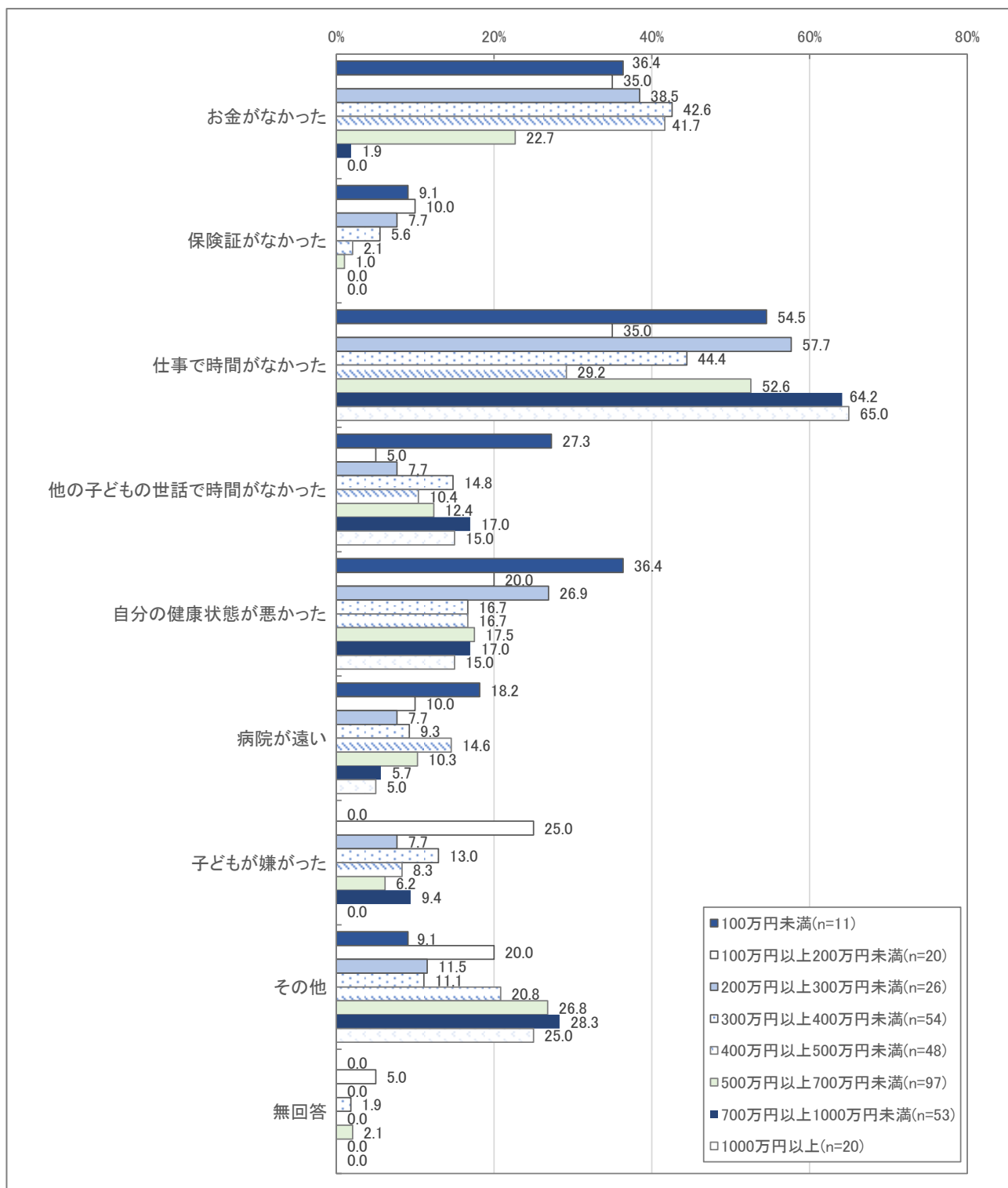
○子どもを病院等で受診させられなかった経験の有無については、「あった」が1割強～2割弱となっています。

世帯年収別、子どもを病院等で受診させられなかった経験の有無（単数回答）



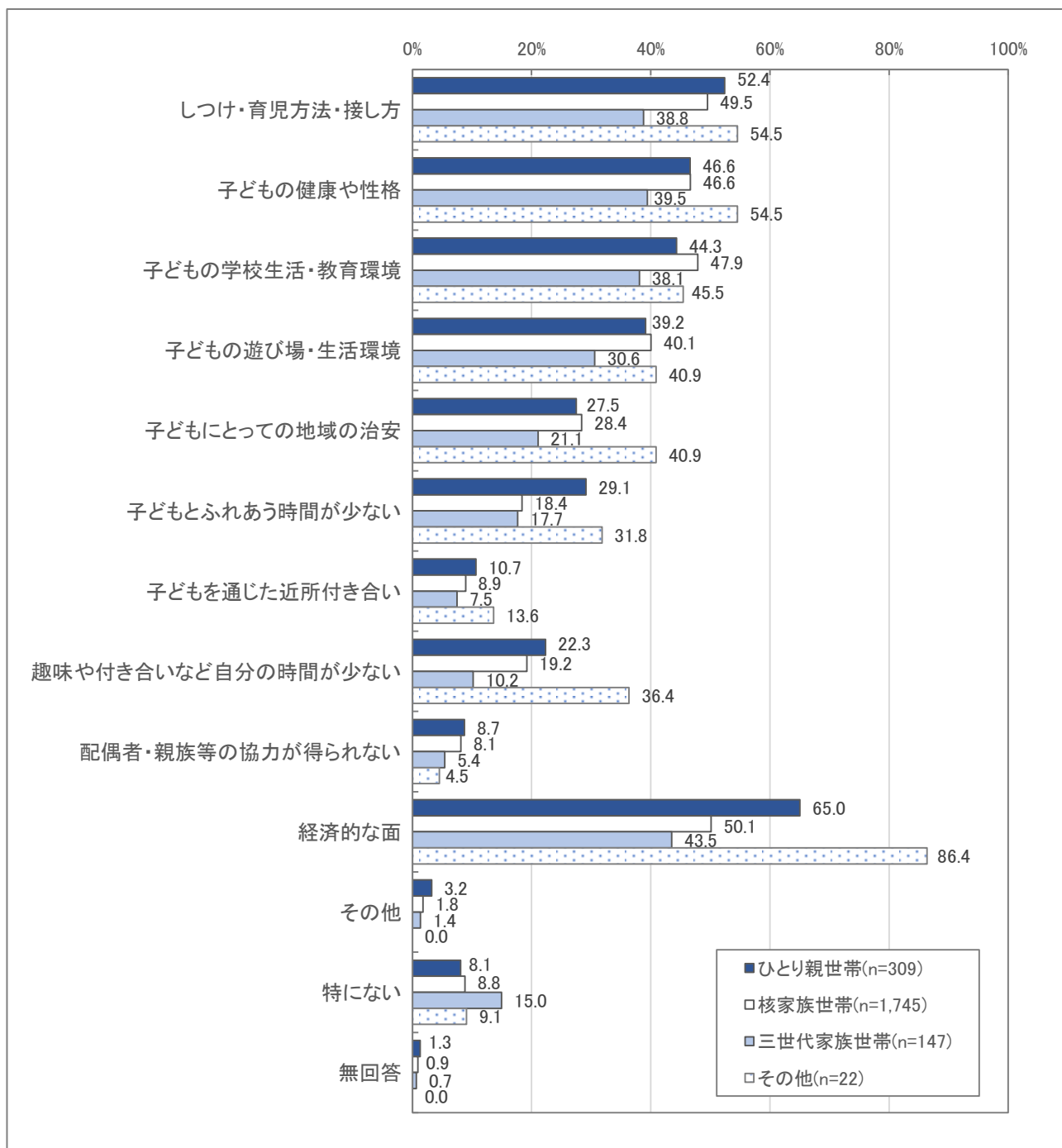
○子どもを受診させられなかった理由については、全体として「仕事で時間がなかった」が最も多くなっています。

世帯年収別、子どもを受診させられなかった理由（複数回答）

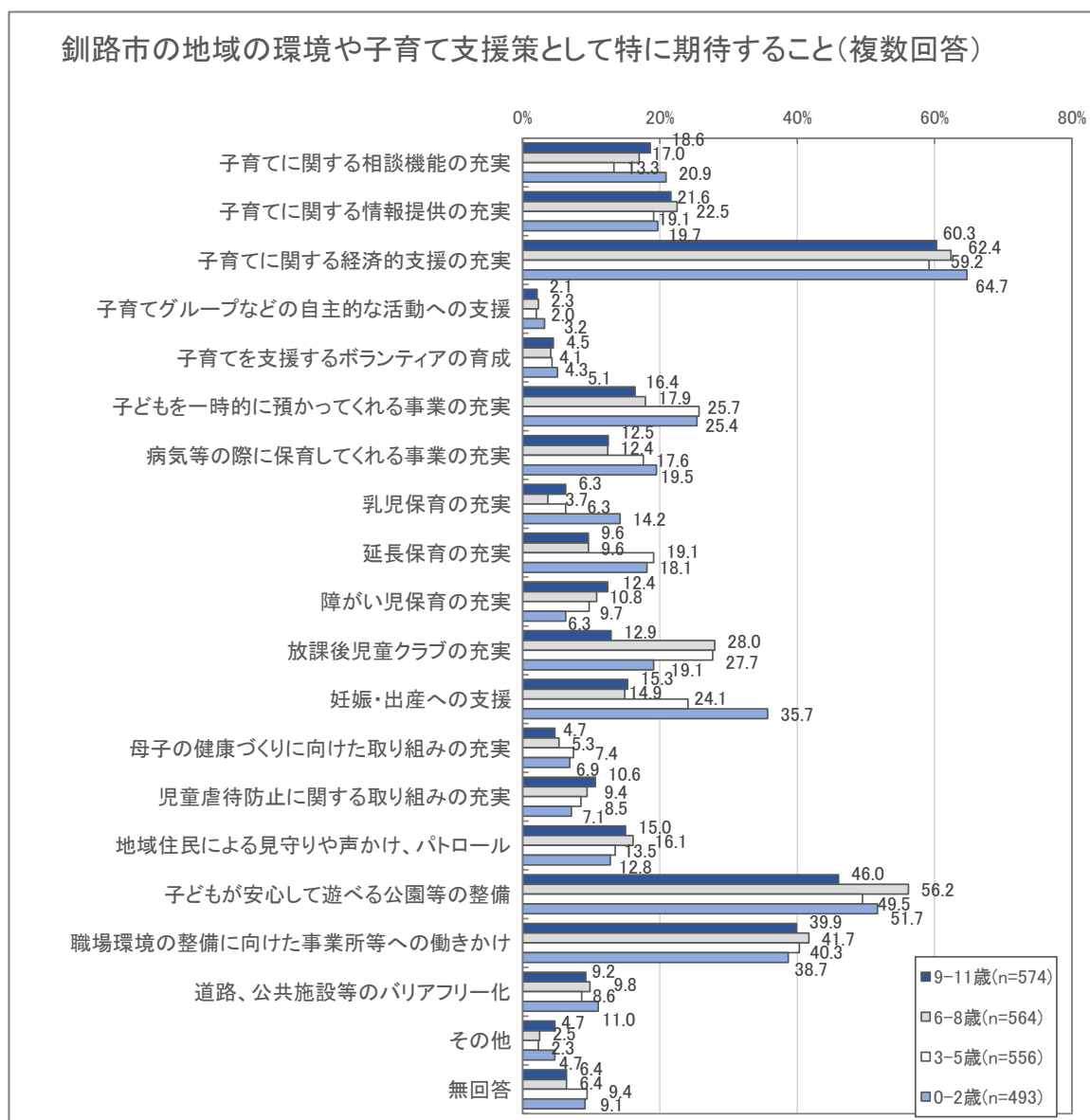


○子育てをする中で不安に思っていること、困っていることをみると、「経済的な面」が4割台半ば～8割台半ば、「しつけ・育児方法・接し方」が4割弱～5割台半ば、次いで「子どもの健康や性格」が4割弱～5割台半ば、「子どもの学校生活・教育環境」が4割弱～5割弱などとなっています。

世帯構成別、子育てをする中で、不安に思っていること、困っていること（複数回答）



○釧路市の地域の環境や子育て支援策として特に期待することをみると、「子育てに関する経済的支援の充実」が約6割～6割台半ば、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」が4割台半ば～5割台半ば、「職場環境の整備に向けた事業所等への働きかけ」が4割弱～4割強で多くなっています。



【課題等】

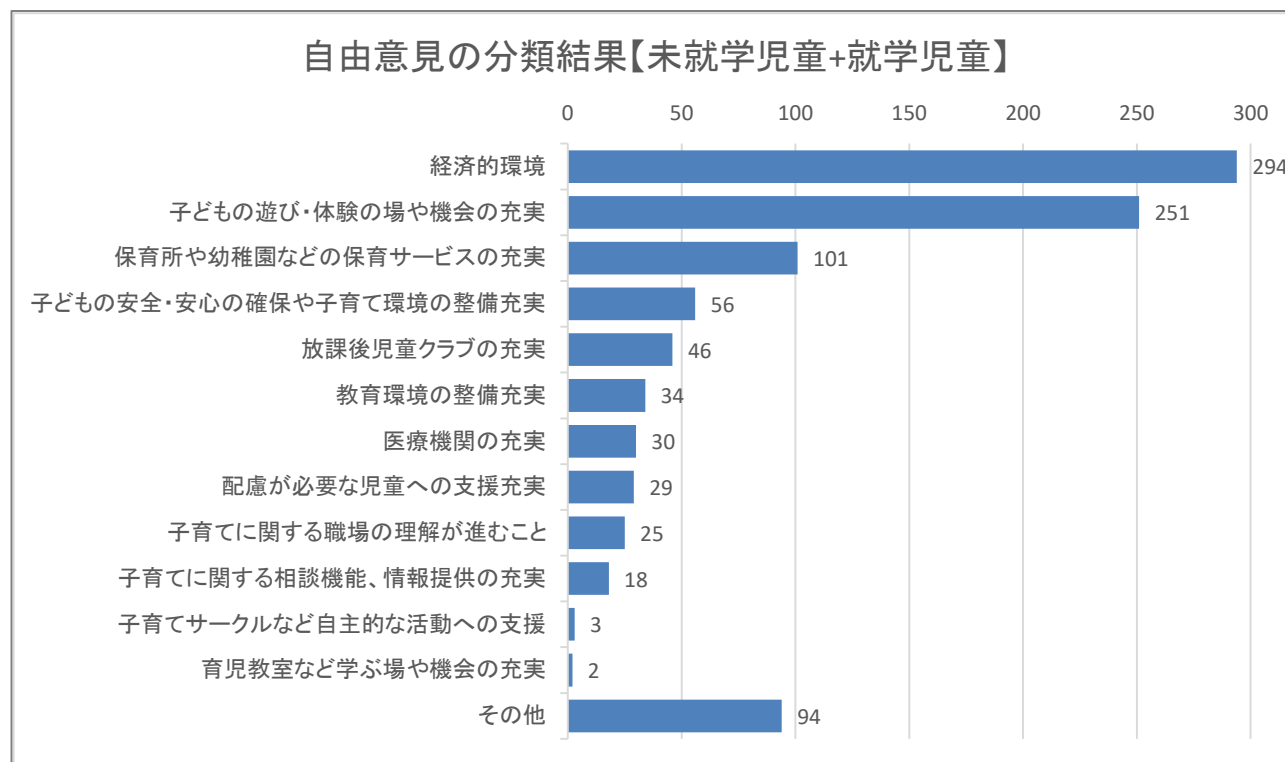
世帯年収の低い区分になるにつれて理想とする子どもの人数が少なくなっており、理想とする子どもの人数の実現が難しい理由については、年収 700 万円未満の世帯については「経済的に厳しい」との回答が多くなっています。

こどもを産み育てるための経済的な面のほか、しつけ、育児方法、接し方などにも不安を感じており、総合的な子育て支援の充実が必要です。

(5) 自由意見の結果

○「経済的環境」「子どもの遊び・体験の場や機会の充実」「保育所や幼稚園などの保育サービスの充実」に対する意見・要望が多くなっています。

(件)



【経済的環境について】

「医療費の無料化」「学校給食の無料又は補助」「保育料金の無償化」「教材費や給食費など、養育にかかる負担」に関する意見が特に多くなっています。

【子どもの遊び・体験の場や機会の充実】

「子供が遊べる公園、屋内施設」「子供に色々な体験をさせるための施設」に関する意見が特に多くなっています。

【保育所や幼稚園などの保育サービスの充実】

「日曜日や長期休暇時の保育」「教育・保育サービスの時間帯」「病児保育の数等の受け入れ態勢」に関する意見が多くなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

生まれる喜び、はぐくむ喜び、寄り添う喜び

— それぞれの笑顔が輝くまち・釧路 —

全てのこどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや保護者の幸せにつながることはもちろんのこと、地域の未来を担うこどもの育成にもつながることであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本市では、急激な少子化の進行ならびにこどもを取り巻く家庭や社会環境の変化を踏まえ、地域に必要な質の高い教育・保育、子育て支援を安定的に提供していくために、こども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

こどもが健やかに成長するためには、単に教育・保育サービスや子育て支援メニューを充実し、子育て家庭への経済的支援を行うだけで実現できるものではなく、地域や社会がこどもや子育て家庭の声に耳を傾け、寄り添うことで、親として成長を見守り、安心して子育てができるよう、社会全体で支援することが重要です。

そのため、こどもの成長段階で切れ目のないこども・子育て支援を、質・量ともに充実させるとともに、子育て家庭を中心に、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、地域、企業その他の社会を構成する全ての人々が、こども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携しながら、それぞれの役割を十分に果たしていけるよう働きかけていく必要があります。

こどもは社会の希望であり、これからの未来をつくる唯一の存在です。

本市では一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性のある存在として認められ、子育て家庭や社会を構成する人々が日々成長するこどもの姿に未来を重ね、ともに大きな喜びと生きがいを感じられることができるまちづくりを目指します。

本計画では、このような考え方に基づき、計画の理念を前回計画に引き続き、「生まれる喜び、はぐくむ喜び、寄り添う喜び—それぞれの笑顔が輝くまち・釧路—」とします。

2. 基本的視点

基本理念の実現に向け、次の基本的視点に立ち、こども・子育て事業分野における施策の推進を図ります。

基本的視点 1：こどもを支える視点

成長段階に応じて切れ目のない適切で質の高いサービスを提供し、支援することで、全てのこどもが心身ともに健やかに成長できる社会、こどもの権利が尊重され、最善の利益が実現される社会を目指します。

基本的視点 2：子育て家庭を支える視点

共働き家庭の増加、就労形態の多様化、核家族の進展や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭や子育てをめぐる環境が変化している中、地域の中でこどもを育てる上で、子育て家庭の真に必要なとする支援が求められています。

誰もが安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援、男女ともに子育てと仕事を両立できる環境づくりを進め、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、子育てやこどもの成長に対する喜びや生きがいを感じることができる社会を目指します。

基本的視点 3：社会全体で支える視点

地域の未来を担うこどもたちを中心とした社会とするために、子育て家庭のみならず、多様な主体が連携し、それぞれの役目を果たすことで、身近な地域でこどもや子育てを見守り、支えあうことができるような社会を目指します。

基本的視点 4：配慮を必要とするこどもと子育て家庭を支える視点

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況や、地域コミュニティの希薄化による子育ての孤立など、様々な配慮を必要とするこどもと子育て家庭を支えるために、社会的支援の必要なこどもや子育て家庭を確実に把握し、自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつけ、こどもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

3. 基本目標と施策体系

基本的視点のもと、基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の5つの基本目標を掲げ、総合的に施策を展開していきます。

施策体系については、計画の基本目標を実現するために、これまでの施策・事業の取組や子育て支援ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化・充実を行うことで、計画を推進していきます。

基本目標 1

健やかに産み育てられる環境づくり

安心してこどもを産み育てられるよう、結婚・妊娠・出産、新生児期及び乳幼児期における育児について、切れ目のない支援を行うため、妊婦相談や乳幼児健診等の場を活用した子育て家庭への相談指導の充実を図るとともに、健やかに産み育てられる環境づくりのために、子育てを行っている保護者や子育てに携わる関係団体等の意見を聴き、支援体制の充実に努めます。

また、18歳までの医療費を無償化するとともに、小児医療体制の充実・確保に取り組みます。

併せて、学童期・思春期から成人期にかけて特有の心や体の問題について、正しい知識の啓発・指導等を実施していくとともに、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

◆施策の方向性

- (1) 安全・安心な母子保健医療等の充実
- (2) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (4) 「食育」の推進

基本目標 2

子育て家庭を支援するための環境づくり

全ての子育て家庭が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てを行うことができるよう、子育てに関する困りごとを抱えた家庭を支援するために、子育て支援総合センターやこども家庭センターを開設するとともに、子育てを地域で支える環境づくりに向けて、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりを推進します。

教育・保育サービスにおいては、第2子以降の保育料の一律無償化を行い、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、保育士の労働環境の改善など、質の高い教育・保育に繋がる取組を推進します。

また、未就学児の屋内の遊び場である「ちびっこマンデー」や放課後児童クラブの充実を図り、子育て家庭とそのこどもが安心して過ごせる場所を確保します。

◆施策の方向性

- (1) 教育・保育サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援の充実
- (3) 子育て支援ネットワークの構築
- (4) 働きながら子育てしやすい環境の充実

基本目標3

こどもの成長を支える環境づくり

未来を担っていく子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育んでいくために、様々な学習の機会や日常の遊び、自然体験・社会体験などを通じ、多くの人と交わり・ふれあうことができるこどもの居場所を確保していくとともに、自ら学び、考え、行動するための生きる力を育む取組を進めます。施策の実施、充実にあたっては、当事者であるこどもや若者から意見聴取をするとともにその意見を反映させる取組を推進します。

また、子育てを行っている保護者とともに、これから保護者となる若い世代が、家族や家庭の大切さ、こどもを産み育てることの意義を理解できる環境づくりを進めるなど、子育て家庭や地域の教育力の向上を目指した取組を進めます。

◆施策の方向性

- (1) こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
- (2) こどもの健全育成の推進
- (3) こどもの権利・意見反映の取組の推進
- (4) 家庭や地域の教育力の向上

基本目標4

こどもと子育て家庭にやさしい環境づくり

こどもや子育て家庭が、地域で安全・安心に暮らすことができるよう、生活環境の整備・改善に努めるとともに、行政や学校、家庭、地域が連携して、こども自らが身を守り、安全を確保できる能力を身に付けることができる環境づくりを進めます。

◆施策の方向性

- (1) 安心して子育てできる生活環境の整備
- (2) こどもを交通事故や犯罪等の被害から守る活動の推進
- (3) 心のケアが必要なこどもへの支援の推進

基本目標5

貧困と格差の解消を図るとともに、配慮を要するこどもと家庭を支える環境づくり (こどもの貧困の解消に向けた対策計画)

全てのこどもが、前向きな気持ちで夢や希望を持ちながら成長できるよう、生活困窮を含めた家庭内の課題を適切な支援につなげることで貧困と格差の解消を図り、良好な生育環境を確保するとともに、特別な配慮を必要とするこどもや子育て家庭に対して、早期に発見し適切な支援が行えるよう、様々な関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

◆施策の方向性

- (1) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
- (2) 障がい児支援・医療的ケア児対策の充実
- (3) 児童虐待防止対策の充実

◇施策体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	施策の方向性
生まれる喜び、はぐくむ喜び、寄り添う喜び それぞれの笑顔が輝くまち・釧路	基本的視点 1 こどもを支える視点	基本目標 1 健やかに産み育てられる環境づくり	(1) 安全・安心な母子保健医療等の充実 (2) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進 (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (4) 「食育」の推進
	基本的視点 2 子育て家庭を支える視点	基本目標 2 子育て家庭を支援するための環境づくり	(1) 教育・保育サービスの充実 (2) 地域における子育て支援の充実 (3) 子育て支援ネットワークの構築 (4) 働きながら子育てしやすい環境の充実
	基本的視点 3 社会全体で支える視点	基本目標 3 こどもの成長を支える環境づくり	(1) こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 (2) こどもの健全育成の推進 (3) こどもの権利・意見反映の取組の推進 (4) 家庭や地域の教育力の向上
	基本的視点 4 配慮を必要とするこどもと子育て家庭を支える視点	基本目標 4 こどもと子育て家庭にやさしい環境づくり	(1) 安心して子育てできる生活環境の整備 (2) こどもを交通事故や犯罪等の被害から守る活動の推進 (3) 心のケアが必要なこどもへの支援の推進
		基本目標 5 貧困と格差の解消を図るとともに、配慮を要するこどもと家庭を支える環境づくり (こどもの貧困の解消に向けた対策計画)	(1) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 (2) 障がい児支援・医療的ケア児対策の充実 (3) 児童虐待防止対策の充実

第4章 施策の展開

1. 健やかに産み育てられる環境づくり

(1) 安全・安心な母子保健医療等の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期において、切れ目のない支援を提供し、母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を推進するとともに、小児医療の充実・確保に取り組みます。

【具体的施策・事業】

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度） 実績	2029 年度（令和11年度） 目標	担当課
1	乳幼児健康診査の実施	乳幼児健診を受診した人の割合 受診率の平均 97.3% 4 か 月 児 健 診 : 99.2% 10 か 月 児 健 診 : 94.8% 1 歳 6 か 月 児 健 診 : 98.7% 3 歳 児 健 診 : 96.7%	健 診 受 診 率 の 平 均 97.5%	健康推進課
2	歯科健康診査の実施	むし歯のない児の割合 1 歳 6 か 月 児 : 98.9% 3 歳 児 : 87.2%	1 歳 6 か 月 児 の む し 歯 の な い 児 の 割 合 99.2% (R3 全国平均)	健康推進課
3	子育て教室の実施	子育て支援拠点センター 開催回数 : 16 講座 参加者 : 480 名	子育て支援拠点センター 開催回数 : 16 講座	こども育成課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
4	乳幼児等訪問指導の実施	訪問数 : 延べ 1,554 人	健康推進課
5	母子健康手帳の交付 妊産婦相談 妊婦等包括相談支援事業	手帳交付 : 662 件 妊婦相談開催数 : 255 回 相談支援事業 : 1,975 件	健康推進課
6	妊婦健康診査の実施	妊婦健診受診票交付数 : 9,107 件 受診数 : 7,921 件	健康推進課
7	産婦健康診査の実施	2024 年度より実施のため実績なし	健康推進課
8	新生児聴覚スクリーニング検査の実施	受診率 : 99.7%	健康推進課
9	3 歳 児 健康診査受診者における屈折検査の実施	実施率 : 99.3%	健康推進課

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
10	フッ素塗布の推進	塗布率：33%	健康推進課
11	子育て支援のための環境づくり	子育てサークル支援・サークル室の利用：100 回実施	こども育成課
12	マタニティ講座の開催	・年 21 回、延 279 人 マタニティ講座（集団開催）：12 回、延 263 人 "（個別対応）：9 回、延 16 人 ・定員（組）に対する参加割合＝99%（※）	健康推進課
13	事故防止啓発事業の推進	発達に合わせた育児副読本を各種健診等で配付	健康推進課
14	予防接種の実施	B C G：673 人 四種混合：2,789 人 不活化ポリオ：0 人 麻しん・風しん：1,451 人 二種混合 2 期：683 人 ヒブ：2,611 人 小児用肺炎球菌：2,606 人 子宮頸がん：1,343 人 日本脳炎：3,782 人 水痘：1,313 人 B 型肝炎：1,931 人 ロタリックス：1,241 人 ロタテック：8 人	健康推進課
15	妊産婦訪問の実施	全戸訪問：実 470 件 養育支援訪問：実 195 件	健康推進課
16	育児相談の実施	6～7 か月児育児相談：35 回/延べ 631 人利用	健康推進課
17	未熟児養育医療費給付	給付対象者数：28 人 給付金額：12,247 千円	医療年金課
18	小児救急医療体制の充実	実施病院 2 箇所 ・総合病院釧路赤十字病院 ・市立釧路総合病院	健康推進課
19	子どもの医療費助成	助成対象者数：年 14,773 人 助成件数：150,759 件 助成金額：366,617 千円	医療年金課
20	産後ケア事業の実施	1 泊 2 日：48 組 2 泊 3 日：3 組	健康推進課

※体調不良や家族都合など事情により集団開催に参加できない場合に個別対応するなど、可能な限り受け入れを実施したことによる。

（２）結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

誰もが安心してこどもを産み育てることができるよう、結婚・妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援を行うとともに、多様化する子育て世帯のニーズに対応できるよう、全てのライフステージに関する相談を受け、保健、医療、福祉及び教育分野との連携を図りつつ、必要な支援へとつなげていきます。

【具体的施策・事業】

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度） 実績	2029 年度（令和11 年度） 目標	担当課
(1)	乳幼児健康診査の実施	（再掲）		健康推進課
(2)	歯科健康診査の実施	（再掲）		健康推進課
(3)	子育て教室の実施	（再掲）		こども育成課
21	通常保育事業の推進	入所定員：2,174 人 受入可能数：2,417 人	入所定員：2,235 人 受入可能数：2,680 人	こども育成課
22	延長保育事業の推進	実施園：35 園	実施園：38 園	こども育成課
23	休日保育事業の推進	実施園：2 園 定員数：30 人	実施園：2 園	こども育成課
24	夜間保育事業の推進	実施園：1 園 定員数：30 人	実施園：1 園	こども育成課
25	乳児保育事業の推進	実施園：30 園	実施園：30 園	こども育成課
26	保育所職員に対する研修の推進	釧路市保育研修会：3 回実施 392 人参加	釧路市保育研修会：年3 回実施	こども育成課
27	障がい児保育事業の推進	実施園：12 園 受入人数：77 人	実施園：25 園	こども育成課
28	医療的ケア児保育の実施	実施園：1 園 受入人数：2 人	実施園：2 園 受入人数：4 人	こども育成課
29	病児・病後児保育事業の実施	実施施設：2 箇所	実施施設：2 箇所	こども育成課
30	ファミリー・サポート・センター事業の推進	実施箇所：1 箇所 3 月末登録会員数：1,142 人	実施箇所：1 箇所	こども育成課
31	地域子育て支援拠点事業の推進	実施箇所：6 箇所	実施箇所：6 箇所	こども育成課
32	地域子育て相談機関の設置	令和7 年度より実施 実施箇所 3 箇所	実施箇所：3 箇所	こども支援課 こども育成課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(4)	乳幼児等訪問指導の実施	（再掲）	健康推進課
(5)	母子健康手帳の交付 妊産婦相談 妊婦等包括相談支援事業	（再掲）	健康推進課

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(6)	妊婦健康診査の実施	（再掲）	健康推進課
(7)	産婦健康診査の実施	（再掲）	健康推進課
(8)	新生児聴覚スクリーニング検査の実施	（再掲）	健康推進課
(9)	3歳児健康診査受診者における屈折検査の実施	（再掲）	健康推進課
(10)	フッ素塗布の推進	（再掲）	健康推進課
(11)	子育て支援のための環境づくり	（再掲）	こども育成課
(12)	マタニティ講座の開催	（再掲）	健康推進課
(13)	事故防止啓発事業の推進	（再掲）	健康推進課
(14)	予防接種の実施	（再掲）	健康推進課
(15)	妊産婦訪問の実施	（再掲）	健康推進課
(16)	育児相談の実施	（再掲）	健康推進課
(17)	未熟児養育医療費給付	（再掲）	医療年金課
(19)	子どもの医療費助成	（再掲）	医療年金課
(20)	産後ケア事業の実施	（再掲）	健康推進課
33	幼児教育・保育の無償化	幼児教育（1号認定）：1,415人 保育（2号認定）：1,284人	こども育成課
34	保育料の第2子以降無償化	令和7年度より実施	こども育成課
35	こども誰でも通園制度の実施	令和8年度より実施：対象860人（令和5年度 0歳6か月～2歳未就園児数）	こども育成課
36	保育所の整備	あいこう認定こども園の建替え（1/2年目）	こども育成課
37	認定こども園の普及推進	情報提供実施 認定こども園への移行数：3園	こども育成課
38	就学援助費の支給	支給人員：1,839人	教育支援課
39	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の推進	ショートステイ：96件/356日 トワイライトステイ：12件/22日	こども支援課
40	一時預かり事業の推進	実施園：8園	こども育成課
41	つどいの広場事業の推進	延べ利用者数：3,363人	こども育成課
42	家庭児童相談等の充実	家庭児童相談：25件 母子相談：1,347件 父子相談：125件	こども支援課
43	認可保育所、認定こども園における地域交流の推進	町内会、老人クラブ等との交流を実施	こども育成課
44	子育て家庭支援ガイドブックの作成	ガイドブック発行：1,800部	こども支援課
45	こども家庭センター事業・利用者支援事業の実施	実施箇所：4箇所（令和7年度より、「子育て世代包括支援センター事業」→「こども家庭センター事業」に改編、「子育て支援総合センター」の開設）	こども支援課 健康推進課 こども育成課

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
46	仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	国等が作成したポスターやリーフレットを掲示するとともに、ホームページやFacebook、広報誌等に掲載	商業労政課
47	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施	開設箇所：23 箇所 待機児童数 0 人	こども育成課
48	放課後児童クラブにおける医療的ケア児の受入	受入可能箇所：23 箇所 受入実績：1 箇所	こども育成課
49	放課後子ども広場の運営	延べ利用児童数：4,204 人 （うち、土曜日の延べ利用児童数0人）	音別保健福祉課
50	E P F（Enjoy・Party・Farms） 独身農業青年と釧路市及び管内町村在住女性との交流会	回数：2 回 参加人数：延べ3 人	農林課
51	新婚世帯向け住宅の提供	「新婚世帯向け住宅」を4 戸提供し、1 戸の入居に繋がった。	住宅課
52	中学生赤ちゃんふれあい体験学習の実施	【教育支援課輪番校】 実施回数：1 回 1 校/107 人 【健康推進課協力校】 実施回数：6 回 3 校/延べ234 人 【音別】 実施回数：2 回/延べ21 人	教育支援課 健康推進課 音別保健福祉課
53	高校生と幼稚園児のふれあい体験事業の実施	【認定こども園阿寒幼稚園】3 回実施 67 人	阿寒保健福祉課
54	妊婦のための支援給付事業	給付金支給件数 ・妊娠分 1,095 件 ・出産分 934 件	健康推進課
55	先進不妊治療費等助成事業	（1）治療費 交付申請件数 7 件（実人数6 名） （2）交通費 交付申請件数 2 件（実人数2 名）	健康推進課
56	不育症治療費助成事業	申請件数：0 件 ※全額北海道の助成の範囲となっているため。	健康推進課
57	妊産婦安心出産支援事業	申請件数 ・阿寒地区（25～50km 未満）：5 件 ・阿寒地区（50～75km 未満）：2 件 ・音別地区（25～50km 未満）：2 件 ・音別地区（50～75km 未満）：0 件	阿寒保健福祉課 音別保健福祉課 健康推進課
58	子育て応援円卓会議	「釧路市子ども子育て会議」を活用し必要な事項の確認を実施。	こども育成課

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

望まない妊娠による人工妊娠中絶の防止や性感染症を予防するため、思春期における保健講座等を実施し、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実を図り、大人になるための成長を支えます。

【具体的施策・事業】

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
59	リーフレットの作成・配布	【配布】 辞典 2 冊配布 リーフレット（高校生用）：1,780 枚配布 リーフレット（中学生用）：1,241 枚配布 リーフレット（特別支援学校用）：6 枚配布 【作成】 リーフレット（中学生用）：4,000 枚作成	健康推進課
60	高校生ライフデザイン講座の実施	11 校 11 回：1,674 人	健康推進課
61	中学生思春期ライフデザイン講座の実施	16 校 16 回：1,086 人	健康推進課
62	保護者・関係職種のための研修・学習会、ネットワーク会議などの開催	研修会 1 回 141 人 会議 1 回 23 人	健康推進課
63	思春期相談	思春期相談ダイヤル 13 件 来所 2 件	健康推進課
64	生活習慣病予防健診	若者健診 受診者数 565 人 キッズ健診 受診者数 70 人	健康推進課

(4) 「食育」の推進

生きるうえでの基本となる「食」について、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、食育を推進します。

【具体的施策・事業】

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和 5 年度） 実績	2029 年度（令和 11 年度） 目標	担当課
65	幼児食育教室の開催	6 回実施：91 組 （離乳食教室、食育講座）	6 回実施	こども育成課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和 5 年度）実績	担当課
66	魚食の普及及び啓発	【水産課】 地元魚介類を活用した料理教室・講座等の実施計 20 回 延べ 423 名 【小学校】 4 種類 16 回実施：さば 3、いわし 4、たら 1、昆布 8 【中学校】 4 種類 20 回実施：さば 2、さけ 2、ほっけ 2、昆布 14	水産課 教育支援課
67	食育事業の推進	【教育支援課】 試食会実施回数：小学校/4 回・中学校/2 回 【こども育成課】 ・認可保育所、認定こども園での食育指導の実施 ・保護者向け給食試食会と食育講話の実施 ・地産地消の日の実施：5 園 ※保護者向け給食試食会と食育講話は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 【農林課】 ・市内幼稚園や保育所において、牛乳に関する食育授業を実施：4 園 【阿寒保健福祉課】 食育指導の実施 認定こども園阿寒幼稚園：実施 7 回 マリモ幼稚園：実施 7 回	教育支援課 こども育成課 農林課 阿寒保健福祉課
68	親と子の料理教室	開催回数：1 回 参加数：延べ 4 組	音別保健福祉課
69	地場産品普及促進事業の展開	・各学校に対し、エゾシカ肉、オロナミン C、根釧牛乳等地場産品を題材にした出前授業の実施	産業推進室

2. 子育て家庭を支援するための環境づくり

(1) 教育・保育サービスの充実

共働き世帯の増加や多様化する就労形態に対応できるサービス提供体制の確保と質の高いサービスの充実に努めます。特に幼児期の教育・保育の一体的提供の実現に向けて、認定こども園への移行や幼保小連携の取組、特定教育・保育施設への移行、保育士の育成を推進します。

【具体的施策・事業】

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度） 実績	2029 年度（令和11年度） 目標	担当課
(21)	通常保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(22)	延長保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(23)	休日保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(24)	夜間保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(25)	乳児保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(26)	保育所職員に対する研修の推進	（再掲）		こども育成課
(27)	障がい児保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(28)	医療的ケア児保育の実施	（再掲）		こども育成課
(29)	病児・病後児保育事業の実施	（再掲）		こども育成課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(33)	幼児教育・保育の無償化	（再掲）	こども育成課
(34)	保育料の第2子以降無償化	（再掲）	こども育成課
(35)	こども誰でも通園制度の実施	（再掲）	こども育成課
(36)	保育所の整備	（再掲）	こども育成課
(37)	認定こども園の普及推進	（再掲）	こども育成課
70	幼稚園、認可保育所、認定こども園と小学校の連携	小学校へのなだらかな接続のための連携。 （園児の小学校見学・引継ぎシートの活用）	こども育成課 教育支援課

（２）地域における子育て支援の充実

全ての子育て家庭への支援を行うため、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するとともに、各種子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、「子育て家庭支援ガイドブック」の配布や SNS での発信等、様々な方法での情報提供に努めます。

また、保育所等の園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進します。

【具体的施策・事業】

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和 5 年度） 実績	2029 年度（令和 11 年度） 目標	担当課
(21)	通常保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(22)	延長保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(23)	休日保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(24)	夜間保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(25)	乳児保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(27)	障がい児保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(28)	医療的ケア児保育の実施	(再掲)		こども育成課
(29)	病児・病後児保育事業の実施	(再掲)		こども育成課
(30)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	(再掲)		こども育成課
(31)	地域子育て支援拠点事業の推進	(再掲)		こども育成課
(32)	地域子育て相談機関の設置	(再掲)		こども支援課 こども育成課
71	児童館の運営	児童館数：21 館 平均延べ利用者数 （一般利用者）：年 間 2,184 人/館	平均延べ利用者数 （一般利用者）： 2,000 人以上/館 を維持	こども育成課
72	保育所の地域開放（保育所を利用していない児童への遊びの場の提供）の推進	週 1 回実施	週 1 回実施	こども育成課
73	ちびっこマンデーの実施	開催日数 49 日/年 延べ利用人数 10,138 人/年	開催日数 156 日/年 延べ利用人数 20,000 人/年	こども育成課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和 5 年度）実績	担当課
(4)	乳幼児等訪問指導の実施	(再掲)	健康推進課
(35)	こども誰でも通園制度の実施	(再掲)	こども育成課

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(37)	認定こども園の普及推進	(再掲)	こども育成課
(38)	就学援助費の支給	(再掲)	教育支援課
(39)	子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ) の 推進	(再掲)	こども支援課
(40)	一時預かり事業の推進	(再掲)	こども育成課
(41)	つどいの広場事業の推進	(再掲)	こども育成課
(42)	家庭児童相談等の充実	(再掲)	こども支援課
(43)	幼稚園、認可保育所、 認定こども園における 地域交流の推進	(再掲)	こども育成課
(44)	子育て家庭支援ガイド ブックの作成	(再掲)	こども支援課
(45)	こども家庭センター事 業・利用者支援事業の 実施	(再掲)	こども支援課 健康推進課 こども育成課
(47)	放課後児童クラブ（放 課後児童健全育成事 業）の実施	(再掲)	こども育成課
(48)	放課後児童クラブにおけ る医療的ケア児の受入	(再掲)	こども育成課
(49)	放課後子ども広場の運営	(再掲)	音別保健福祉課
74	子供交流館等の運営	延べ利用児童数：1,045 人	阿寒保健福祉課
75	認定こども園阿寒幼稚 園、マリモ幼稚園開放 事業の実施	【認定こども園阿寒幼稚園】：28 回実施・58 人 【マリモ幼稚園】：28 回実施・31 人	阿寒保健福祉課
76	ひとり親家庭等日常生 活支援事業	母子世帯：3 世帯 父子世帯：2 世帯 派遣回数：323 回	こども支援課

(3) 子育て支援ネットワークの構築

子育て家庭に対して、教育・保育サービスやきめ細かな子育て支援サービスを提供することと併せて、地域における子育て支援ネットワークの形成を促進し、各種のこども・子育て支援が、利用者に十分認知されるよう、多様な方法での情報提供に努めます。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子ども会活動等への必要な支援を行い、地域における子育て支援の担い手となる人材の確保、活用を図ります。

【具体的施策・事業】

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度） 実績	2029 年度（令和11年度） 目標	担当課
(30)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	(再掲)		こども育成課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(44)	子育て家庭支援ガイドブックの作成	(再掲)	こども支援課
77	どさんこ・子育て特典制度の推進	加盟店：80 件	こども育成課
78	子ども会活動への支援	助成活動支援	教育支援課 阿寒生涯学習課

(4) 働きながら子育てしやすい環境の充実

共働き家庭やひとり親家庭の保護者のために、働きながら子育てができる環境づくりが求められています。事業を実施する主体のみならず、地域全体で働きながら子育てができる環境づくりを目指していきます。また、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発、情報提供等に努めます。

【具体的施策・事業】

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度） 実績	2029 年度（令和11年度） 目標	担当課
(21)	通常保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(22)	延長保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(23)	休日保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(24)	夜間保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(25)	乳児保育事業の推進	(再掲)		こども育成課

No.	施策・事業	2023 年度（令和 5 年度） 実績	2029 年度（令和 11 年度） 目標	担当課
(27)	障がい児保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(28)	医療的ケア児保育の実施	（再掲）		こども育成課
(29)	病児・病後児保育事業の実施	（再掲）		こども育成課
(30)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	（再掲）		こども育成課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和 5 年度）実績	担当課
(33)	幼児教育・保育の無償化	（再掲）	こども育成課
(34)	保育料の第 2 子以降無償化	（再掲）	こども育成課
(36)	保育所の整備	（再掲）	こども育成課
(37)	認定こども園の普及推進	（再掲）	こども育成課
(39)	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の推進	（再掲）	こども支援課
(40)	一時預かり事業の推進	（再掲）	こども育成課
(45)	こども家庭センター事業・利用者支援事業の実施	（再掲）	こども支援課 健康推進課 こども育成課
(46)	仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	（再掲）	商業労政課
(47)	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施	（再掲）	こども育成課
(48)	放課後児童クラブにおける医療的ケア児の受入	（再掲）	こども育成課
(49)	放課後子ども広場の運営	（再掲）	音別保健福祉課
(76)	ひとり親家庭等日常生活支援事業	（再掲）	こども支援課
79	男女平等参画プランに基づき女性団体、他課との共催による啓発講座の開催	こども支援課との共催による DV 防止講演会、市主催及び男女平等参画センターとの共催によるセミナーや講演会、イベントの開催 合計 12 回 838 人	市民協働推進課

3. こどもの成長を支える環境づくり

(1) こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

次代の担い手であるこどもたちが、心豊かな人間性を備え、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成を目指して、信頼される学校づくり、幼児教育の充実に取り組み、学校の教育環境等の整備に努めるとともに、幼稚園・認可保育所・認定こども園、学校関係者等で連携して、切れ目のない支援を行います。

【具体的施策・事業】

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(37)	認定こども園の普及推進	(再掲)	こども育成課
(52)	中学生赤ちゃんふれあい体験学習の実施	(再掲)	教育支援課 健康推進課 音別保健福祉課
(53)	高校生と幼稚園児のふれあい体験事業の実施	(再掲)	阿寒保健福祉課
(70)	幼稚園、認可保育所、認定こども園と小学校の連携	(再掲)	こども育成課 教育支援課
80	教科等の年間指導計画の改善・充実（確かな学力の育成）	教科指導の作成率：100% 学校訪問指導回数：119 回	教育支援課
81	教職員研修の支援（確かな学力の育成）	研修講座：1,373 名	教育支援課
82	少人数指導等個に応じたきめ細かな指導の実施（確かな学力の育成）	小学校 25 校のうち、11 校で実施 中学校 14 校のうち、12 校で実施	教育支援課
83	実験学習事業の実施（確かな学力の育成）	遊学館サイエンスルーム事業 27 校 45 クラス 1,188 名	生涯学習課
84	英語指導助手の活用（確かな学力の育成）	派遣回数小学校 566 回 派遣回数中学校 407 回	教育支援課
85	学校適応指導教室の設置（豊かな心の育成）	通室児童・生徒：23 人	教育支援課
86	交流体験等の体験活動支援（豊かな心の育成）	1 回実施：15 人参加	教育支援課
87	道徳の時間の確保（豊かな心の育成）	小・中学校実施率：100%	教育支援課
88	教育相談体制の充実（豊かな心の育成）	教育相談：135 件 教育研究センター：12 件 いじめカットライン：7 件	教育支援課
89	いじめ問題対策	Q-Uテスト等実施率：100% ネットモラル講座：180 人参加	教育支援課
90	ふるさと学習促進事業の推進（豊かな心の育成）	くしろ子どもインターンシップ事業： 参加者数 39 人	教育支援課

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
91	子どもチャレンジの実施（豊かな心の育成）	4 講座 5 回 89 人参加	生涯学習課
92	職場体験の充実（豊かな心の育成）	11 校実施	教育支援課
93	体育の指導の充実（健やかな体の育成）	学校体力向上計画作成率 100%	教育支援課
94	同好会、部活等の充実（健やかな体の育成）	運動系同好会・少年団、部活動加入率 同好会・少年団：44.8% 部活動：38.9% 外部指導者登録者数：201 人	教育支援課
95	コミュニティ・スクールの推進	小学校 導入率 61.5% 中学校 導入率 46.7%	教育支援課
96	小学校と中学校の情報交換会の開催	校区内小学校との引継実施率：100%	教育支援課
97	エコ教室の実施	実施校数：3 校	環境保全課
98	体験型環境学習支援事業の実施	実施校数：7 校	環境保全課

（２）こどもの健全育成の推進

こどもの数が減少し、こども同士の繋がりが希薄化することは、遊びを通じた人間関係の形成や社会性の発達と規範意識の醸成に大きな影響があると考えられるため、地域においてこどもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進を図ります。

また、こどもを取り巻く有害環境対策として、関係機関・団体、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌等の陳列方法等の点検・指導や、スマートフォン等のフィルタリング推奨について働きかけていきます。

【具体的施策・事業】

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度） 実績	2029 年度（令和11年度） 目標	担当課
(27)	障がい児保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(28)	医療的ケア児保育の実施	（再掲）		こども育成課
(71)	児童館の運営	（再掲）		こども育成課
(73)	ちびっこマンデーの実施	（再掲）		こども育成課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(35)	こども誰でも通園制度の実施	(再掲)	こども育成課
(47)	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施	(再掲)	こども育成課
(48)	放課後児童クラブにおける医療的ケア児の受入	(再掲)	こども育成課
(49)	放課後子ども広場の運営	(再掲)	音別保健福祉課
(74)	子供交流館等の運営	(再掲)	阿寒保健福祉課
(78)	子ども会活動への支援	(再掲)	教育支援課 阿寒生涯学習課
99	放課後子ども教室の運営	1 箇所（興津小学校放課後チャレンジ教室）	教育支援課
100	青少年健全育成の啓発活動の実施（釧路市子どもミーティング）	釧路市内各中学校及び北陽高等学校の生徒会代表・保護者・地域が「仲間とのつながりを深めるために～学校や地域でできること～」をテーマにグループディスカッションを実施した	教育支援課
101	青少年交流事業の実施	鹿児島県出水市の鶴荘学園・高尾野中学校ツルクラブ釧路湿原研修により 28 人が来釧	教育支援課
102	「少年の主張」釧路市大会の実施	6 月 3 日実施	教育支援課
103	ジュニアリーダー養成研修等の実施	当初予定回数：5 回 化石発掘体験学習：6 人参加 ※熱中症予防及び参加者不足のため 4 講座を中止	阿寒生涯学習課
104	遊び体験事業の実施	・伝承遊び：300 回/1,251 人 ・工作遊び：564 回/6,322 人 ・遊びんピック 10 月（3 日間）/842 人	生涯学習課
105	幼年消防クラブ活動の実施	20 組織：1,353 人	消防本部予防課
106	少年消防クラブ活動の実施	3 組織：214 人	消防本部予防課
107	多様な体験活動の機会の充実	・博物館で遊ぼう：287 人 ・竪穴住居で屋根ふき体験：6 人 ・3Dプリンターでつくるオサムシ拡大模型：14 人 ・クワガタムシの樹脂封入標本づくり：12 人 ・霧多布子どもバスツアー：13 人（環境保全課と共同開催） ・化石クリーニング教室：21 人 ・おそなえもちをつくろう：24 人 ・アイヌ語で歌って踊ろう！！：10 人	博物館
108	ファイヤーティーチャー事業の実施	3 校：74 人	消防本部予防課
109	まなぼっとわくわく体験隊の実施	1 講座 13 回 116 人参加	生涯学習課

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
110	児童手当の支給	現況届提出率 100% 受給者：8,085 名	こども支援課
111	青少年健全育成事業の実施	【釧路】32 小中学校区で各種取組を実施 【阿寒】親子陶芸教室：4 家族 9 人 【音別】啓発誌「水鏡」1 回発行全戸配布・「夏・冬休みのきまり」2 回発行全戸配布	教育支援課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
112	芸術鑑賞会の実施	青少年芸術劇場 【阿寒】（小学生対象）1 回開催：134 人鑑賞 【音別】（小・中学生対象）1 回開催：75 人鑑賞	阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
113	自然ふれあい事業	7/22 開催：参加者 25 人（こども 11 人・大人 14 人）	音別生涯学習課
114	こども読書活動推進事業の実施	・育成講座：1 回/8 人参加 ・学校ブックフェスティバル：927 人参加 ・職員派遣：10 回実施 ・読書活動サポートセット：27 校 ・おはなし会等： 278 回/1,406 人参加（釧路） 22 回/116 人参加（阿寒） 17 回/94 人参加（音別） ・読書週間に合わせた事業等 くしろの読書週間（市内全域） こども読書週間等フェア開催（阿寒）：3 回	生涯学習課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
115	心の教育推進会議の開催	2 回 （生徒指導推進協議会及び青少年問題協議会において、心の教育推進に係る、釧路市の子供たちの非行防止や不登校の問題等の改善に向けた協議を実施）	教育支援課
116	社会を明るくする運動の推進	7/28 街頭啓発実施：11 団体/40 人の参加	教育支援課
117	補導巡視活動の実施	巡回実施数：589 回 従事者数：延べ 1,790 人	教育支援課 （青少年育成センター）
118	ファミリーサポート事業の実施	支援件数：0 件 （新規 6 件・終了 6 件）	教育支援課 （青少年育成センター）
119	町内巡視	【音別市民課】車輛巡視 41 回 【音別生涯学習課】巡視予定のイベントが中止や日中開催となったことにより、未実施	音別市民課 音別生涯学習課
120	有害環境浄化事業の実施	・コンビニエンスストア 103 店、書店 6 店、複合施設等 5 店舗への陳列方法等の点検と指導	教育支援課 （青少年育成センター）
121	子ども会等地域活動の機会の充実	公民館分館事業への活動助成支援	阿寒生涯学習課
122	スポーツ少年団の活動の支援	交流大会 8 種目 911 人 【釧路】47 団体 団員数：766 人 【阿寒】1 団体 団員数：46 人 【音別】1 団体 団員数：25 人	スポーツ課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
123	スポーツ教室の開催	【釧路】9 種目 21 教室：1,679 人 【阿寒】4 種目 6 教室：429 人 【音別】4 種目 4 教室：66 人	スポーツ課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課

(3) こどもの権利・意見反映の取組の推進

こどもは、自分に関わることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、こどもの年齢や発達に応じて、十分尊重されなければなりません。

こどもの意見が尊重される権利は、子どもの権利条約の4原則のひとつであり、こども基本法では第11条でこどもに関する施策を行う時には、こどもの意見を聴いて反映させるために必要な取組をしなければならないとされています。

このことから、全てのこどもが権利の主体であることを、自らが認識できるよう啓発を行うとともに、多様な人格・個性を尊重し、それぞれのこどもの意見を幅広く聴き、こども施策に反映させる取り組みを検討し、進めていきます。

【具体的施策・事業】

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	-	2029年度（令和11年度） 目標	担当課
124	人権擁護委員による講話	令和7年度より実施	幼稚園、保育園、認定こども園 等 4園	こども育成課
125	こどもの人権パネル展	令和7年度より実施	年5回実施	こども育成課
126	こどもワークショップ	令和7年度より実施	年4回実施	こども育成課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023年度（令和5年度）実績	担当課
(78)	子ども会活動への支援	（再掲）	教育支援課 阿寒生涯学習課
(100)	青少年健全育成の啓発活動の実施（釧路市子どもミーティング）	（再掲）	教育支援課
(102)	「少年の主張」釧路市大会の実施	（再掲）	教育支援課
127	児童による「こどもまつり」の企画・運営	実施個所：児童館21館	こども育成課

(4) 家庭や地域の教育力の向上

こどもを地域社会全体で育てる観点から、学校や家庭、地域の多様な主体が連携し、それぞれの役割・責任を自覚して地域全体でこどもの健やかな成長を支える体制づくりを目指し、地域の教育力向上を図ります。

【具体的施策・事業】

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度） 実績	2029 年度（令和11 年度） 目標	担当課
128	あけぼのマミースクールの開催	24 回開催：延べ 49 人参加	24 回開催	こども支援課
129	高齢者とこどもの交流イベントの開催	実施回数 1 回：参加者 556 人	実施回数 4 回	介護高齢課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(78)	子ども会活動への支援	(再掲)	教育支援課 阿寒生涯学習課
(114)	こども読書活動推進事業の実施	(再掲)	生涯学習課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
(121)	子ども会等地域活動の 機会の充実	(再掲)	阿寒生涯学習課
(122)	スポーツ少年団の活動 の支援	(再掲)	スポーツ課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
(123)	スポーツ教室の開催	(再掲)	スポーツ課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
130	新入学児童子育て講話 の実施	新型コロナウイルス感染症予防のため中止	教育支援課
131	家庭教育講座の実施	家庭教育講座を開催している小中学校及び幼稚園、保育所の割合 小 3.8% 中 0% 幼保 4.2%	教育支援課
132	学校支援ボランティア 事業の充実	登録者数：634 人	教育支援課
133	外部人材の活用等による 教育活動の充実	小・中学校実施率 100%	教育支援課
134	世代間交流の推進	9/24 開催 参加者 35 人 (小学生 5 人・成人 20 人・老人 10 人)	音別生涯学習課
135	自然体験活動の機会の 提供	①こどもエコクラブの周知及び活動支援 ②釧路湿原こどもレンジャー 3 回実施	環境保全課

4. こどもと子育て家庭にやさしい環境づくり

(1) 安心して子育てできる生活環境の整備

子育てを担う若い世代を中心とした世帯に対して、住宅の確保・提供に努めるとともに、こどもや保護者、妊婦が安全・安心に遊ぶことのできる公園等の整備、道路や街灯などの公共施設の設計等に配慮します。

【具体的施策・事業】

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和 5 年度） 実績	2029 年度（令和 11 年度） 目標	担当課
136	街区公園をはじめとした都市公園等の環境整備	街区公園の新規整備：2 箇所 近隣公園の継続整備：1 箇所 公園施設の改築更新：53 箇所	街区公園の新規整備：1 箇所 公園施設の改築更新：90 箇所	公園緑地課 阿寒建設課 音別建設課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和 5 年度）実績	担当課
(51)	新婚世帯向け住宅の提供	(再掲)	住宅課
137	子育て世帯向け住宅の提供	令和 5 年度末時点で「子育て世帯向け住宅」を 91 戸提供	住宅課
138	生活道路の整備	道路 1,032,288m 歩道 950,847m	道路河川課
139	道路交通安全対策	街路灯：8,700 基 道路標識：1,107 箇所 誘導ブロック：360 箇所 防護柵：38.17 k m カーブミラー：377 本	道路河川課
140	交通安全施設等整備促進	【釧路】R 5. 1. 30 に要望のあった緑ヶ岡における貝塚通との交差点に設置されているセンサー式信号機についてセンサーの反応が鈍いとの要望あり、改修（R 5. 11 改修済）。 【阿寒】なし 【音別】なし	市民生活課 阿寒市民課 音別市民課
141	通学路の安全確保	通学路安全対策連絡協議会 1 回開催	教育支援課
142	防犯灯の整備	【釧路】 維持灯数：14,410 灯（内 LED 灯：13,597 灯） 【阿寒】 維持灯数：349 灯（内 LED 灯：349 灯） 【音別】 維持灯数：407 灯（内 LED 灯：407 灯）	市民生活課 阿寒市民課 音別市民課
143	妊娠初期を知らせるマタニティシンボルの普及	母子健康手帳交付時、マタニティステッカーなどの配付	健康推進課
144	季節性インフルエンザ予防接種費用助成事業（中 3・高 3）	交付申請件数（中 3）：337 件 交付申請件数（高 3）：231 件	健康推進課

(2) こどもを交通事故や犯罪等の被害から守る活動の推進

こどもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう、関係機関・関係団体と密接に連携して、交通事故防止対策を推進するとともに、防犯に関する普及啓発を図ることで、子育て家庭が安心してこどもを育てられるまちづくりを推進します。

【具体的施策・事業】

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
145	交通安全教育の推進	【釧路】 144 回：12,736 人参加 【阿寒】 3 回： 114 人参加 【音別】 2 回： 40 人参加	市民生活課 阿寒市民課 音別市民課
146	交通安全防犯大会	87 人参加	阿寒市民課
147	「こども 110 番の家」事業の推進	【釧路】 「こども 110 番の家」 ： 連合町内会を通じたチラシの配付 「こども 110 番の店」（ステッカー掲示） ： 773 店舗・事業所への掲示、小中学校へのチラシ配付、広報くしろへの掲載 【音別】 「こども 110 番の家」登録：20 箇所	教育支援課 （青少年育成センター） 音別市民課
148	生活安全施策の推進	釧路市生活安全推進協議会開催 SNS による注意喚起	市民生活課
149	防犯の広報啓発	毎月 1 回（年 12 回）	阿寒市民課 音別市民課

(3) 心のケアが必要なこどもへの支援の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった、心のケアが必要なこどもに対するカウンセリングを行うとともに、子育て家庭に対する助言等、関係機関と連携し、きめ細かな支援を実施します。

【具体的施策・事業】

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(88)	教育相談体制の充実 （豊かな心の育成）	（再掲）	教育支援課

5. 貧困と格差の解消を図るとともに、配慮を要するこどもと家庭を支える環境づくり（こどもの貧困の解消に向けた対策計画）

（1）こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

生まれ育った環境に左右されることなく、全てのこどもが夢や希望を持つことができる社会を目指して、教育や暮らし、経済的支援など様々な観点から関係機関で連携し、こどもの健やかな成長機会の確保に努めます。

【具体的施策・事業】

①生活基盤の確保に向けた支援の充実

子育て家庭への経済的支援として、児童手当の支給、18歳までの子どもの医療費助成や幼児教育・保育の無償化を行うほか、新たに保育料の第2子以降の無償化を図ります。

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023年度（令和5年度） 実績	2029年度（令和11年度） 目標	担当課
(21)	通常保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(22)	延長保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(23)	休日保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(24)	夜間保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(25)	乳児保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(27)	障がい児保育事業の推進	（再掲）		こども育成課
(28)	医療的ケア児保育の実施	（再掲）		こども育成課
(29)	病児・病後児保育事業の実施	（再掲）		こども育成課
(30)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	（再掲）		こども育成課
150	幼稚園の障がい児受入の充実	対象児：58人 実施園：16園 補助金：3,400千円	対象園：16園	こども育成課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023年度（令和5年度）実績	担当課
(17)	未熟児養育医療費給付	（再掲）	医療年金課
(19)	子どもの医療費助成	（再掲）	医療年金課
(33)	幼児教育・保育の無償化	（再掲）	こども育成課
(34)	保育料の第2子以降無償化	（再掲）	こども育成課
(35)	こども誰でも通園制度の実施	（再掲）	こども育成課

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(39)	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の推進	(再掲)	こども支援課
(40)	一時預かり事業の推進	(再掲)	こども育成課
(47)	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施	(再掲)	こども育成課
(48)	放課後児童クラブにおける医療的ケア児の受入	(再掲)	こども育成課
(49)	放課後子ども広場の運営	(再掲)	音別保健福祉課
(54)	妊婦のための支援給付事業	(再掲)	健康推進課
(55)	先進不妊治療費等助成事業	(再掲)	健康推進課
(56)	不育症治療費助成事業	(再掲)	健康推進課
(57)	妊産婦安心出産支援事業	(再掲)	阿寒保健福祉課 音別保健福祉課 健康推進課
(77)	どさんこ・子育て特典制度の推進	(再掲)	こども育成課
(110)	児童手当の支給	(再掲)	こども支援課
(137)	子育て世帯向け住宅の提供	(再掲)	住宅課
(144)	季節性インフルエンザ予防接種費用助成事業（中3・高3）	(再掲)	健康推進課
151	児童扶養手当の支給	現況届提出率 98.0% 受給者数：2,195 人	こども支援課
152	災害遺児手当等の支給	支給率 100% 災害遺児手当受給世帯：10 世帯 卒業祝金：3 件	こども支援課
153	母子寡婦福祉資金の貸付	貸付件数：36 件 貸付金額：15,000 千円	こども支援課
154	ひとり親家庭等の母又は父及び子に係る医療費の助成	助成対象者数：年 4,262 人 助成件数：30,132 件 助成金額：70,162 千円	医療年金課
155	生活保護を受けている母子世帯に対する自立支援	生活保護を受けている母子世帯に対する各種資格取得支援・中学生の高校進学支援を実施した。	社会援護課
156	生活困窮者世帯等子ども学習支援事業	・参加人数（実人数）：27 名 ・実施日数（実日数）：183 名	社会援護課
157	特別児童扶養手当の支給	受給者数：692 人	こども支援課
158	入院助産	利用件数：23 件	こども支援課

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
159	補装具の交付	障がい者・児 交付件数 391 件	障がい福祉課
160	日常生活用具の給付	障がい者・児 交付件数 3,357 件	障がい福祉課
161	放課後等デイサービス事業	市内事業所数：58 箇所 利用延べ人数：9,046 人	障がい福祉課
162	重度障がい児（者）等 交通費助成	交付人数：1,059 人	障がい福祉課
163	自立支援医療の給付 （育成医療）	交付件数：14 件 給付額：2,392 千円	障がい福祉課
164	障害児福祉手当の支給	交付延べ人数：1,041 人	障がい福祉課
165	難聴児補聴器購入等の 助成	助成件数：8 件	障がい福祉課
166	重度心身障がい者医療 費助成	助成対象者数：年 98 人 助成件数：2,082 件 助成金額：7,641 千円	医療年金課

②自立に向けた就労相談・支援の充実

生活保護を受けている世帯やひとり親家庭の保護者が、看護師など、就職に有利な資格を取得するための支援を行うなど、所得の増につながるような支援の充実を図ります。

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度） 実績	2029 年度（令和11年度） 目標	担当課
(32)	地域子育て相談機関の 設置	(再掲)		こども支援課 こども育成課
167	ひとり親家庭就労自立 支援促進事業の実施	就労サポート事業 ・就労セミナー 1 日開 催：4 人参加 ・企業説明会 1 日開 催：7 人参加 ・ひとり親家庭の為の 自習室 13 日開催延 べ 13 人参加	就労セミナー 1 日開催 企業説明会 1 日開催	こども支援課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(45)	こども家庭センター事業・利用者支援事業の実施	(再掲)	こども支援課 健康推進課 こども育成課
(76)	ひとり親家庭等日常生活支援事業	(再掲)	こども支援課
(155)	生活保護を受けている母子世帯に対する自立支援	(再掲)	社会援護課
(156)	生活困窮者世帯等子ども学習支援事業	(再掲)	社会援護課
168	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター)の実施	講習会 3 回開催 : 延べ 12 人 相談件数 : 228 件	こども支援課
169	ひとり親家庭相談の充実	母子相談 : 1,347 件 父子相談 : 125 件	こども支援課
170	女性相談の充実	受理件数 : 223 件	こども支援課
171	ひきこもり支援推進事業	・支援人数(実支援人数) : 56 名 ・支援日数(延べ支援日数) : 527 日	社会援護課
172	生活困窮者世帯家計改善支援事業	・支援件数 : 13 件	社会援護課

③乳幼児期のこどもの育ちと子育ての支援

こどもの健全な成長を図るため、適切な遊び及び生活の場を提供し、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わることができるような子育て支援サービスの充実を図ります。

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度） 実績	2029 年度（令和11年度） 目標	担当課
(3)	子育て教室の実施	(再掲)		こども育成課
(21)	通常保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(22)	延長保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(23)	休日保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(24)	夜間保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(25)	乳児保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(27)	障がい児保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(28)	医療的ケア児保育の実施	(再掲)		こども育成課
(29)	病児・病後児保育事業の実施	(再掲)		こども育成課

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度） 実績	2029 年度（令和11 年度） 目標	担当課
(30)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	(再掲)		こども育成課
(31)	地域子育て支援拠点事業の推進	(再掲)		こども育成課
(32)	地域子育て相談機関の設置	(再掲)		こども支援課 こども育成課
(65)	幼児食育教室の開催	(再掲)		こども育成課
(71)	児童館の運営	(再掲)		こども育成課
(128)	あけぼのマミースクールの開催	(再掲)		こども支援課
(150)	幼稚園の障がい児受入の充実	(再掲)		こども育成課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(11)	子育て支援のための環境づくり	(再掲)	こども育成課
(35)	こども誰でも通園制度の実施	(再掲)	こども育成課
(39)	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の推進	(再掲)	こども支援課
(40)	一時預かり事業の推進	(再掲)	こども育成課
(41)	つどいの広場事業の推進	(再掲)	こども育成課
(45)	こども家庭センター事業・利用者支援事業の実施	(再掲)	こども支援課 健康推進課 こども育成課
(67)	食育事業の推進	(再掲)	教育支援課 こども育成課 農林課 阿寒保健福祉課
(74)	子供交流館等の運営	(再掲)	阿寒保健福祉課

④相談支援体制の充実

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行えるよう、こども家庭センターの設置や地域子育て相談機関などの充実を図り、こどものライフステージに応じた早期の課題把握や、ネグレクト、保護者の育児疲れや育児不安、ヤングケアラー、特定妊婦等、声を上げられないこどもや家庭の早期発見を図り、適切な子育て施設や子育てサービスにつなげます。

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度） 実績	2029 年度（令和11年度） 目標	担当課
(3)	子育て教室の実施	(再掲)	(再掲)	こども育成課
(31)	地域子育て支援拠点事業の推進	(再掲)		こども育成課
(32)	地域子育て相談機関の設置	(再掲)		こども支援課 こども育成課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(41)	つどいの広場事業の推進	(再掲)	こども育成課
(42)	家庭児童相談等の充実	(再掲)	こども支援課
(45)	こども家庭センター事業・利用者支援事業の実施	(再掲)	こども支援課 健康推進課 こども育成課
(88)	教育相談体制の充実（豊かな心の育成）	(再掲)	教育支援課
(168)	母子家庭等就業・自立支援事業 （母子家庭等就業・自立支援センター）の実施	(再掲)	こども支援課
(169)	ひとり親家庭相談の充実	(再掲)	こども支援課
(170)	女性相談の充実	(再掲)	こども支援課
173	児童発達支援センター運営の充実	【相談支援】地域支援相談係 運動：25 件 発達：553 件 【保護者向け研修会】 野のはな園：111 人（子育て教室、講演会等） ※お便りの配布（スマイル子育て便り 年5回発行） 【食育指導】 野のはな園（各クラス）	児童発達支援センター
174	幼児こども相談室事業の実施	小集団開催数：18 回 実人数7人/延べ人数32人 幼稚園訪問：10 回 実人数3人/延べ人数12人	阿寒保健福祉課
175	相談体制の充実、各相談機関のネットワーク強化	要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議：83 回 相談受案件数：156 件	こども支援課
176	子育て世帯訪問支援事業の推進	養育支援回数：308 回 産後支援回数：235 回	こども支援課

(2) 障がい児支援・医療的ケア児対策の充実

障がいのある子どもや医療的ケア児の健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるよう、適切な医療を提供するとともに、関係機関との連携を図り、教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進します。

【具体的施策・事業】

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度） 実績	2029 年度（令和11 年度） 目標	担当課
(27)	障がい児保育事業の推進	(再掲)		こども育成課
(28)	医療的ケア児保育の実施	(再掲)		こども育成課
(150)	幼稚園の障がい児受入 の充実	(再掲)		こども育成課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(48)	放課後児童クラブにおける医療的ケア児の受入	(再掲)	こども育成課
(157)	特別児童扶養手当の支給	(再掲)	こども支援課
(159)	補装具の交付	(再掲)	障がい福祉課
(160)	日常生活用具の給付	(再掲)	障がい福祉課
(161)	放課後等デイサービス事業	(再掲)	障がい福祉課
(162)	重度障がい児（者）等 交通費助成	(再掲)	障がい福祉課
(163)	自立支援医療の給付 （育成医療）	(再掲)	障がい福祉課
(164)	障害児福祉手当の支給	(再掲)	障がい福祉課
(165)	難聴児補聴器購入等の 助成	(再掲)	障がい福祉課
(166)	重度心身障がい者医療 費助成	(再掲)	医療年金課
(173)	児童発達支援センター 運営の充実	(再掲)	児童発達支援セ ンター
(174)	幼児こども相談室事業 の実施	(再掲)	阿寒保健福祉課
177	特別支援教育就学奨励 費の支給	支給人員：388 人 支給額：8,885 千円	教育支援課
178	特別支援教育の充実	小学校：25 校 中学校：14 校	教育支援課
179	居宅介護事業	障がい者・児 利用事業所数：41 箇所 利用延べ人数：3,650 人	障がい福祉課
180	行動援護の支援	障がい者・児 利用事業所数：2 箇所 利用延べ人数：254 人	障がい福祉課

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
181	短期入所事業	障がい者・児 利用事業所数：26 箇所 利用延べ人数：583 人	障がい福祉課
182	移動支援事業	障がい者・児 市内事業所数：11 箇所 利用者数：29 人	障がい福祉課
183	児童発達支援事業	市内事業所数：42 箇所 利用延べ人数：2,973 人	障がい福祉課
184	日中一時支援事業	障がい者・児 市内事業所数：61 箇所 利用者数：267 人	障がい福祉課
185	保育所等訪問支援事業	利用事業所数：12 箇所 利用延べ人数：267 人	障がい福祉課

（３）児童虐待防止対策の充実

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育等の関係機関を含めた地域全体でこどもを守る支援体制の構築、情報共有を行い、児童虐待の未然防止、早期対応に努めます。

【具体的施策・事業】

■目標を定めているもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度） 実績	2029 年度（令和11年度） 目標	担当課
(31)	地域子育て支援拠点事業の推進	(再掲)		こども育成課
(32)	地域子育て相談機関の設置	(再掲)		こども支援課 こども育成課
(65)	幼児食育教室の開催	(再掲)		こども育成課
186	釧路市家庭福祉推進連絡協議会(要保護児童対策地域協議会)の機能充実	代表者会議：1 回開催 研修会：1 回開催	代表者会議：1 回開催 研修会：1 回開催	こども支援課
187	児童虐待防止講演会の開催	1 回開催	1 回開催	こども支援課

■継続実施するもの

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(35)	こども誰でも通園制度の実施	(再掲)	こども育成課
(40)	一時預かり事業の推進	(再掲)	こども育成課
(41)	つどいの広場事業の推進	(再掲)	こども育成課
(42)	家庭児童相談等の充実	(再掲)	こども支援課

No.	施策・事業	2023 年度（令和5年度）実績	担当課
(45)	こども家庭センター事業・利用者支援事業の実施	(再掲)	こども支援課 健康推進課 こども育成課
(67)	食育事業の推進	(再掲)	教育支援課 こども育成課 農林課 阿寒保健福祉課
(175)	相談体制の充実、各相談機関のネットワーク強化	(再掲)	こども支援課
(176)	子育て世帯訪問支援事業の推進	(再掲)	こども支援課
188	児童虐待防止啓発パンフレットの配布	幼稚園・認可保育所・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校等へ配布	こども支援課
189	児童虐待防止オレンジリボン着用の推進	・市職員へ庁内 LAN にて着用の呼びかけ ・オレンジリボンツリー・オレンジリボン横断幕の設置 ・こども支援課、各支所、病院等でオレンジリボンおよびポケットティッシュ配布	こども支援課
190	早期育児支援事業（虐待の予防と早期発見及びその啓発）	【こども支援課】 養育に不安のある世帯に養育支援家庭訪問員を派遣 【こども育成課】 保育施設と関係課とのケース会議等で連携して、情報共有や見守りを行った。 【健康推進課】 妊娠届出時に保健師・助産師が虐待、ネグレクトの早期発見に努めるとともに、乳幼児健診や育児相談等の育児に関するアンケートを糸口に子育て支援につなぐ	こども支援課 こども育成課 健康推進課
191	養育支援事業の推進	専門的支援回数：471 回	こども支援課 健康推進課

第5章 教育・保育の内容と供給体制

1. 子ども・子育て支援制度の全体像

子ども・子育て支援制度は、幼児期の教育と保育、地域における子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。市町村は、国や道と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援することが求められています。

幼児期の教育と保育の必要性のあるこどもへの保育については、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設を利用した場合に給付対象となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域のこども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

本計画では、実際の利用状況を踏まえつつ、教育・保育を提供する区域内で需給バランスが検証できるような区域を設定するとともに、その区域ごとに施設や事業の量の見込みを算定し、その量の見込みに対する提供体制の確保内容や実施時期を定める必要があり、本章では「子どものための教育・保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みに対応する確保方策について定めるものです。

■子ども・子育て支援制度の全体像

子ども・子育て支援給付

- 子どものための教育・保育給付
 - ・施設型給付(都道府県認可)
幼稚園、保育所、認定こども園
 - ・地域型保育給付(市町村認可)
小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育
- 子どものための現金給付(児童手当)
- 子育てのための施設等利用給付
- 妊婦のための支援給付(令和7年度～)
- 乳児等のための支援給付(令和8年度～)

地域子ども・子育て支援事業以外の 幼児期の教育・保育の提供及び推進等

- 認定こども園の普及
- 地域子ども・子育て支援事業以外の事業
推進
- 幼保小連携の推進

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
 - ・基本型
 - ・こども家庭センター型
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業
 - ・子どもを守るネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児・病後児保育事業
- ⑫ファミリー・サポート・センター事業
- ⑬妊婦健康診査
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
- ⑰妊婦等包括相談支援事業
- ⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- ⑲産後ケア事業

2. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

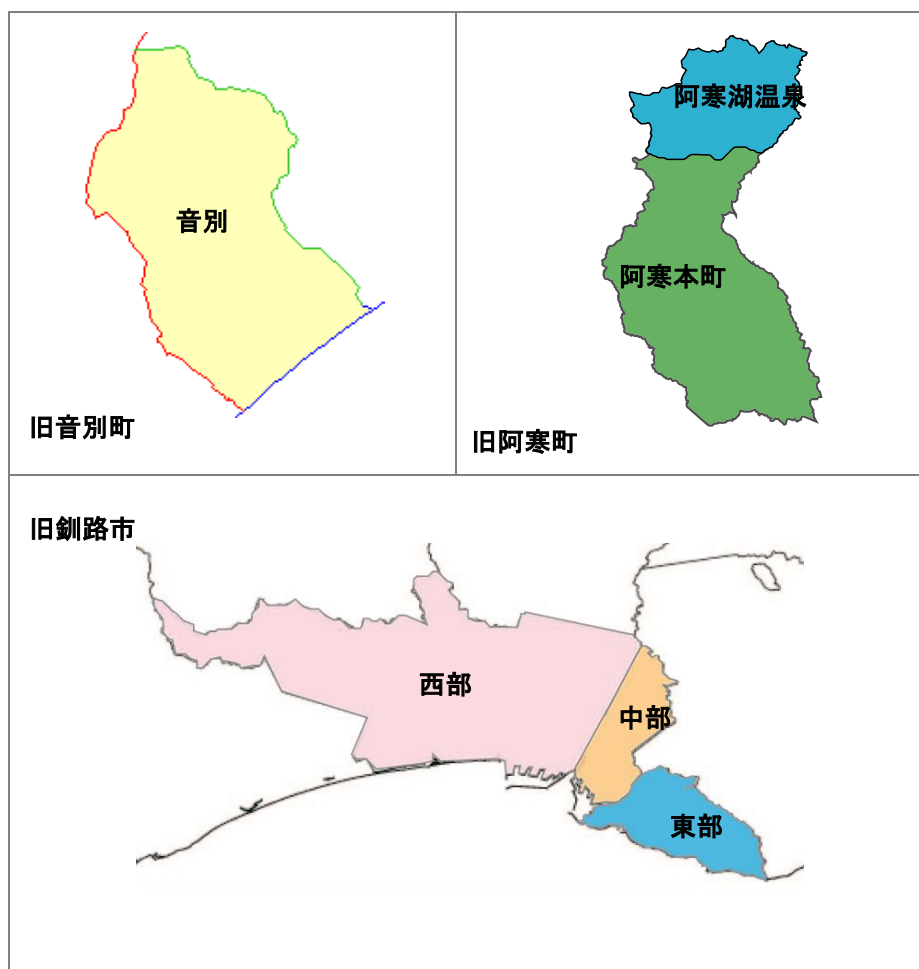
「教育・保育提供区域」とは、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域で、設定した区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を定めます。

量の見込み	現在の利用状況及び市民ニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みをいいます。
確保方策	量の見込みに対応する施設の整備及び事業の拡充等を目指した、各年度における提供体制の確保の内容及びその時期をいいます。

(2) 本市における教育・保育提供区域

本市では、教育・保育提供区域を「東部」「中部」「西部」「阿寒本町」「阿寒湖温泉」「音別」の6区域とします。

■本市における教育・保育提供区域



■区域設定における留意事項

項目	内容
事業量の区域単位として適切な規模か	○区域内の児童数や面積は適切な規模か ○区域ごとに事業量の見込み算出が可能か ○区域ごとに不足量の確保が可能か
事業の利用実態を反映しているか	○保護者の移動状況を踏まえているか ○設定した区域内で事業の展開が可能か ○現在の事業の考え方と整合性が図られているか

■区域設定におけるメリット・デメリット

	区域設定範囲が広い (区域を大きく設定)	区域設定範囲が狭い (区域を細かく設定)
メリット	○広域的な観点での施設配置が可能であり、一時的な需要増減に対し、全市的な調整が可能である。 ○既存施設の配置で対応が可能である。 ○計画策定における需要量の見込み、確保策の推計が容易である。	○自宅周辺に希望している施設・事業がある可能性が高くなり、利用ができる可能性が高くなる。
デメリット	○希望している施設・事業への送迎が遠距離となる可能性があり、利用ができない場合がある。	○区域内において需給バランスがとれるように、施設・事業の再編が必要となる（既存施設の配置では、対応が不可能な場合がある）。 ○一時的な需要の増減に、左右されやすい。 ○計画策定における需要量の見込み、確保策の推計が難しい（勤務地等の都合で、居住地以外の施設、事業を希望するニーズ把握が難しい）。 ○長期的な計画が立てにくい。

3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 推計の考え方

教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業においては、基本的に国の手引きに基づき推計することとされていますが、国の手引きを用いた推計をした際に、これまでの利用実績と大きく乖離が生じる事業については、その事業の特性や、将来の人口減少率を勘案して、量の見込みを算出しました。

(2) 本市における教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の提供体制の確保については、「特定教育・保育施設」「特定地域型保育事業」による、必要利用定員総数を確保する方策として以下のことが考えられます。

確保方策	具体的な確保方策
特定教育・保育施設	①既存の幼稚園・認可保育所・認定こども園等における確保 (需要>供給の場合は定員拡大) ②幼稚園から認定こども園への移行(2号・3号認定への保育の提供) ③認可保育所から認定こども園への移行(1号認定への教育の提供) ④新たな幼稚園・認可保育所・認定こども園の設置
特定地域型保育事業	⑤既存の認可外保育施設からの移行 ⑥新たな地域型保育事業の実施

本市では、今後減少が見込まれる児童数の推移や事業者の意向、教育・保育の質的確保等の観点から、「特定教育・保育施設」のうち、「①既存の・幼稚園・認可保育所・認定こども園による確保」を基本とし、教育・保育提供区域別の確保方策を決定しました。

教育・保育（市全域）

① 3号認定（保育の必要性があるもの）【0歳】 （単位：人）

実施施設： 認定こども園、保育所、地域型保育	第3期				
	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み（補正前）	380	373	366	358	352
	↓補正①				
	312	306	300	294	289
	↓補正②				
【第3期】量の見込み（補正後）・・（A）	191	188	184	180	177
確保量 …（B）	229	229	229	229	229
差（B－A）	38	41	45	49	52

■ 量の見込みの考え方

- ①育休取得者の保育ニーズは、育休明けの1歳になってから発生する可能性が高いことを勘案して、手引きに基づき算出した量の見込みから、「子育て支援に関するニーズ調査」調査票問31-6（母親）で、こどもが1歳になるまで育児休業を取得したい人の割合を控除した数値を量の見込みとした。（補正①）
- ②なおも、過去の実利用者数と比較して乖離が見られるため、過去の実利用者数と人口減少率に応じた量の見込みを算出した。（補正②）

■ 確保方策の考え方

- ・既存の実施施設による確保を基本とする。

■ 確保量の考え方

- ・実施施設を対象とした利用定員意向調査から推計。（令和7年度～令和9年度。令和10年度以降は令和9年度と同数とした。）
- ・「阿寒湖温泉」については認可外保育施設あり。

【教育・保育提供区域別】

(単位：人)

東部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	61	60	59	58	57
確保量・・・・・(B)	74	74	74	74	74
差(B-A)	13	14	15	16	17

中部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	68	67	66	64	63
確保量・・・・・(B)	83	83	83	83	83
差(B-A)	15	16	17	19	20

西部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	55	54	53	52	51
確保量・・・・・(B)	66	66	66	66	66
差(B-A)	11	12	13	14	15

阿寒本町	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	4	4	3	3	3
確保量・・・・・(B)	4	4	4	4	4
差(B-A)	0	0	1	1	1

阿寒湖温泉	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	1	1	1	1	1
確保量・・・・・(B)	0	0	0	0	0
差(B-A)	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1

音別	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	2	2	2	2	2
確保量・・・・・(B)	2	2	2	2	2
差(B-A)	0	0	0	0	0

② 3号認定（保育の必要性があるもの）【1歳】

（単位：人）

実施施設： 認定こども園、保育所、地域型保育	第3期				
	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み（補正前）	385	377	370	363	356
	↓補正後				
【第3期】量の見込み（補正後）…（A）	330	323	317	311	305
確保量 …（B）	316	316	316	316	316
差（B－A）	▲14	▲7	▲1	5	11

■ 量の見込みの考え方

- ・こどもが1歳になるまで育休を取得する予定の人も含まれていることから、手引きに基づき算出した量の見込みから、1歳の育休取得者のうち、調査票、問31-1（母親）の育児休業の実際の取得期間（予定を含む）が1歳以上である人の割合を控除した数値を量の見込み（補正後）とする。

■ 確保方策の考え方

- ・既存の実施施設による確保を基本とする。
- ・既存の実施施設の定員の拡大により確保する。
- ・既存幼稚園の認定こども園への移行による定員の拡大により確保する。

■ 確保量の考え方

- ・実施施設を対象とした利用定員意向調査から推計。（令和7年度～令和9年度。令和10年度以降は令和9年度と同数とした。）
- ・確保量が不足している年度（2025年度～2027年度）については、実施施設の定員の調整を行い、必要な量を確保する。
- ・「阿寒湖温泉」については認可外保育施設あり。

【教育・保育提供区域別】

(単位：人)

東部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	106	103	102	100	98
確保量・・・・(B)	102	102	102	102	102
差(B-A)	▲4	▲1	0	2	4

中部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	118	116	113	111	109
確保量・・・・(B)	114	114	114	114	114
差(B-A)	▲4	▲2	1	3	5

西部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	95	93	91	89	87
確保量・・・・(B)	91	91	91	91	91
差(B-A)	▲4	▲2	0	2	4

阿寒本町	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	6	6	6	6	6
確保量・・・・(B)	6	6	6	6	6
差(B-A)	0	0	0	0	0

阿寒湖温泉	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	2	2	2	2	2
確保量・・・・(B)	0	0	0	0	0
差(B-A)	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2

音別	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	3	3	3	3	3
確保量・・・・(B)	3	3	3	3	3
差(B-A)	0	0	0	0	0

③ 3号認定（保育の必要性があるもの）【2歳】

（単位：人）

実施施設： 認定こども園、保育所、地域型保育	第3期				
	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み（補正前）	388	381	373	366	359
	↓補正後				
【第3期】量の見込み（補正後）・・（A）	379	372	364	358	351
確保量 …（B）	368	369	369	369	369
差（B－A）	▲11	▲3	5	11	18

■ 量の見込みの考え方

- ・ こどもが2歳になるまで育休を取得する予定の人も含まれていることから、手引きに基づき算出した量の見込みから、2歳の育休取得者のうち、調査票の間31-1（母親）の育児休業の実際の取得期間（予定を含む）が2歳以上である人の割合を控除した数値を量の見込み（補正後）とする。

■ 確保方策の考え方

- ・ 既存の実施施設による確保を基本とする。
- ・ 既存の実施施設の定員の拡大により確保する。
- ・ 既存幼稚園の認定こども園への移行による定員の拡大により確保する。

■ 確保量の考え方

- ・ 実施施設を対象とした利用定員意向調査から推計。（令和7年度～令和9年度。令和10年度以降は令和9年度と同数とした。）
- ・ 確保量が不足している年度（2025年度～2026年度）については、実施施設の定員の調整を行い、必要な量を確保する。
- ・ 「阿寒湖温泉」については認可外保育施設あり。

【教育・保育提供区域別】

(単位：人)

東部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	121	119	116	114	112
確保量・・・・・(B)	119	119	119	119	119
差(B-A)	▲2	0	3	5	7

中部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	135	132	129	127	124
確保量・・・・・(B)	131	132	132	132	132
差(B-A)	▲4	0	3	5	8

西部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	109	107	105	103	101
確保量・・・・・(B)	107	107	107	107	107
差(B-A)	▲2	0	2	4	6

阿寒本町	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	7	7	7	7	7
確保量・・・・・(B)	7	7	7	7	7
差(B-A)	0	0	0	0	0

阿寒湖温泉	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	3	3	3	3	3
確保量・・・・・(B)	0	0	0	0	0
差(B-A)	▲3	▲3	▲3	▲3	▲3

音別	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	4	4	4	4	4
確保量・・・・・(B)	4	4	4	4	4
差(B-A)	0	0	0	0	0

④ 2号認定（保育の必要性があるもの）【3～5歳】

（単位：人）

実施施設： 認定こども園、保育所、地域型保育	第3期				
	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み（補正前）	1,299	1,257	1,216	1,178	1,141
	↓補正後				
【第3期】量の見込み（補正後）…（A）	1,215	1,176	1,137	1,102	1,067
確保量 …（B）	1,313	1,321	1,321	1,321	1,321
差（B－A）	98	145	184	219	254

■ 量の見込みの考え方

- ・幼稚園利用の意向が強い人も2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前こども）に含まれていることから、手引きに基づき算出した量の見込みから、3～5歳の2号認定こどものうち、調査票問16-1で幼稚園（学校教育）の利用を強く希望する保育の必要性の認定を受けた就学前こどもの割合を控除した数値を量の見込み（補正後）とする。

■ 確保方策の考え方

- ・既存の実施施設による確保を基本とする。

■ 確保量の考え方

- ・実施施設を対象とした利用定員意向調査から推計。（令和7年度～令和9年度。令和10年度以降は令和9年度と同数とした。）
- ・「阿寒湖温泉」については認可外保育施設あり。

【教育・保育提供区域別】

(単位：人)

東部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	389	377	364	352	342
確保量・・・・・(B)	424	426	426	426	426
差(B-A)	35	49	62	74	84

中部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	433	420	406	393	381
確保量・・・・・(B)	472	475	475	475	475
差(B-A)	39	55	69	82	94

西部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	349	338	327	317	306
確保量・・・・・(B)	380	382	382	382	382
差(B-A)	31	43	55	65	76

阿寒本町	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	23	22	21	21	20
確保量・・・・・(B)	24	25	25	25	25
差(B-A)	1	3	4	4	5

阿寒湖温泉	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	9	8	8	8	8
確保量・・・・・(B)	0	0	0	0	0
差(B-A)	▲9	▲8	▲8	▲8	▲8

音別	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	12	11	11	11	10
確保量・・・・・(B)	13	13	13	13	13
差(B-A)	1	2	2	2	3

⑤ 1号認定（幼稚園での教育を希望するもの）・2号認定（保育の必要性があり、教育の利用希望が強いもの）【3～5歳】（単位：人）

実施施設： 幼稚園、保育所、認定こども園		第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み (補正前)	1号認定	628	608	588	570	552
	2号認定（教育の 利用希望が強い）	350	338	328	317	307
	合計	978	946	916	887	859
		↓補正後				
【第3期】量の見込み (補正後)・・・(A)	1号認定	1,323	1,290	1,256	1,223	1,192
	2号認定（教育の 利用希望が強い）	434	422	412	401	391
	合計（A）	1,757	1,712	1,668	1,624	1,583
確保量・・・(B)	1号認定	1,549	1,526	1,526	1,526	1,526
	2号認定（教育の 利用希望が強い）	401	409	409	409	409
	合計（B）	1,950	1,935	1,935	1,935	1,935
差（B－A）		193	223	267	311	352

■ 量の見込みの考え方

- ・1号認定については、手引きに基づく量の見込みを算出。過去の実利用者数と大きな乖離が見られることから、過去の実績値に人口減少率に応じた「量の見込み」を算出する（補正後）
- ・2号認定（学校教育の利用希望が強い）については、手引きに基づく量の見込みから、③-1の集計において、3～5歳の2号認定こども（保育の必要性の認定を受けた就学前こども）のうち、学校教育の利用を強く希望する保育の必要性の認定を受けた就学前こどもの割合を追加した数値を「量の見込み」とした。

■ 確保方策の考え方

- ・既存の認定こども園、幼稚園による確保を基本とする。

■ 確保量の考え方

- ・実施施設を対象とした利用定員意向調査により推計。（令和7年度～令和9年度。令和10年度以降は令和9年度と同数とした。）

【教育・保育提供区域別】

(単位：人)

東部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・・1号	424	413	402	391	381
【第3期】量の見込み・・・2号	139	135	132	128	125
合計(A)	563	548	534	519	506
確保量・・・1号	496	489	489	489	489
確保量・・・2号	128	131	131	131	131
合計(B)	624	620	620	620	620
差(B－A)	61	72	86	101	114

中部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・・1号	471	461	449	436	426
【第3期】量の見込み・・・2号	155	151	147	144	140
合計(A)	626	612	596	580	566
確保量・・・1号	553	545	545	545	545
確保量・・・2号	144	146	146	146	146
合計(B)	697	691	691	691	691
差(B－A)	71	79	95	111	125

西部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・・1号	380	371	361	352	342
【第3期】量の見込み・・・2号	125	121	118	115	112
合計(A)	505	492	479	467	454
確保量・・・1号	445	438	438	438	438
確保量・・・2号	115	117	117	117	117
合計(B)	560	555	555	555	555
差(B－A)	55	63	76	88	101

阿寒本町	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・・1号	25	24	23	23	22
【第3期】量の見込み・・・2号	8	8	8	7	7
合計(A)	33	32	31	30	29
確保量・・・1号	29	28	28	28	28
確保量・・・2号	7	8	8	8	8
合計(B)	36	36	36	36	36
差(B－A)	3	4	5	6	7

阿寒湖温泉	実施時期				
	2025 年度 (令和7年度)	2026 年度 (令和8年度)	2027 年度 (令和9年度)	2028 年度 (令和10年度)	2029 年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・・1号	10	9	9	9	9
【第3期】量の見込み・・・2号	3	3	3	3	3
合計(A)	13	12	12	12	12
確保量・・・1号	11	11	11	11	11
確保量・・・2号	3	3	3	3	3
合計(B)	14	14	14	14	14
差(B－A)	1	2	2	2	2

音別	実施時期				
	2025 年度 (令和7年度)	2026 年度 (令和8年度)	2027 年度 (令和9年度)	2028 年度 (令和10年度)	2029 年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・・1号	13	12	12	12	12
【第3期】量の見込み・・・2号	4	4	4	4	4
合計(A)	17	16	16	16	16
確保量・・・1号	15	15	15	15	15
確保量・・・2号	4	4	4	4	4
合計(B)	19	19	19	19	19
差(B－A)	2	3	3	3	3

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第 59 条に定められた以下の事業であり、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、各事業の量の見込みと確保方策を定めることとされています。

事業名	実施状況	事業概要	確保方策
利用者支援事業（基本型）	実施済	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	○
こども家庭センター（※）	実施予定（R7年度）	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」を設置し、保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行う事業です。	○
地域子育て相談機関（※）	実施予定（R7年度）	地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うほか、必要に応じて、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う事業です。	○
延長保育事業	実施済	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。	○
放課後児童健全育成事業	実施済	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	○
子育て短期支援事業 ・ショートステイ ・トワイライトステイ	実施済	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	○
乳児家庭全戸訪問事業	実施済	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	○
・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	実施済	・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。 ・要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。	○
地域子育て支援拠点事業	実施済	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	○
一時預かり事業 ・幼稚園等における在園児を対象とした預かり ・その他	実施済	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。 ※幼稚園が行う預かり保育は、一時預かり事業（幼稚園型）に再編。	○
病児・病後児保育事業	実施済	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。	○

事業名	実施状況	事業概要	確保方策
ファミリー・サポート・センター事業	実施済	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	○
妊婦健康診査	実施済	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	○
子育て世帯訪問支援事業（※）	実施予定（R7年度）	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。	○
児童育成支援拠点事業（※）	検討	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。	－
親子関係形成事業（※）	検討	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。	－
妊婦等包括相談支援事業（※）	実施予定（R7年度）	出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援を行う事業です。	○
乳児等通園支援事業（※） （こども誰でも通園制度）	実施予定（R8年度）	保育所等に通っていない満3歳未満の乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えると同時に、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	○
産後ケア事業（※）	実施済	退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。	○
実費徴収に伴う補足給付を行う事業	未実施	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	－
多様な事業者の参入促進・能力開発活用事業	未実施	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。	－

※：2025年度（令和7年度）より、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられる事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①利用者支援事業（基本型）

■ 事業内容

＜実施場所：釧路市子育て支援総合センター（令和7年度開設予定）、釧路市中部子育て支援センター、釧路市西部子育て支援センター＞

・こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：0～5歳	単位	第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み	箇所	3	3	3	3	3
確保量 … (B)	箇所	3	3	3	3	3
【第3期】差 (B－A)	箇所	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

・市内で3箇所の設置により対応する。

■ 確保方策の考え方

・今後も事業の継続実施により確保する。

■ 確保量の考え方

・量の見込みと同数を確保する。

②こども家庭センター

■ 事業内容

＜実施場所：釧路市こども支援課、健康推進課、釧路市子育て支援総合センター（令和7年度開設予定）＞

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に継続的・包括的支援を行う相談機関を設置する。（令和7年度内に「こども家庭センター」を開設）

＜こども家庭センターの機能＞

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談体制
- ・センター長、統括支援員の配置による体系的な支援体制
- ・サポートプランによる支援マネジメント
- ・地域資源の開拓

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：0～17歳	単位	第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み…(A)	箇所	1	1	1	1	1
確保量…(B)	箇所	1	1	1	1	1
【第3期】差(B-A)	箇所	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

- ・市内で1箇所の設置により対応する。

■ 確保方策の考え方

- ・事業の新規実施により確保する。

■ 確保量の考え方

- ・量の見込みと同数を確保する。

③地域子育て相談機関

■ 事業内容

- ＜実施場所：釧路市子育て支援総合センター（令和7年度開設予定）、釧路市中部子育て支援センター、釧路市西部子育て支援センター＞
- ・市町村は、「こども家庭センター」に加え、その地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めるものとされている。
 - ・従来から、身近な交流・相談の場としている「子育て支援センター」を、「地域子育て相談機関」として位置づけ、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やし、必要な支援につなぐなど、中核的な相談機関である「こども家庭センター」に適切に情報共有・連携することで、地域において重層的な相談体制を構築する。

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：0～17歳	単位	第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み…（A）	箇所	3	3	3	3	3
確保量…（B）	箇所	3	3	3	3	3
【第3期】差（B－A）	箇所	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

- ・市内で3箇所の設置により対応する。

■ 確保方策の考え方

- ・事業の新規実施により確保する。
- ※中学校区ごとに1箇所ずつの設置が望ましい（釧路市では15箇所）とされているが、まずは市内3箇所に設置し、子育て世帯からの相談件数や相談状況を鑑みて、設置箇所数を増やすことについて検討する。

■ 確保量の考え方

- ・量の見込みと同数を確保する。

④延長保育事業

■ 事業内容

<実施場所：保育所、認定こども園、地域型保育>

・保育認定を受けたこどもが通常利用時間を超えて、保育所、認定こども園等において保育を受ける。

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：0～5歳	単位	第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み（補正前）	実人	243	237	230	224	219
↓補正後						
【第3期】量の見込み（補正後）・・（A）	実人	789	768	748	729	710
確保量・・（B）	実人	789	768	748	729	710
差（B－A）	実人	0	0	0	0	0
実施箇所数	箇所	38	38	38	38	38

■ 量の見込みの考え方

・手引きに基づき算出した量の見込みと過去の実利用者数に乖離が見られるため、過去の実利用者数と人口減少率に応じた量の見込みを算出した。（補正後）

■ 確保方策の考え方

・今後も事業の継続実施により確保する。

■ 確保量の考え方

・量の見込みと同数を確保する。

【教育・保育提供区域別】

(単位：人)

東部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	252	246	240	234	227
確保量・・・・・(B)	252	246	240	234	227
差(B－A)	0	0	0	0	0

中部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	281	274	267	260	254
確保量・・・・・(B)	281	274	267	260	254
差(B－A)	0	0	0	0	0

西部	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	227	221	215	209	204
確保量・・・・・(B)	227	221	215	209	204
差(B－A)	0	0	0	0	0

阿寒本町	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	15	14	14	14	13
確保量・・・・・(B)	15	14	14	14	13
差(B－A)	0	0	0	0	0

阿寒湖温泉	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	6	6	5	5	5
確保量・・・・・(B)	6	6	5	5	5
差(B－A)	0	0	0	0	0

音別	実施時期				
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【第3期】量の見込み・・(A)	8	7	7	7	7
確保量・・・・・(B)	8	7	7	7	7
差(B－A)	0	0	0	0	0

⑤放課後児童健全育成事業

■ 事業内容

＜実施場所：児童館、児童センター＞

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：小学生		単位	第3期				
			2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み	低学年	実人	536	507	479	452	427
	高学年	実人	322	307	293	279	266
	合計	実人	858	814	772	731	693
↓ 補正後							
【第3期】量の見込み (補正後)	低学年	実人	1,028	977	929	883	841
	高学年	実人	181	173	164	156	148
	合計 (A)	実人	1,209	1,150	1,093	1,039	989
↓ 学年別に算出							
【第3期】量の見込み (学年別) … (A)	1年生	実人	412	391	373	353	337
	2年生	実人	308	293	278	265	252
	3年生	実人	308	293	278	265	252
	低学年計	実人	1,028	977	929	883	841
	4年生	実人	91	86	82	78	74
	5年生	実人	54	52	49	47	44
	6年生	実人	36	35	33	31	30
	高学年計	実人	181	173	164	156	148
	合計	実人	1,209	1,150	1,093	1,039	989
確保量 … (B)		実人	1,209	1,150	1,093	1,039	989
差 (B - A)		実人	0	0	0	0	0
実施箇所		箇所	23	23	23	23	23

■ 量の見込みの考え方

- ・手引きに基づき算出した量の見込みと過去の実利用者数に乖離が見られるため、過去の実績値から市内の全児童数に20%を乗じた値を「量の見込み」とした。(補正後)
- ・低学年については、1年生：2年生：3年生を4：3：3の割合、4年生：5年生：6年生を5：3：2の割合で按分して算出した。

■ 確保方策の考え方

- ・今後も事業の継続実施により確保する。
- ・「阿寒湖温泉」については、子供交流館における居場所の提供を行う事業により確保する。
- ・「音別」については、放課後子ども広場事業により確保する。

■ 確保量の考え方

- ・量の見込みと同数を確保する。

【教育・保育提供区域別】

(単位：人)

東部		実施時期				
		2025 年度 (令和 7年度)	2026 年度 (令和 8年度)	2027 年度 (令和 9年度)	2028 年度 (令和 10年度)	2029 年度 (令和 11年度)
【第3期】量の見込み(学年別)・・・ (A)	1年生	131	125	120	112	108
	2年生	99	94	89	85	81
	3年生	99	94	89	85	81
	低学年計	329	313	298	282	270
	4年生	29	27	26	25	24
	5年生	18	17	16	15	14
	6年生	12	11	10	10	9
	高学年計	59	55	52	50	47
	合計	388	368	350	332	317
確保量・・・(B)		388	368	350	332	317
差(B－A)		0	0	0	0	0

中部		実施時期				
		2025 年度 (令和 7年度)	2026 年度 (令和 8年度)	2027 年度 (令和 9年度)	2028 年度 (令和 10年度)	2029 年度 (令和 11年度)
【第3期】量の見込み(学年別)・・・(A)	1年生	147	140	132	126	120
	2年生	110	105	100	95	90
	3年生	110	105	100	95	90
	低学年計	367	350	332	316	300
	4年生	32	31	29	28	26
	5年生	19	18	17	17	16
	6年生	13	12	12	11	11
	高学年計	64	61	58	56	53
	合計	431	411	390	372	353
確保量・・・(B)		431	411	390	372	353
差(B－A)		0	0	0	0	0

(単位：人)

西部		実施時期				
		2025 年度 (令和 7年度)	2026 年度 (令和 8年度)	2027 年度 (令和 9年度)	2028 年度 (令和 10年度)	2029 年度 (令和 11年度)
【第3期】量の見込み(学年別)・・・(A)	1年生	117	114	107	102	98
	2年生	89	84	80	76	72
	3年生	89	84	80	76	72
	低学年計	295	282	267	254	242
	4年生	26	24	24	23	21
	5年生	16	15	14	13	13
	6年生	10	10	9	9	8
	高学年計	52	49	47	45	42
	合計	347	331	314	299	284
確保量・・・(B)		347	331	314	299	284
差(B-A)		0	0	0	0	0

阿寒本町		実施時期				
		2025 年度 (令和 7年度)	2026 年度 (令和 8年度)	2027 年度 (令和 9年度)	2028 年度 (令和 10年度)	2029 年度 (令和 11年度)
【第3期】量の見込み(学年別)・・・(A)	1年生	7	8	7	6	5
	2年生	6	5	5	5	5
	3年生	6	5	5	5	5
	低学年計	19	18	17	16	15
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
	高学年計	3	3	3	3	3
	合計	22	21	20	19	18
確保量・・・(B)		22	21	20	19	18
差(B-A)		0	0	0	0	0

(単位：人)

阿寒湖温泉		実施時期				
		2025 年度 (令和 7年度)	2026 年度 (令和 8年度)	2027 年度 (令和 9年度)	2028 年度 (令和 10年度)	2029 年度 (令和 11年度)
【第3期】量の見込み(学年別)・・・(A)	1年生	4	3	3	2	2
	2年生	2	2	2	2	2
	3年生	2	2	2	2	2
	低学年計	8	7	7	6	6
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	高学年計	1	1	1	1	1
	合計	9	8	8	7	7
確保量・・・(B)		9	8	8	7	7
差(B－A)		0	0	0	0	0

音別		実施時期				
		2025 年度 (令和 7年度)	2026 年度 (令和 8年度)	2027 年度 (令和 9年度)	2028 年度 (令和 10年度)	2029 年度 (令和 11年度)
【第3期】量の見込み(学年別)・・・(A)	1年生	4	3	3	3	3
	2年生	3	3	3	3	3
	3年生	3	3	3	3	3
	低学年計	10	9	9	9	9
	4年生	2	2	2	1	1
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	高学年計	2	2	2	1	1
	合計	12	11	11	10	10
確保量・・・(B)		12	11	11	10	10
差(B－A)		0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

■ 事業内容

<実施場所：釧路まりも学園>

- ・保護者の都合(病気や出張など)により、家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を預かる事業。

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：0～17歳	単位	第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み…(A)	延日／年	411	401	390	380	370
確保量…(B)	延日／年	411	401	390	380	370
【第3期】差…(B-A)	延日／年	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

- ・手引きに基づき算出したとおりの量の見込みとする。

■ 確保方策の考え方

- ・今後も事業の継続実施により確保する。

■ 確保量の考え方

- ・量の見込みと同数を確保する。

⑦乳児家庭全戸訪問事業

■ 事業内容

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意した適切な指導を行う。また、母親の心身の状況や養育環境を把握し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭には、適切なサービスに結びつける。

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：0歳	単位	第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み…(A)	実世帯	441	432	424	416	408
確保量…(B)	実世帯	441	432	424	416	408
【第3期】差…(B-A)	実世帯	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

- ・利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

- ・今後も事業の継続実施により確保する。

■ 確保量の考え方

- ・量の見込みと同数を確保する。

⑧養育支援訪問事業

■ 事業内容

- ・ 育児や家庭生活に支援が必要な世帯に対し、専門的見地による相談や助言などを行う。
(育児・家事援助等については新設される「子育て世帯訪問支援事業」に移行)

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：0～17 歳	単位	第 3 期				
		2025 年度 (R7 年度)	2026 年度 (R8 年度)	2027 年度 (R9 年度)	2028 年度 (R10 年度)	2029 年度 (R11 年度)
【第 3 期】量の見込み… (A)	実世帯	286	274	264	253	243
確保量… (B)	実世帯	286	274	264	253	243
【第 3 期】差… (B-A)	実世帯	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

- ・ 利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

- ・ 今後も事業の継続実施により確保する。

■ 確保量の考え方

- ・ 量の見込みと同数を確保する。

⑨地域子育て支援拠点事業

■ 事業内容

＜実施場所：釧路市子育て支援総合センター（令和 7 年度開設予定）、釧路市中部子育て支援センター、釧路市西部子育て支援センター、はるとり保育園子育て支援センター、釧路風の子認定こども園子育て支援センター、親子つどいの広場昭和＞

・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：0～5歳	単位	第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み…（A）	延人／月	3,691	3,619	3,550	3,482	3,417
確保量 …（B）	延人／月	3,691	3,619	3,550	3,482	3,417
【第3期】差（B－A）	延人／月	0	0	0	0	0
実施箇所	箇所	6	6	6	6	6

■ 量の見込みの考え方

・手引きに基づき算出したとおりの量の見込みとする。

■ 確保方策の考え方

・今後も事業の継続実施により確保する。

■ 確保量の考え方

・量の見込みと同数を確保する。

⑩一時預かり事業（幼稚園型）

■ 事業内容

<実施場所：幼稚園、認定こども園>

- ・幼稚園や認定こども園において、幼稚園の教育時間の前後の時間に、在園している児童を預かる事業。

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：3～5歳		単位	第3期				
			2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】 量の見込み	1号認定	延人／年	10,231	9,900	9,582	9,281	8,989
	2号認定	延人／年	88,744	85,876	83,119	80,509	77,972
	合計（A）	延人／年	98,975	95,776	92,701	89,790	86,961
確保量…（B）		延人／年	98,975	95,776	92,701	89,790	86,961
【第3期】差（B－A）		延人／年	0	0	0	0	0
実施箇所数		箇所	36	36	36	36	36

■ 量の見込みの考え方

- ・手引きに基づき算出したとおりの量の見込みとする。

■ 確保方策の考え方

- ・今後も事業の継続実施により確保する。

■ 確保量の考え方

- ・量の見込みと同数を確保する。

⑪一時預かり事業（幼稚園以外）

■ 事業内容

- ・【一時預かり】＜実施場所：保育所、認定こども園＞
保護者の就労や、保護者の傷病など緊急的な事由、保護者が心身のリフレッシュ等の用事などで一時的に保育を必要とする児童を保育施設で預かる事業。
- ・【ファミリー・サポート・センター】＜実施場所：子育てサポートセンター・すくすく＞
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方（依頼会員）と当該援助を行いたい方（提供会員）との相互援助を行う事業。
- ・【トワイライトステイ】＜実施場所：釧路まりも学園＞
保護者の都合(帰宅が夜間に渡る場合や休日に不在となる場合)により、ご家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を預かる事業。

■ 量の見込みと確保量

一時預かり：０～５歳 ファミリー・サポート・センター：０～５歳 トワイライトステイ：０～１７歳			単位	第３期				
				2025 年度 (R7 年度)	2026 年度 (R8 年度)	2027 年度 (R9 年度)	2028 年度 (R10 年度)	2029 年度 (R11 年度)
【第３期】量の見込み（補正前）			延人／年	28,632	27,924	27,239	26,582	25,944
↓ 補正後								
【第３期】 量の見込み （補正後）	一時預かり	延人／年	3,667	3,570	3,476	3,386	3,299	
	ファミリー・サポ ート・センター	延人／年	686	668	650	634	617	
	トワイライトステイ	延人／年	40	40	40	40	40	
	合計（Ａ）	延人／年	4,393	4,278	4,166	4,060	3,956	
確保量	一時預かり	延人／年	3,667	3,570	3,476	3,386	3,299	
	ファミリー・サポ ート・センター	延人／年	686	668	650	634	617	
	トワイライトステイ	延人／年	40	40	40	40	40	
	合計（Ａ）	延人／年	4,393	4,278	4,166	4,060	3,956	
差（Ｂ－Ａ）			延人／年	0	0	0	0	0
実施箇所数	一時預かり	箇所	8	8	8	8	8	
	ファミリー・サポ ート・センター	箇所	1	1	1	1	1	
	トワイライトステイ	箇所	1	1	1	1	1	

■ 量の見込みの考え方

- ・手引きに基づき算出した量の見込みと過去の年間延べ利用者数に乖離が見られるため、以下の方法により量の見込みを算出
- ・【一時預かり】
令和5年度の利用者数に、人口減少率を乗じて算出した量とした。
- ・【ファミリー・サポート・センター】
令和5年度の利用者数に、人口減少率を乗じて算出した量とした。
- ・【トワイライトステイ】
過去の利用者数を踏まえ、第2期計画と同数の量の見込みとした。

■ 確保方策の考え方

- ・今後も事業の継続実施により確保する。

■ 確保量の考え方

- ・【一時預かり】
量の見込みと同数とした。
- ・【ファミリー・サポート・センター】
量の見込みと同数とした。
- ・【トワイライトステイ】
量の見込みと同数とした。

⑫病児・病後児保育事業

■ 事業内容

【病児保育】＜実施場所：病児保育施設スクラム＞

- ・ 児童が病気の回復期に至らない場合であって、また当面の症状の急変が認められない場合、看護師や保育士のいる施設で、一時的に児童を預かる事業。

【病後児保育】＜実施場所：共栄保育園＞

- ・ 満1歳以上の児童が病気やケガの症状が落ち着き、登園できる状態まで回復しているが、体力などが回復していない場合、看護師や保育士のいる施設で、一時的に児童を預かる事業。

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：0～5歳、小学生		単位	第3期				
			2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み（補正前）		延人／年	14,658	14,268	13,892	13,533	13,184
↓補正後							
【第3期】 量の見込み (補正後)	病児保育	延人／年	188	182	177	173	168
	病後児保育	延人／年	47	46	44	43	42
	合計（A）	延人／年	235	228	221	216	210
確保量	病児保育	延人／年	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
	病後児保育	延人／年	870	870	870	870	870
	合計（B）	延人／年	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610
差（B－A）		延人／年	2,375	2,382	2,389	2,394	2,400
実施箇所	病児保育	箇所	1	1	1	1	1
	病後児保育	箇所	1	1	1	1	1

■ 量の見込みの考え方

- ・ 手引きに基づき算出した量の見込みと過去の年間延べ利用者数に乖離が見られるため、以下の方法により量の見込みを算出。

【病児保育】利用者が増加傾向にあること勘案して最大の利用者数を200とし、人口減少率に応じた量を算出した。

【病後児保育】最大の利用者数を50人とし、人口減少率に応じた量を算出した。

■ 確保方策の考え方

- ・ 今後も事業の継続実施により確保する。

■ 確保量の考え方

【病児保育】 1日6人×開設日数290日＝1,740人日

【病後児保育】 1日3人×開設日数290日＝870人日

⑬ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

■ 事業内容

＜実施場所：子育てサポートセンター・すくすく＞

・乳幼児や小学生等の児童の送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が地域で相互援助を行う事業。

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：小学生		単位	第3期				
			2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】 量の見込み (補正前)	低学年	延人／年	5,137	4,856	4,587	4,334	4,095
	高学年	延人／年	0	0	0	0	0
	合計	延人／年	5,137	4,856	4,587	4,334	4,095
↓補正後							
【第3期】 量の見込み (補正後)	低学年	延人／年	358	340	324	308	293
	高学年	延人／年	172	163	156	148	141
	合計（A）	延人／年	530	503	480	456	434
確保量	低学年	延人／年	358	340	324	308	293
	高学年	延人／年	172	163	156	148	141
	合計（B）	延人／年	530	503	480	456	434
差（B－A）	低学年	延人／年	0	0	0	0	0
	高学年	延人／年	0	0	0	0	0
	合計（B）	延人／年	0	0	0	0	0
実施箇所数		箇所	1	1	1	1	1

■ 確保方策の考え方

・手引きに基づき算出した量の見込みと過去の年間延べ利用者数に乖離が見られるため、過去の実利用者数と人口減少率に応じた量の見込みを算出した。（補正後）

■ 確保方策の考え方

・今後も事業の継続実施により確保する。

■ 確保量の考え方

・量の見込みと同数とした。

⑭妊婦健康診査

■ 事業内容

- ・定期的な健診において、心身の健康状態の把握、身体計測、保健指導を実施するとともに、妊娠週数に応じた医学的検査を実施する。

■ 量の見込みと確保量

	単位	第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み…(A)	延回／年	7,433	7,220	7,029	6,848	6,671
確保量…(B)	延回／年	7,433	7,220	7,029	6,848	6,671
【第3期】差…(B-A)	延回／年	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

- ・利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

- ・今後も事業の継続実施により確保する。

■ 確保量の考え方

- ・量の見込みと同数を確保する。

⑮子育て世帯訪問支援事業

■ 事業内容

・ 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。（訪問による生活の支援）
例）調理、掃除等の家事、子育ての助言 等

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：0～17 歳	単位	第 3 期				
		2025 年度 (R7 年度)	2026 年度 (R8 年度)	2027 年度 (R9 年度)	2028 年度 (R10 年度)	2029 年度 (R11 年度)
【第 3 期】量の見込み…（A）	実世帯	59	57	54	52	50
確保量…（B）	実世帯	59	57	54	52	50
【第 3 期】差…（B-A）	実世帯	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

・ 国の算出方法に基づき、「要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案して」対象となると考えられる世帯数に各年の人口減少率に応じた「量の見込み」を算出。
（利用が望ましい事業：児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、ネグレクト、保護者の育児疲れや育児不安、ヤングケアラー、特定妊婦など、支援を必要とすることが見込まれる世帯の数）

■ 確保方策の考え方

・ 今後も事業の継続実施により確保する。

■ 確保量の考え方

・ 量の見込みと同数を確保する。

⑩妊婦等包括相談支援事業

■ 事業内容

- ・全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）を行う。

■ 量の見込みと確保量

	単位	第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】 量の見込み… (A)	回／年	妊娠届出数 603	591	580	569	559
		1組当たり面談回数 3	3	3	3	3
		面談実施合計回数 1,809	1,773	1,740	1,707	1,677
確保量…(B)	延回／年	1,809	1,773	1,740	1,707	1,677
【第3期】 差…(B-A)	回／年	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

- ・手引きに基づき算出した量の見込みのとおりとする。

■ 確保方策の考え方

- ・手引きに基づき算出した量の見込み（令和5年度の妊娠届出）数に対し、面談回数3回（①妊娠届出時 ②妊娠8か月前後のアンケート回答数及び必要に応じた面談や電話による対応数 ③乳児家庭全戸訪問）を乗じたものを面談実施合計回数とする。

※令和4年度より出産・子育て応援給付金支給事業の中の伴走型相談支援として開始。令和7年度より、妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）として子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられるため、新たに確保方策を定めるもの

■ 確保量の考え方

- ・量の見込みと同数を確保する。

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

■ 事業内容

- ・幼稚園、保育所、認定こども園等に通っていない0歳6か月から2歳のこどもに、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、当該こどもとその親の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う。

■ 量の見込みと確保量

対象年齢：0歳（6か月以上）	単位	第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み…（A）	定員数	－	6	6	6	6
確保量…（B）	定員数	－	6	6	6	6
【第3期】差…（B-A）	定員数	－	0	0	0	0
対象年齢：1歳	単位	第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み…（A）	定員数	－	19	19	19	18
確保量…（B）	定員数	－	19	19	19	18
【第3期】差…（B-A）	定員数	－	0	0	0	0
対象年齢：2歳	単位	第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み…（A）	定員数	－	21	20	20	20
確保量…（B）	定員数	－	21	20	20	20
【第3期】差…（B-A）	定員数	－	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

※令和8年度実施事業のため、国の手引きにおいて示されている仮定の算出方法により量の見込みを算出。

- ①対象年齢：0歳6か月から2歳の未就園児と仮定
- ②対象者の月当たり利用上限時間：10時間と仮定
- ③実施園の月当たり受入可能時間数：176時間と基本とする。

■ 確保方策の考え方

- ・量の見込みと同数を確保するために実施園を募ることとする。市立園についても実施を検討する。

■ 確保量の考え方

- ・量の見込みと同数を確保する。

⑱産後ケア事業

■ 事業内容

＜実施場所：市立釧路総合病院、ママケアハウスイコロ助産院＞

- ・今後の健やかな育児につながるよう、利用者が宿泊して休養の機会を設け、心身のケアや育児のサポート支援を行う。

■ 量の見込みと確保量

	単位	第3期				
		2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
【第3期】量の見込み…(A)	延人／年	132	132	132	132	132
確保量…(B)	延人／年	132	132	132	132	132
【第3期】差…(B-A)	延人／年	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

- ・過去の実績と各施設の受け入れ可能人数に応じて、見込みを推計した。

■ 確保方策の考え方

- ・既存の実施施設による確保を基本として、実施施設の最大受け入れ可能人数とする。
- ※令和7年度より子ども・子育て支援事業に位置づけられるため、新たに確保方策を定めるもの

■ 確保量の考え方

- ・市立釧路総合病院 : 定員1人×48日(日祝年末年始除く日数) = 48人
 - ・ママケアハウスイコロ助産院 : 定員1人×84日(日祝年末年始除く日数) = 84人
- 計 132人

⑱その他の事業について

次の事業についても、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業であり、釧路市におけるニーズを見極め、事業の実施の必要性について検討していく必要があります。

・児童育成支援拠点事業

■ 事業内容

- ・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童とその保護者が抱える多様な課題に応じて支援を行う。

例) 居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

・親子関係形成支援事業

■ 事業内容

- ・要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業

例) 講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

5. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。

このため、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援の実施に努めます。

(1) 地域子ども・子育て支援事業以外の教育・保育の提供及び推進

利用者の多様な子育て支援ニーズに対応するため、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に加え、関連性の高い下記の事業を実施します。

① 地域における子育て支援の充実

■ 保護者の就労等の理由により多様な保育等の需要に対応する事業

事業名	内容
休日保育事業	保育所に入所している児童を対象に、日曜日や祝日、勤務により児童を保育できない保護者に代わり、保育所が児童（満6か月以上）を保育します。
夜間保育事業	夜間に就労する保護者の保育ニーズに対応するため夜間の保育をします。（満3か月以上）

■ 地域子育て支援拠点事業

事業名	内容
子育て連携事業	6・7か月育児相談、マタニティ講座、新入学児童保護者子育て講話を実施します。

■ 保育所職員に対する研修の推進

事業名	内容
釧路市保育研修会	こどもの養育環境の変化や子育てに対する意識・価値観の変化がみられる中で、さらなる保育の質の向上を図るため、保育士等を対象とした研修会を開催します。

② 子育て支援に係るサービス等の情報提供

子育て支援を必要とする保護者に対し、確実なサービス利用に結びつけるため、各種子育て支援事業の情報提供を行います。

- 子育て家庭支援ガイドブック
- 保育所等入所のしおり

(2) 幼保小連携の取組の推進

幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、幼稚園、認可保育所、認定こども園、学校関係者間の情報共有、交流活動などの実施、小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの検討、合同研修の実施などにより多面的な連携に努め、幼保小連携の取組を推進します。

(3) 教育・保育の受入体制の充実

本市では、教育・保育ニーズに対応するため、第5章の「3. 教育・保育の量の見込みと確保方策」における確保方策の考え方に基づき、既存の幼稚園・認可保育所・認定こども園等による確保を中心とした整備を進めており、第2期計画期間中においては、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟にこどもを受け入れられる特長がある認定こども園への移行を進めてきました。

今後も事業者の理解・協力を得ながら、バランスの取れた受入体制の確保・充実を図ります。

第6章 計画の推進体制

1. 計画推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたります。このため、こども施策に関わる関係部署間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

2. 関係機関との連携

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め関係部署間の密接な連携を図るとともに、関係機関等とこども・子育て支援に必要な情報を共有し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施します。

また、市民が希望する教育・保育事業サービスを円滑に利用できるよう、広域的な利用を想定して近隣自治体と連携を図り、迅速に利用調整等が行われるように努めます。

さらに、地域のこども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う幼稚園、認可保育所、認定こども園と、地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携に係る支援に努めます。

また、保育を利用するこどもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブ等を利用できるよう、相互の連携に努めます。

3. 計画の達成状況の点検・評価・見直し

本市では、「釧路市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化、制度変更により、実態が本計画と乖離し、著しく供給量が不足する場合等は、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

また、今後5年間の事業量と確保方策が記載されている事業については、毎年度見直すローリング方式により進行管理を行います。



第3期釧路市子ども・子育て支援事業計画

◆発行 2025年（令和7年）3月

◆発行者 釧路市こども保健部こども育成課